

福知山市地域防災計画

資料編

令和7年5月

福知山市防災会議

福知山市地域防災計画 資料編 目次

第1章 条例・規程・規則・協定・要請関係

条1	福知山市防災会議条例	資1-1
条2	福知山市災害対策本部条例	資1-4
条3	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	資1-5
条4	福知山市弔慰金の支給等に関する条例	資1-7
条5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準	資1-12
規1	福知山市災害対策本部規程	資1-16
規2	福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資1-27
規3	福知山市屋根雪おろし等費用助成金交付要綱	資1-44
規4	福知山市消防団消防活動基準及び活動要領抜粋 (参考)大規模災害と消防団活動	資1-46 資1-50
規5	災害時における炊き出しに対する交付金交付要綱	資1-55
協1	防災関係協定一覧表	資1-60
協2	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定「NHK、KBS」【府協定】	資1-64
	〃 「(株)エフエム京都」	資1-65
協3	災害時の相互応援に関する協定「長崎県島原市」	資1-66
	〃 「静岡県小山町」	資1-68
	〃 「兵庫県丹波市」	資1-70
	〃 「兵庫県篠山市」	資1-72
	〃 「兵庫県朝来市」	資1-75
	〃 「兵庫県養父市」	資1-77
	〃 「兵庫県豊岡市」	資1-79
協4	大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定	資1-81
協5	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町村による災害時等相互応援に関する協定	資1-84
協6	京都府広域消防相互応援協定書	資1-88
協7	京都府広域消防相互応援協定実施細目	資1-92
協8	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	資1-95
協9	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	資1-99
協10	災害時におけるLPガス供給に関する協定	資1-101
協11	災害時における福知山市と福知山市内郵便局との相互協力に関する協定	資1-103
協12	大野ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	資1-105
協13	災害時等における医療救護活動に関する協定「福知山医師会」	資1-109
協14	災害時における緊急放送に関する協定「京都FM丹波放送(株)」	資1-113
協15	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	資1-116
協16	災害時等の応援に関する申し合わせ「近畿地方整備局」	資1-127
協17	災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	資1-129
要1	緊急警報放送の要請に関する覚書【府覚書】	資1-132
要2	市町村における緊急警報放送の放送要請手続きについて	資1-133
要3	京都府防災情報システムによる避難勧告等放送事業者への伝達系統	資1-135
要4	自衛隊災害派遣要請・撤収要請依頼様式	資1-137

第2章 申請・報告・証明書様式

報1	災害対策情報	資2-1
報2	被害概況速報	資2-2

報 3	被害状況報告様式	資 2- 3
申 1	緊急通行車両確認申請・届出関係様式集	資 2- 5
申 2	罹災証明申請書様式	資 2- 9
標 1	標識・腕章・標章・証票関係一覧	資 2-12

第3章 連絡先等一覧

行 1	府内市町村の所在地及び電話番号一覧表	資 3- 1
行 2	指定行政機関・指定地方公共機関等一覧表	資 3- 2
指 1	福知山都市ガス・簡易ガス事業者一覧表	資 3- 5
防 1	府内消防本部の所在地及び電話番号一覧表	資 3- 6
民 1	自主防災組織等一覧表	資 3- 7

第4章 情報伝達・備蓄・資機材等

通 1	有線放送設備地区一覧表	資 4- 1
通 2	京都府防災情報システム電話番号表	資 4- 4
食 1	米穀の調達系統	資 4- 6
消 1	消防水利の状況	資 4- 7
消 2	消防本部・署別自動車現勢一覧	資 4- 8
消 3	消防団車庫詰所 車両配置一覧表	資 4- 8
飲 1	供給水源施設一覧表	資 4-11

第5章 避難所等重要拠点

避 1	指定避難所一覧表	資 5- 1
避 2	指定緊急避難場所一覧表	資 5- 2
避 3	広域避難所一覧表	資 5- 7
避 4	福祉避難所一覧表	資 5- 8

第6章 災害危険区域・観測機器位置等

観 1	地震観測地点一覧表	資 6- 1
水 1	危険ため池一覧表	資 6- 2
土 1	土砂災害警戒区域指定箇所一覧	資 6- 3
土 2	福知山市が独自に指定している自然斜面	資 6- 4
土 3	通行不能となる恐れのある避難路	資 6- 5
要 1	浸水想定区域内要配慮者施設名簿	資 6- 6
要 2	土砂災害警戒区域内要配慮者施設名簿	資 6- 8
山 1	山腹崩壊危険地区一覧表	資 6- 9
山 2	崩壊土砂流出危険地区一覧表	資 6-13
山 3	地すべり危険地区一覧表	資 6-17

第7章 教育・文化財

文 1	福知山市の指定文化財一覧表	資 7- 1
-----	---------------	--------

第8章 教育・文化財

広 1	避難指示・勧告広報文案、チェックリスト	資 8- 1
信 1	信号による伝達方法・方式	資 8- 3

第9章 その他・参考

参 1	気象庁震度階級関連解説表	資 9- 1
参 2	福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表	資 9- 4
参 3	福知山市周辺及び京都府域における地震活動	資 9-23
他 1	応急仮設住宅建設適地一覧表	資 9-30

他 2	林野火災対策において対象とする陸上自衛隊施設	資 9-31
他 3	陸上自衛隊施設周辺の路線一覧	資 9-32
他 4	地区防災計画策定状況一覧表	資 9-33

第 1 章 条例・規程・規則・協定・要請關係

福知山市防災会議条例

昭和38年10月1日

条例第18号

改正 平成12年3月29日条例第25号

改正 平成28年3月29日条例第30号

改正 令和4年3月29日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、福知山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福知山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の区域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 福知山市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関及び福知山市内に駐とんする陸上自衛隊の職員のうち、市長が委嘱する者
 - (2) 京都府知事の部内の職員のうちから、市長が委嘱する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから、市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから、指名する者
 - (5) 教育長

資料編
第1章一条1

- (6) 消防長及消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要があると認めて委嘱する者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第25号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第30号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(福知山市水防協議会条例の廃止)

- 2 福知山市水防協議会条例（昭和28年福知山市条例第28号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月29日条例第27号）抄
(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

資料編
第1章－条 1

福知山市防災会議委員名簿

委員	機関名	職名	住所	電話番号
会長	福知山市	市長	福知山市字内記13番地の1	22-6111
委員	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	福知山市字堀今岡2459-14	22-5104
委員	京都地方気象台	台長	京都市中京区西ノ京笠殿町 38	075- 841-3008
委員	陸上自衛隊第7普通科連隊 福知山駐屯地	連隊長 駐屯地司令	福知山市字天田無番地	22-4141
委員	京都府中丹広域振興局	局長	舞鶴市字浜2020	0773- 62-2500
委員	京都府中丹西土木事務所	所長	福知山市篠尾新町1丁目91	22-5115
委員	京都府中丹西保健所	所長	福知山市篠尾新町1丁目92	22-6381
委員	京都府福知山警察署	署長	福知山市字堀小字上高田 2108-3	22-0110
委員	福知山市消防団	団長	福知山市東羽合46番地の1	24-0119
委員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部福知山駅	駅長	福知山市駅前町439番地	<u>090-5257</u> <u>-5282</u>
委員	西日本電信電話株式会社 京都支店	設備部長	京都市中京区壬生東淵田町 22	075- 842-9463
委員	関西電力送配電株式会社 京都本部福知山配電営業所	所長	福知山市駅南町3-82	22-3625
委員	福知山市民生児童委員連盟	理事	—	—
委員	福知山市防火協会	副会長	—	—
委員	福知山市社会福祉協議会	地域福祉課長	福知山市字内記10番地の18	23-3573
委員	福知山市	副市長	福知山市字内記13番地の1	22-6111
委員	福知山市	副市長	福知山市字内記13番地の1	22-6111
委員	福知山市教育委員会	教育長	福知山市字内記13番地の1	22-6111
委員	福知山市消防本部	消防長	福知山市東羽合町46番地の1	24-0119
委員	福知山市健康福祉部	部長	福知山市字内記13番地の1	22-6111

福知山市災害対策本部条例

昭和38年10月1日
条例第19号

改正 平成25年3月26日 条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、福知山市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和38年10月1日
条例第20号

改正 昭和42年12月条例第17号 平成12年9月28日条例第5号
平成17年9月29日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償について定めることを目的とする。

(損害の補償)

第2条 従事者又は従事者の遺族若しくは被扶養者が受ける損害の補償については、福知山市消防団員等公務災害等補償条例（昭和32年条例第16号）中、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償及び水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する規定を準用する。

(実施事項)

第3条 この条例に規定するもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月条例第17号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料編
第1章一条3

附 則（平成17年9月29日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成17年7月1日から適用する。

福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月3日
条例第5号

改正	昭和50年4月条例第14号	昭和51年12月条例第46号
	昭和53年6月条例第25号	昭和56年10月12日条例第9号
	昭和58年3月28日条例第24号	昭和62年7月11日条例第5号
	平成4年3月30日条例第27号	平成23年12月22日条例第12号
	令和元年7月5日条例第11号	令和元年12月24日条例第32号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

資料編
第1章一条4

第3条 本市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡の当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹があるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

資料編
第1章一条4

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定に該当する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる災害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

資料編
第1章一条4

- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書に該当する場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項の規定及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和53年6月条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

資料編
第1章一条4

附 則（昭和56年10月12日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和58年3月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年7月11日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年7月5日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月24日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年福知山市条例第33号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

資料編
第1章一条5

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

昭和38年京都府規則第26号
令和7年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内 着工 提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
炊き出しその他による食品	1 避難所に收容された者	1人1日当たり 1,300円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が

資料編
第1章一条5

の給与	2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者								限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内						輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内						1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏 19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300	
		全焼	冬 32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	
		流失							
		半壊	夏 6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
		半焼	冬 10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
		床上浸水							
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内						患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内						妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内						1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

資料編
第1章一条5

学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料編
第 1 章 条 5

		総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内
			災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料編
第1章—規1

福知山市災害対策本部規程

昭和39年7月20日
訓令第3号

改正 昭和42年6月訓令甲第3号 昭和44年8月訓令甲第3号
昭和46年5月訓令甲第1号 昭和48年7月訓令甲第5号
昭和49年10月訓令甲第1号 昭和52年12月訓令甲第5号
昭和56年9月10日訓令甲第8号 昭和58年12月20日訓令甲第4号
昭和60年8月31日訓令甲第7号 昭和61年4月1日訓令甲第1号
昭和62年8月20日訓令甲第6号 平成元年3月31日訓令甲第2号
平成2年12月26日訓令甲第8号 平成6年3月1日訓令甲第8号
平成8年1月29日訓令甲第3号 平成9年3月31日訓令甲第14号
平成10年3月31日訓令甲第6号 平成11年3月31日訓令甲第3号
平成14年3月29日訓令甲第7号 平成18年5月31日訓令甲第1号
平成20年12月1日訓令甲第2号 平成21年3月31日訓令甲第25号
平成23年3月31日訓令甲第14号 平成24年3月30日訓令甲第11号
平成24年9月26日訓令甲第6号 平成29年3月31日訓令甲第15号
平成30年3月28日訓令甲第29号 令和元年5月29日訓令甲第1号
令和2年7月20日訓令甲第2号 令和3年7月7日訓令甲第3号
令和4年8月23日訓令甲第6号 令和5年3月20日訓令甲第13号

庁中一般
各かい

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防災に関する事務処理（第3条・第4条）

第3章 対策本部（第5条—第16条）

第4章 活動計画及び訓練（第17条・第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福知山市災害対策本部条例（昭和38年福知山市条例第19号）第4条の規定に基づき、福知山市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 福知山市における暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。

資料編
第1章—規1

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第2章 防災に関する事務処理

(サービスの基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

(防災関係事項の協議)

第4条 市長部局及びその他の部局の各課は災害に関連ある応急対策その他の事業を行おうとするとき、又は法令及び通達等に基づいて国又は府に災害関係の報告をしようとするときは、危機管理監に協議若しくは連絡しなければならない。

第3章 対策本部

(副本部長及び本部員)

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副市長を、災害対策本部員（以下「本部員」という。）には対策本部の各部の部長、副部長、危機管理室長、危機管理室次長、職員課長、秘書広報課長及び市民総務部総務課長をもって充てる。

(対策本部会議)

第6条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）の下に対策本部会議を置く。

2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 対策本部会議は、本部長が招集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(部及び班)

第7条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 前項の部に部長及び副部長を、同項の班に班長及び班員を置く。

3 部長、副部長、班長及び班員は、別表第1中各担当職欄に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理する。

5 副部長は、部長を補佐する。

6 班長は、上司の命を受け班の事務を処理する。

(広域避難所派遣員等)

第8条 広域避難所に広域避難所派遣員を置き、避難所の開設及び運営に当たる。

2 本部長の判断により、地区避難所に地区避難所派遣員を置く場合がある。

3 救助第2班長は、広域避難所派遣員及び地区避難所派遣員の総括を行う。

4 広域避難所派遣員は、本部長が任命する。

(地区派遣員)

第9条 三和支所班、夜久野支所班及び大江支所班に地区派遣員を置き、地区内の災害情報の収集及び地区住民が必要とする情報の伝達に当たる。

2 三和支所班長、夜久野支所班長及び大江支所班長は、地区派遣員の総括を行い、集合及び解散の判断をする。

資料編
第1章—規1

3 地区派遣員は、本部長が任命する。

(道路河川班応援要員)

第10条 道路河川班に道路河川班応援要員を置き、国土交通省及び京都府が所有する排水ポンプ車出動時の作業立会いに当たる。

2 道路河川班長は、道路河川班応援要員の総括を行い、集合及び解散の判断をする。

3 道路河川班応援要員は、本部長が任命する。

(本部直轄応援要員)

第11条 動員班に本部直轄応援要員を置き、前3条の各派遣員の交代及び応援に当たる。

2 動員班長は、本部直轄応援要員の総括を行い、集合及び解散の判断をする。

3 本部直轄応援要員は、本部長が任命する。

4 その他本部長の判断により、災害現場に適時派遣を行う。

(緊急初動特別班)

第12条 市長公室に別表第2に掲げる緊急初動特別班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 前項の緊急初動特別班は、本部長が任命する。

(部間及び部内の応援)

第13条 本部長又は各部の部長は、災害の状況により、それぞれ各部又は各班の要員の配置につき第7条第2項によりがたいと認めるときは、その都度、必要な要員の応援を指示するものとする。

(各部の運営)

第14条 前条に定めるもののほか各部の運営に必要な事項については、当該部長が別に定める。

(対策本部要員の動員)

第15条 対策本部要員(対策本部の部の各班に所属する者をいう。以下同じ。)は、福知山市地域防災計画に定める動員計画に基づき動員する。ただし、同計画に定める状況外の災害の動員については、本部長がその都度指示する。

2 各班の班長は、当該各班の動員計画に変更があった場合には、その旨を動員班長に報告しなければならない。

(関係機関に対する連絡及び要請)

第16条 本部長は、災害の状況に応じ、別表第3に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

第4章 活動計画及び訓練

(各部の活動計画)

第17条 対策本部の各部長は、その所掌事務に係る活動計画を作成し、毎年3月末までに活動計画に検討を加え、必要があるときは修正して本部長に提出しなければならない。

(防災訓練)

第18条 災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要に応じて防災訓練を行うものとする。

2 防災訓練の種類は総合訓練、対策本部訓練、各部訓練及び部分訓練とし、訓練項目は、動員、通信連絡、救助、水防その他とする。

資料編
第1章—規1

別表第1（第7条関係）

部(室)	部長及び副部長相当職	班	班長相当職	事務分掌	班員
市長直轄組織	災害対策本部（情報収集・整理、対策本部会議、調査等）の総合調整				
	部長 危機管理監 副部長 危機管理室長	総合調整班	危機管理室次長	1 防災気象情報等の受信伝達 2 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。こと。 3 対策本部会議、連絡会議の事務局に関する事。こと。 4 防災会議に関する事。こと。 5 災害応急対策に係る資機材の調整に関する事。こと。 6 市防災行政無線・各防災システムの運用 7 災害救助法（昭和22年法律第118号）の運用一般	危機管理室職員
市長公室	広報・広聴、動員、自衛隊等関係機関との連絡調整に関する事項				
	部長 市長公室長 副部長 部長相当職	経営戦略班	経営戦略課長	1 市民に対する情報伝達・広報・広聴活動 2 渉外に関する事。こと。 3 自衛隊その他関係機関との連絡調整に関する事。こと。 4 福知山公立大学との連絡調整に関する事。こと 5 部内の連絡調整	経営戦略課職員
		動員班	職員課長	1 対策本部の動員体制及び配置の調整に関する事（支所及び各部への応援に関する事を含む。） 2 対策本部要員等の保健及び安全衛生管理に関する事。こと。 3 職員の被災状況調査及び見舞いに関する事。こと。 4 本部直轄応援要員の総括指揮	職員課職員
		広報班	秘書広報課長 ふるさと応援課長	1 市民に対する情報伝達・広報・広聴活動 2 報道機関との連絡・調整 3 災害記録（写真等）の収集・整理 4 被災地の慰問に関する事。こと。	秘書広報課職員 ふるさと応援課職員
		情報システム班	DX推進課長	1 情報システム関係の被害状況調査及び応急対策 2 庁内情報システムの稼働管理	DX推進課職員
総務部	災害情報収集及び被害調査に関する事項				
	部長 総務部長 副部長 部長相当職	情報管理班	総務課長	1 災害状況及び災害報告の総括に関する事。こと。 2 災害情報の受電、整理及び分析 3 庁舎管理及び整備 4 災害対策車両の配車に関する事。こと。 5 部内の連絡調整	総務課職員 選挙管理委員会事務局 市議会事務局 監査委員事務局
		情報収集班	契約監理課長	1 災害情報の受電、整理及び分析	契約監理課職員
		財政班	財政課長	1 応急対策期における災害情報受電支援 2 災害情報の受電、整理及び分析 3 災害予算の編成・執行管理に関する事。こと。	財政課職員
		資産活用班	資産活用課長	1 普通財産の管理、被害状況の調査並びに応急対策 2 応急対策期における災害情報受電支援 3 行政財産の被害状況の総括に関する事。こと。	資産活用課職員
		調査班	税務課長	1 応急対策期における災害情報受電支援 2 罹災者及び家屋、家財、生活必需品の被害調査並びに速報 3 罹災証明書の発行	税務課職員
		会計班	会計室長	1 義援金品の受付及び保管 2 災害関係費支出の審査及び支払 3 応急庁用必需物品の調達	会計室職員
市民生活部	文化、集会施設及び体育施設の応急対策等並びに支所対応、環境衛生及び廃棄物処理の応急対策に関する事項				
	部長 市民生活部長 副部長 部長相当職	人権推進班	人権推進室次長	1 所管施設及び施設の所管地域の被害状況調査及び災害応急対策 2 所管避難施設の開設、運営	人権推進室職員
		文化・スポーツ振興班	文化・スポーツ振興室長	1 文化及び体育施設の被害状況調査及び応急対策 2 所管避難施設の開設、運営管理 3 文化財の被害状況調査	文化・スポーツ振興室職員
		まちづくり推進班	まちづくり推進課長	1 集会施設の被害状況調査及び応急対策 2 部内の連絡調整	まちづくり推進課職員
		三和支所班	三和支所長	1 防災気象情報、被害情報等の収集・分析 2 市民に対する防災情報の伝達（地域情報伝達無線放送設備） 3 管内の消防団との連携 4 防災・水防信号の発令 5 本庁への活動情報及び被害情報の速報 6 資材管理 7 所管避難施設の開設、運営管理 8 地区派遣員の総括指揮 9 その他本庁各部への支援及び連携	三和支所職員
		夜久野支所班	夜久野支所長	1 防災気象情報、被害情報等の収集・分析	夜久野支所職員

資料編
第1章一規1

			<ol style="list-style-type: none"> 市民に対する防災情報の伝達（防災行政無線設備） 管内の消防団との連携 防災・水防信号の発令 本庁への活動情報及び被害情報の速報 資材管理 地区派遣員の総括指揮 その他本庁各部への支援及び連携 		
	大江支所班	大江支所長	<ol style="list-style-type: none"> 防災気象情報、被害情報等の収集・分析 市民に対する防災情報の伝達（防災行政無線設備） 管内の消防団との連携 防災・水防信号の発令 本庁への活動情報及び被害情報の速報 各地区防災支部との連絡調整 資材管理 所管避難施設の開設、運営管理 地区派遣員の総括指揮 その他本庁各部への支援及び連携 	大江支所職員	
	市民生活班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 消毒その他公衆衛生対策 し尿の処理及び市営墓地の被害状況調査及び応急対策 防疫用品の確保あつせん 斎場の運営、応急対策に関すること。 防犯に関すること。 	市民課職員 斎場職員	
	生活環境班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 環境保全対策に関すること。 所管施設の被害状況調査及び応急対策 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集・運搬・処理に関すること。 災害廃棄物の処理に関すること。 漂流物等の処理に関すること。 	生活環境課職員	
	避難所、要配慮者支援、医療及び食料確保に関する事項				
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 部長相当職	救助第1班	社会福祉課長 障害者福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 福祉施設（高齢者福祉施設を除く。）の被害状況調査及び応急対策 民生児童委員との連絡調整に関すること。 救援物資の受入配布及び備蓄品の配布 ボランティアの受入及び配置 所管避難施設の開設、運営 市見舞金の支出及び義援金品の配分 日本赤十字社との連絡調整策 災害応急住宅の建設対策 被災者生活再建支援（居住安定支援を除く。）に関すること。 生活必需品及び応急復旧資材の配分 死体の収容・処理 生業に必要な資金の貸与 部内の連絡調整 	社会福祉課職員 障害者福祉課職員
		救助第2班	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び管理の総括 避難者の収容保護 要配慮者の個別避難計画の運用及び避難状況把握 高齢者福祉施設の被害状況調査及び応急対策 その他の救助 	高齢者福祉課職員 地域包括ケア推進課職員
		食糧班	保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 応急食糧の確保、配給、炊き出し 医療関係機関との連絡 医療救護班の受入れ、編成及び出勤 所管医療施設の管理・運営 	保険年金課職員
		救護班	健康医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 傷病者の救護及び収容（移送） 医療品及び衛生資材の確保あつせん 健康危機管理（食中毒及び感染症を含む。）に関すること。 健康相談に関すること。 所管施設の管理 医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整 公設福祉避難スペースの運営 	健康医療課職員
	避難所、要配慮者支援に関する事項				
こども家庭部	部長 こども家庭部長 副部長 部長相当職	救護班	こども福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の管理 	こども福祉課職員
	こども家庭支援課長		<ol style="list-style-type: none"> 健康相談に関すること。 公設福祉避難スペースの運営 	こども家庭支援課職員	
	幼保支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園・認定こども園・くりのみ園の被害状況調査及び応急対策 所管施設の管理 	幼保支援課職員		

資料編
第1章—規1

商工及び産業関係、農林業関係の応急対策に関する事項					
産業部	部長 産業部長 副部長 部長相当職	産業班	産業課長 商業観光課 エネルギー・環 境戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害状況調査 2 商工業者に対する応急措置 3 生活必需品及び応急復旧資材の供給対策 4 長田野工業団地、アネックス京都三和の被害状況調査及び応急対策 5 企業交流プラザに関すること。 6 観光施設の被害状況調査及び応急対策 7 部内の連絡調整 	産業課職員 商業観光課職員 エネルギー・環 境戦略課職員
		農林整備班	農林整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業施設の被害状況調査及び応急対策 2 戸田地区とその周辺の被害状況調査及び応急対策 3 指定管理施設、直営施設の被害状況調査及び応急対策 4 林地及び林業施設の被害状況調査 5 林業関係生産資材の供給対策 6 森林組合との連絡調整 	農林整備課職員
		農業振興班	農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の被害状況調査及び応急対策 2 家畜被害調査及び防疫対策 	農業振興課職員 農業委員会事務 局職員
土木建築施設及び都市整備施設の整備点検、応急対策に関する事項					
建設交通部	部長 建設交通部長 副部長 部長相当職	道路河川班	道路河川課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業員の確保及び配置 2 市の管理道路、河川等の被害状況及び交通状況の調査並びに 対策 3 道路の除雪、その他障害物の除去 4 国所管の荒河排水機場、弘法川排水機場及び京都府所管の 新荒河排水機場設備、河守救急排水ポンプ場の運転管理 5 建設事業者等との連絡調整に関すること。 6 国、府関係の道路・河川等の被害状況及び交通状況の調査。 7 市所管及び京都府所管の樋門管理及び水位情報の収集と連 絡調整 8 排水ポンプ車の要請、国府調整 9 市所管の調整池及び調節池の水位情報の収集と水位調整 10 道路河川班応援要員の総括指揮 11 部内の連絡調整 	道路河川課職員
		建築住宅班	建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況調査及び応急対策 2 地震被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災者生活再建支援（居住安定支援）に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 	建築住宅課職員
		都市・交通班	都市・交通課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 街路及び公園緑地等の被害状況調査及び応急対策 2 開発地、造成地等の巡視点検及び応急対策並びに指導 3 市街地開発事業施行区域の被害状況調査及び応急対策 4 駅南北口広場及び駅東西駐輪場、鉄道高架下に関すること 5 所管避難施設の開設、運営管理 	都市・交通課職 員
		用地班	用地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水機場及び排水ポンプ車の応援 2 部内の災害対応の応援 	用地課職員
応急教育及び教育施設等の応急復旧に関する事項					
教育部	部長 教育部長 副部長 部長相当職	教育総務班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象及び災害情報の収集・伝達 2 教育施設の被害状況の総括 3 学校その他、教育施設の被害状況調査及び応急復旧 4 教育関係機関との連絡 5 部内の連絡調整 	教育総務課職員
		学校教育班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の救護及び応急教育 2 学用品等の調達、配分 3 休校、登下校等児童生徒の安全対策 4 学校給食の措置 5 所管避難施設の開設、運営管理 	学校教育課職員 学校給食センタ ー
		生涯学習班	生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育、青少年育成施設の被害状況調査及び応急復旧 2 社会教育関係団体との連絡 3 所管避難施設の開設、運営管理 	生涯学習課職員 中央公民館職員 図書館職員
消防活動及び水防活動に関する事項					
消防部	部長 消防長 副部長 部長相当職	指揮班	消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・活動状況の総括 2 防災・水防信号の発令及び広報の指示 3 消防団の非常招集及び活動指示 4 緊急消防援助隊等消防広域応援の受援調整 	警防課長 警防課担当課長 警防課日勤
		情報班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・活動状況の把握 2 所管システムによる災害情報の伝達 3 消防団の非常招集及び活動の調整 4 緊急消防援助隊等の消防広域応援の調整 	消防本部職員

資料編
第1章－規1

				5 部内の連絡調整	
	消防班（水防班）	予防課長		1 災害情報の収集・活動状況の把握及び報告 2 防災・水防信号の発令及び広報の実施 3 消防隊等の編成及び出動に関する事。こと。 4 災害現場における消防団の活動調整及び指示 5 災害警戒の広報、避難情報の伝達 6 避難者の誘導、避難所運営の支援 7 人命救助並びに身体及び財産の保護 8 遺体及び不明者の搜索 9 消防関係通信の運用及び確保 10 消防機材・水防資材点検整備 11 消防関係施設の点検整備	消防署職員 消防団員
上下水道部	水道供給施設及び下水道施設の応急復旧に関する事項				
	部長 上下水道部長 副部長 部長相当職	経営総務班	経営総務課長	1 所管施設の被害状況の総括 2 応急復旧資材の確保 3 飲料水の供給に関する事。こと。 4 上下水同需要家に対する広報 5 部内の連絡調整 6 本部との連絡調整	経営総務課職員
		水道班	水道課長	水道供給施設の被害状況調査及び応急対策	水道課職員
		下水道班	下水道課長	1 下水道排水設備、浄化槽の被害状況調査の総括 2 下水道管路施設等の被害状況調査及び応急復旧 3 市街地の被害状況調査 4 和久市雨水ポンプ場の運転管理、法川排水機場及びマンホールポンプ等、下水道処理施設の管理 5 段畑樋門の水位情報収集及び地元自治会との連絡 6 排水ポンプ車の管理及び運用 7 下水道処理施設の被害状況調査及び応急復旧	下水道課職員
病院事務部	医療及び救護に関する事項				
	部長 事務部長 副部長 部長相当職	病院総務班	総務課長	1 医療班の編成及び出動状況の把握 2 医療機関に対する協力要請 3 医療班の移動及び輸送車の確保 4 医療用資材の確保 5 部内の連絡調整 6 本部との連絡調整 7 病院施設の被害状況調査及び応急処置	総務課職員
		病院医事班	医事課長	1 医療及び救護に関する事。こと。 2 防疫に関する事。こと。 3 救護所の設置及び管理運営に関する事。こと。	医事課職員
		分院管理班	分院管理課長	1 医療班の編成及び出動状況の把握 2 医療機関に対する協力要請 3 医療班の移動及び輸送車の確保 4 医療用資機材の確保 5 病院施設の被害状況調査及び応急処置	大江分院管理課職員

別表第2（第12条関係）

緊急初動特別班出動基準及び事務分掌

出動基準	出動者	事務分掌
震度5弱以上の地震の発生（災害警戒本部自動設置）	あらかじめ任命してある職員	福知山市地域防災計画に定める地震発生による災害警戒・対策本部の初動体制の整備に関する事。こと。

資料編
第1章－規1

別表第3（第16条関係）

関係機関連絡・要請表

関係機関名	連絡又は要請事項
国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所	直轄河川の水防指導及び公共土木施設の応急復旧
陸上自衛隊第7普通科連隊	災害応急対策の支援
京都地方気象台	災害時気象支援資料の提供
京都府中丹広域振興局福知山地域総務防災課	災害救助法の発動、食料供給及び被害状況の報告
京都府中丹西土木事務所	水防活動の指導及び公共土木施設の応急復旧
京都府中丹西保健所	医療救護及び防疫用薬品の供給
京都府福知山警察署	人命救助及び治安の維持
京都府中丹家畜保健衛生所	家畜及び家きんの防疫指導
京都府公営企業管理事務所	工業用水の確保
西日本電信電話株式会社京都支店	被災電気通信施設の応急復旧及び緊急通話の取扱い
西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部福知山駅	救助物資及び避難者の輸送
関西電力送配電株式会社京都本部	電力供給の確保及び被災施設の応急対策
日本赤十字社京都府支部	救護班の派遣
日本放送協会京都放送局	避難情報等の周知
日本郵便株式会社福知山支店	郵便物の輸送
北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社	救助物資及び避難者の輸送
株式会社京都放送	避難情報等の周知
株式会社エフエム京都	避難情報等の周知
社団法人京都府エルピーガス協会福知山支部	プロパンガスの供給確保
福知山建設業協会	応急復旧活動支援
福知山医師会	医療活動及び救護活動支援
福知山薬剤師会	医薬品の供給
京都市消防局指令センター	航空機の派遣
福知山管工事組合	ガス及び水道管の応急復旧
農業協同組合、森林組合、由良川漁業協同組合	農業生産資材等の供給
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

資料編
第1章－規1

福知山市災害警戒本部要員動員計画

- ・ 1号配備は原則、部長級及び管理主管課長を配備。2号配備は、概ね全課長以上を配備。
- ・ 動員計画の1号、2号は標準であり、市長の指示や状況に応じて各部長が増減できるものとする。

部名	1号配備				2号配備			
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計
市長直轄組織	1	危機管理室	8	9	1	危機管理室	8	9
市長公室	1	経営戦略課	2	10	1	経営戦略課	3	12
		職員課	1			職員課	1	
		秘書広報課	3			秘書広報課	4	
		ふるさと応援課	2			ふるさと応援課	2	
		DX推進課	1			DX推進課	1	
総務部	4	総務課	2	7	4	総務課	4	16
		議会事務局	1			議会事務局	3	
		監査委員事務局	0			監査委員事務局	1	
		契約監理課	0			契約監理課	1	
		財政課	0			財政課	1	
		資産活用課	0			資産活用課	1	
		税務課	0			税務課	1	
		会計室	0			会計室	0	
市民生活部	1	人権推進室	2	7	1	人権推進室	3	25
		文化・スポーツ振興室	0			文化・スポーツ振興室	1	
		まちづくり推進課	1			まちづくり推進課	1	
		三和支所	1			三和支所	5	
		夜久野支所	1			夜久野支所	4	
		大江支所	1			大江支所	7	
		市民課	0			市民課	1	
		斎場	0			斎場	1	
		生活環境課	0			生活環境課	1	
健康福祉部	1	社会福祉課	1	5	1	社会福祉課	1	8
		健康医療課	0			健康医療課	1	
		障害者福祉課	0			障害者福祉課	1	
		高齢者福祉課	1			高齢者福祉課	1	
		地域包括ケア推進課	2			地域包括ケア推進課	2	
		保険年金課	0			保険年金課	1	
子ども家庭部	1	子ども福祉課	0	1	1	子ども福祉課	1	4
		子ども家庭支援部	0			子ども家庭支援部	1	
		幼保支援課	0			幼保支援課	1	
産業部	1	産業課	1	3	1	産業課	1	9
		商業観光課	0			商業観光課	1	
		エネルギー・環境戦略課	0			エネルギー・環境戦略課	1	
		農林整備課	1			農林整備課	3	
		農業振興課	0			農業振興課	1	
		農業委員会	0			農業委員会	1	
建設交通部	1	道路河川課	2	7	1	道路河川課	7	23
		建築住宅課	1			建築住宅課	6	
		都市・交通課	2			都市・交通課	6	

資料編
第1章－規1

		用地課	1			用地課	3	
教育部	2	教育総務課	1	3	2	教育総務課	2	9
		学校教育課	0			学校教育課	2	
		生涯学習課	0			生涯学習課	1	
		学校給食センター	0			学校給食センター	0	
		中央公民館	0			中央公民館	1	
		図書館	0			図書館	1	
消防部	1	消防本部	3	16	1	消防本部	4	21
		消防署（分署含む）	5			消防署（分署含む）	9	
		消防団	7			消防団	7	
上下水道部	1	経営総務課	1	2	1	経営総務課	1	4
		水道課	0			水道課	1	
		下水道課	0			下水道課	1	
病院事務部	1	病院総務課	1	3	1	病院総務課	2	6
		病院医事課	0			病院医事課	2	
		分院管理課	1			分院管理課	1	
計	16		57	73	16		126	146

福知山市災害対策本部要員動員計画

部名	1号動員				2号動員				3号動員
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計	全員
市長直轄組織	1	総合調整班	8	9	1	総合調整班	8	9	
市長公室	1	経営戦略班	4	13	3	経営戦略班	5	17	
		動員班	2			動員班	3		
		広報班	5			広報班	6		
		情報システム班	1			情報システム班	3		
総務部	4	情報管理班	8	29	4	情報管理班	10	42	
		情報収集班	3			情報収集班	5		
		財政班	4			財政班	5		
		資産活用班	4			資産活用班	4		
		調査班	4			調査班	11		
		会計班	2			会計班	3		
市民生活部	1	人権推進班	4	36	1	人権推進班	7	54	
		文化・スポーツ振興班	2			文化・スポーツ振興班	2		
		まちづくり推進班	1			まちづくり推進班	4		
		三和支所班	9			三和支所班	9		
		夜久野支所班	9			夜久野支所班	9		
		大江支所班	1			大江支所班	7		
		市民生活班	5			市民生活班	6		
		生活環境班	4			生活環境班	9		
健康福祉部	1	救助第1班	2	18	1	救助第1班	8	37	
		救助第2班	7			救助第2班	14		
		食糧班	4			食糧班	6		
		救護班	4			救護班	9		
子ども家庭部	1	救護班	5	6	1	救護班	9	10	
産業部	1	産業班	4	11	1	産業班	10	25	

資料編
第1章－規1

		農林整備班	4			農林整備班	8	
		農業振興班	2			農業振興班	6	
建設交通部	1	道路河川班	14	40	1	道路河川班	25	71
		建築住宅班	14			建築住宅班	20	
		都市・交通班	6			都市・交通班	15	
		用地班	5			用地班	10	
教育部	2	教育総務班	3	11	2	教育総務班	4	20
		学校教育班	3			学校教育班	8	
		生涯学習班	3			生涯学習班	6	
消防部	1	指揮班	5	41	1	指揮班	5	134
		情報班	12			情報班	12	
		消防班（水防班）	23			消防班（水防班）	116	
上下水道部	1	経営総務班	4	14	1	経営総務班	10	33
		水道班	4			水道班	10	
		下水道班	5			下水道班	12	
病院事務部	1	病院総務班	2	7	1	病院総務班	7	14
		病院医事班	2			病院医事班	4	
		分院管理班	2			分院管理班	2	
計	16		219	235	16		451	467

備考

- 1 動員は、この表の3段階による動員計画に基づき、災害の状況に応じ本部指令を基準として、臨機応変に実施するものとする。
- 2 消防部の消防班（水防班）は、この表に規定する人員のほか、必要隊を動員するものとする。
- 3 消防部は、この表に規定する班及び人員のほか、消防団員を動員するものとし、その人員は、消防団長の出動命令による数とする。

福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月5日
規則第13号

改正 昭和58年3月28日規則第29号 令和元年12月24日規則第16号
令和2年9月29日規則第11号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条－第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、福知山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年福知山市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げ

資料編
第1章—規2

る事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間及び療養費概算額を記載した医師の発行する診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の発行する証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

資料編
第1章—規2

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別記様式第4号）で借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

資料編
第1章—規2

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（別記様式第16号）により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和元年12月24日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月29日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料編
第1章-規2

別記様式第1号 (第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関 節 運 動 範 囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。		郵便番号	電話番号	局番	
年 月 日	病院又は 所在地 診療所の 名 称		診療担当者 氏 名		印

資料編
第1章—規2

別記様式第2号（第6条関係）

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書 (表)

受 付 日		受 付 番 号		受 付 者		貸 付 番 号	
被 災 日 時	年 月 日 時			災 害 名			
被 害 の 種 類	1 世帯主の負傷 3 住居の半壊	2 住居の全壊 4 家財の損害	被 害 場 所				
返 す 方 法	1年 賦	2 半年賦	いつまでに返せますか	年 月 (日)			
借 入 申 込 書 に つ い て	ふりがな		男 女	年 月 日生 (歳)		
	氏 名						
	ふりがな		郵便番号	電 話 番 号		
	現 住 所	(方)		〒	局 番		
	本 籍			勤務先の名称			
	職 業			と 所 在 地			
	氏 名	世帯主との続柄	年 令	健 否	職 業	収入 (月収)	勤 務 先 等
	世帯						
	状 況						
	と 収 入						
収入合計	円		支 出 合 計	円			
資 産 の 状 況	土 地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住 居 の 状 況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建 物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生 活 保 護	年 月 日より受給(生・住・教・医)			
	負 債	(内 容)	(金 額)	円			
(連帯保証人が書いて下さい)	氏 名			男 ・ 女	年 月 日生 (歳)		
	現 住 所			本 籍 地			
	職 業	月 収	円	申込者との関係	家族数	人	
	資 産	土 地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤 務 先 名 称			
		建 物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	所 在 地	電 話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)			
資金の使途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計	円
		に	円	災害援護資金で			円
		に	円	手持資金で			円
		に	円	その他 () で			円
		に	円				円

資料編
第1章-規2

(裏)

被災時の具体的状況		負傷 全治 か月						
住居の被害		(1) 全壊			(2) 半壊			
被災状況	被害の財	品名	現在購入に用	被害額	品名	現在購入に用	被害額	
		和だんす				婦人用腕時計		
		整理だんす				畳(畳中で畳が被害)		
		洋服だんす						
		鏡台				障子		
		腰掛机				ふすま		
		本箱・本だな						
		食器・戸だな				小計		
		食卓・茶ぶ台				その他被害のあった家財		
		げた箱						
		照明器具				品名	現在購入に用	被害額
		じゅうたん						
		扇風機						
		石油ストーブ						
		電気やぐらこたつ						
		電気冷蔵庫						
		電気・ガス炊飯器						
		電気洗たく機						
		電気掃除機						
		ミシン						
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
柱時計								
目覚し時計				小計				
紳士用腕時計				合計				

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。
年 月 日

借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
年 月 日

連帯保証人 ㊟

福知山市長 様

資料編
第1章－規2

別記様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦 半年 賦

利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場 所

3 御持参いただきたいもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

別記様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

資料編
第1章-規2

別記様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 号
災害援護資金借用書
借用金額 円
利 子 年3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名 印
住 所
保証人氏名 印

別記様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所
氏名 印

福知山市長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
金額 円

資料編
第1章-規2

別記様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

福知山市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	か月
	償還方法	1年賦 2半年賦		ただし 年月日 第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

資料編
第1章－規2

別記様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となった
のでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

資料編
第1章－規2

別記様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

別記様式第10号（第14条関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

名

印

氏

福知山市長

様

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

資料編
第1章－規2

別記様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたのでお知らせします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

別記様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

資料編
第1章-規2

別記様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円（償還未済額の全部一部で）円					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	ふりがな		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係		職業			
	勤務先及び所在地					
借相続人又はその	ふりがな		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所		借受人との続柄			
	職業		勤務先及び所在地			
保証人	ふりがな		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所		借受人との関係			
	職業		勤務先及び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。						
年 月 日						
免除申請者 印						
福知山市長 様						

資料編
第1章－規2

別記様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75% の率で違約金が更に加算されます。

資料編
第1章－規2

別記様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

福知山市長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

資料編
第1章-規2

別記様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
〇で囲むこと 1 住所変更 2 改正又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人（又は同居の親族）</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>福知山市長 様</p>				

福知山市屋根雪おろし等費用助成金交付要綱

平成24年2月6日告示第153号

改正 令和3年10月4日告示第210号

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者等の豪雪時における安全確保と不安感の緩和を図るため、現に居住する家屋の屋根及び避難路等の必要最低限度の除雪（以下「雪おろし等」という。）を自力ですることが困難な高齢者等に対し、雪おろし等に係る費用の助成を行うため交付する福知山市屋根雪おろし等費用助成金について福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で当該年度の市民税が非課税の世帯に属し、自力で雪おろし等が困難な者とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成する在宅高齢者世帯
- (2) 母子世帯（義務教育課程修了前の子とで構成する世帯）
- (3) 障害者手帳を有する者のみで構成する障害者世帯
- (4) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めた世帯

(助成の要件)

第3条 対象者が助成を受けることができるのは、当該地域における積雪量がおおむね70センチメートルを超え、当該世帯以外の者に費用を支払って雪おろし等を実施した場合で、当該雪おろし等を実施しなければ家屋及び人命への被害のおそれがあると市長が認めた場合とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、福知山市屋根雪おろし等費用助成金交付申請書（別記様式第1号）に居住区域の民生児童委員の証明を受けた上で、市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要事項を調査し、必要があると認めた者には、福知山市屋根雪おろし等費用助成金交付指令書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(助成額)

第6条 助成額は、雪おろし等に要した費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額を切り捨てる。）とする。ただし、1人につき1年度、

資料編
第1章－規3

20,000円を限度額とする。

(利用回数)

第7条 この助成金は、前条に規定する限度額の範囲内で複数回利用することができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成金の交付を受けた者があるときは、その者からその交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年1月1日以後に実施した雪おろし等にかかる申請から適用する。

附 則

この告示は、令和3年10月4日から施行する。

福知山市消防団消防活動基準及び活動要領抜粋

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、福知山市消防本部警防規程第52条に定める福知山市消防団が行う消防活動について、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この基準における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防活動 火災その他の災害又は事故を未然に防ぐため、消防団が行う活動をいう。
- (2) 警防活動 火災その他の災害又は事故が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため、消防団が行う活動及びこれに備える態勢をいう。
- (3) 非常災害 大火災、地震、洪水、台風、交通事故、産業事故その他の不慮の災害又は事故及び国民保護法制に基づく武力攻撃事態等、特別の警戒防御を必要とするものをいう。
- (4) 最高指揮者 災害現場に出動した消防団員を指揮し、消防団の活動を統括する権限と責任を有する者をいう。
- (5) 警戒区域 消防法第28条の規程に基づき、火災現場において活動の障害を防止するため、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う区域をいう。
- (6) 非常招集 災害の状況に対応するため、消防団員を招集することをいう。
- (7) 応 召 消防団員が召集に応じて指定場所に集まることをいう。

第2章 消防隊等の編成基準

(消防団の編成)

第3条 消防団の編成は、次のとおりとする。

- (1) 消防団における消防隊は、分団毎に中隊を編成し、中隊の集合を大隊とする。大隊長は団長、大隊長補佐は副団長、中隊長は分団長、中隊長補佐は副分団長をもって充てる。
- (2) 中隊長は、その中隊の実情に応じ小隊及び分隊を編成し、小隊長には部長、分隊長には班長をもって充てる。

(消防団の出動)

第4条 消防団の出動要領は、次のとおりとする。

- (1) 団本部は、原則としてすべての災害に出動するものとする。
- (2) 分団は、原則として当該分団の区域内の災害に出動するものとする。
- (3) 分団区域外の出動については、あらかじめ別表1、2に定める出動区分に基づき、消防長の要請により、消防団長の命令で出動するものとする。
- (4) 分団区域の境界で発生した火災又は延焼拡大が予想されると判断した場合、分団長は指示を待たずに出動し、その旨消防長又は消防団長に即報するものとする。
- (5) 消防車両の出動については、原則4名以上の団員で出動する物とする。

資料編
第1章—規4

(応援出動)

第5条

- (1) 本市域外の出動は、消防相互応援協定に基づき、消防長の命令により出動するものとする。
- (2) 応援出動について必要な事項は別に定める。

(消防団の活動)

第6条 分団は、火災現場において上席指揮者の指揮統制下、状況により配置機械器具を活用して消火活動を行い、火災の早期鎮圧を図り、各出動消防隊と協力して一体的活動を行うものとする。

2 火災現場活動に従事するときは、現場における最高指揮者の指示により、次の各号に掲げる事項を配慮して活動するものとする。

- (1) 情報収集
- (2) 負傷者等の救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定及び群集の整理
- (4) 飛火の警戒
- (5) 消火活動
- (6) 鎮火後の警戒
- (7) その他状況により必要と認める事項

3 水防現場及びその他の非常災害現場等の活動については、福知山市地域防災計画に基づき、消防長または消防団長の指示により活動するものとする。

4 予防活動は、防火・防災に係る住民指導、防火広報及び防火訪問等について、自助、共助の精神の基に積極的な活動を行うものとする。

第3章 消防訓練

(訓練の目的)

第7条 消防訓練(以下「訓練」という。)は消防活動における協力精神をかん養するとともに技術、知識及び体力の錬磨、習熟とその向上を図ることにより、災害現場活動の円滑、適正を期することを目的とする。

(訓練の種別)

第8条 訓練の種別は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 訓練礼式 消防団員の資質向上と優れた技能を修得させる基礎訓練
- (2) 基本操法訓練 防御活動の基礎となる消防操法についての訓練
- (3) 図上訓練 図上における消防隊の合理的な運用についての訓練
- (4) 実戦的訓練 災害現場を想定し、総合的な災害防御についての訓練
- (5) 救急救助訓練 災害現場活動に必要な応急手当又は救助技術についての訓練
- (6) 水防訓練 水防活動に必要な工法又は水防現場における水防活動についての訓練
- (7) 総合訓練 火災の防御、人命の救助、救護等を総合的に行う訓練

(訓練の実施基準)

第9条 前条に掲げる訓練は、消防団年間行事計画に基づき実施するものとする。

資料編
第1章—規4

第4章 非常召集

(非常召集の発令)

第10条 消防長又は消防署長は、非常災害等の警戒を行うに当たって緊急の必要のある場合は、消防団長と協議の上、消防団員の召集を発令するものとする。

(非常召集の種類)

第11条 非常召集（以下「召集」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1号召集 管轄地分団のうち必要人数
- (2) 2号召集 管轄地分団全員
- (3) 3号召集 管轄地分団以外の必要消防団員

(応召等)

第12条 応召は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員は、召集の伝達を受けたときは、直ちに管轄地分団の指定場所に応召し、上席指揮者にその旨を報告しなければならない。
- (2) 消防団員は、非常災害が発生するおそれのあるとき、又は発生を覚知したときは、召集の発令を待つことなく努めて出動しなければならない。

第5章 雑則

(即報事項)

第13条 消防団長は、消防活動等について、次の各号に該当する事案があったときは、消防長に即報しなければならない。

- (1) 消防隊が各災害現場へ出動したとき
- (2) 交通事故が発生したとき
- (3) 団員が死傷したとき
- (4) 消防機械器具等の故障により活動に支障が生じたとき
- (5) その他即報が必要と認める重要事項が発生したとき

(補則)

第14条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年5月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

出 動 区 分

出動区分	火 災 等 の 状 況 等
第1出動	火災通報の内容から小規模の火災であり、気象状況、地理的条件その他の状況から、当該通報の受信時点において火災があまり拡大するおそれがないと認められる場合
第2出動	1 第1出動に相当する規模の火災で、地理的条件その他から火災が拡大し、若しくはそのおそれがあると認められる場合 2 火災が拡大し、若しくはそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたい場合 3 その他火災通報の内容、気象条件、地理的条件その他の状況から、火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合
第3出動	第2出動に相当する規模の火災が更に拡大し、若しくはそのおそれがあり、当該出動では鎮圧しがたく、現場の最高指揮者から要請があった場合、又はこうした状態が予想される場合
特命出動	災害の状況により特に指定する必要がある場合
応援出動	1 応援協定等に基づく要請があった場合 2 非常災害等の状況により特に必要があると認められる場合

大規模災害と消防団活動

第1 水 防（台風・豪雨・土砂災害等）

1 基本的な事項

本市における水防は市長が行う。（水防法第3条）

また、本市における水防事務は消防機関が行うこととされている。よって福知山市消防団は水災時は「水防団」を兼ねるものである。（水防法第5条、福知山市水防計画）

出動の原則は消防団長の出動命令によるものであること。ただし同時多発的に災害が発生するなど、出動命令を待ついとまがないときは、分団長の判断で団員を招集し水防活動を行うことができる。

この場合、分団区域内の災害の状況及び団員の出動状況について消防無線等を活用し団本部（または消防署）に逐次報告するものとする。また、地元自治会長、地区駐在員等との連携を密にすると共に、連携を図るための拠点場所をあらかじめ指定しておくこと。

（水防活動時の任務）

- （1）警戒活動（堤防、河川、ため池など）
- （2）水防活動（水防工法などによる被害の軽減）
- （3）水没した道路等危険箇所の交通遮断（道路管理者がくれば引き継ぐ）（水防法14条）
- （4）災害状況の把握と団本部（または消防署）への報告（自治会長・地区駐在員との連携）
- （5）車載放送設備等を活用した各種広報活動
- （6）住民の避難誘導、危険が切迫した際の自主避難の呼びかけ。（自治会長・地区駐在員との連携）
- （7）住民への避難勧告・指示の伝達（災害対策本部の指示による）（自治会長・地区駐在員との連携）
- （8）避難所開設時の避難者の把握（避難所責任者（市職員）、地区駐在員との連携）
- （9）その他

2 出動区分（福知山市地域防災計画による）

種 類	災害の状況	団本部	分団本部	団員
水防1号 動員	気象注意報または由良川洪水注意報が発表され、相当の被害が発生する恐れのある場合、または突発的大災害が発生し必要と認める場合	正副団長		

水防2号 動員	気象警報または由良川洪水警報が発表され、相当の被害が発生する恐れのある場合、または突発的大災害が発生し必要と認める場合	正副団長	団長の出動命令による数	
水防3号 動員	大規模な災害が発生し、必要と認める場合	正副団長	全員	全員

第2 震 災 対 策

1 初動措置

地震による被害の中で最も恐ろしいのが火災である。地震発生後は、生命の危険が先行し、火の始末、初期消火までは行き届かず、同時火災が多発する。消防隊も火災の多発によりすべてに対応できず、また、道路の交通障害発生への恐れもあり、現場へ急行できない。よって迅速な初期消火活動が被害拡大防止の第一歩となる。

(1) 身体防護

地震が発生した場合、まずは自身及び周りの者の身体防護に心がける。

(2) 出火防止

- ア 自宅の出火防止
- イ 近隣への出火防止等の呼びかけ

(3) 近隣居住者の安否確認・救出

- ア 特に一人暮らしの老人等自力避難が困難な方の情報を的確に収集する。
- イ 緊急に救助が必要な場合は近隣の住民に協力を依頼する。

2 参集（震度6弱以上は消防詰所等へ自動参集）

地震発生後、消防団が迅速・確実な活動を行うためには団員の確保が第1条件である。そのため、いかに早く活動体制を確立できるかが大きなポイントとなるため、自宅等での初動措置が終了すれば、直ちに参集を開始する。

震度6弱に至らない地震発生時においても近隣・地域の被災状況を把握し、異常があれば分団長等を通じ指令室等に通報する。

※ 参集にあたっては別添「消防団参集フローチャート」を参照すること。

(1) 情報収集

参集途上においては地域の被災状況等情報収集を積極的に行う。(必ずメモを取る)

(2) 救助活動

参集途上において要救助者を発見したときは次による。

- ア 容易に救出できるときは救出活動を行う。
- イ 救出に時間がかかる場合は、要救助者の生命に危険がある場合等の特別の事情がない限り、付近住民に任せて指定された場所に参集する。

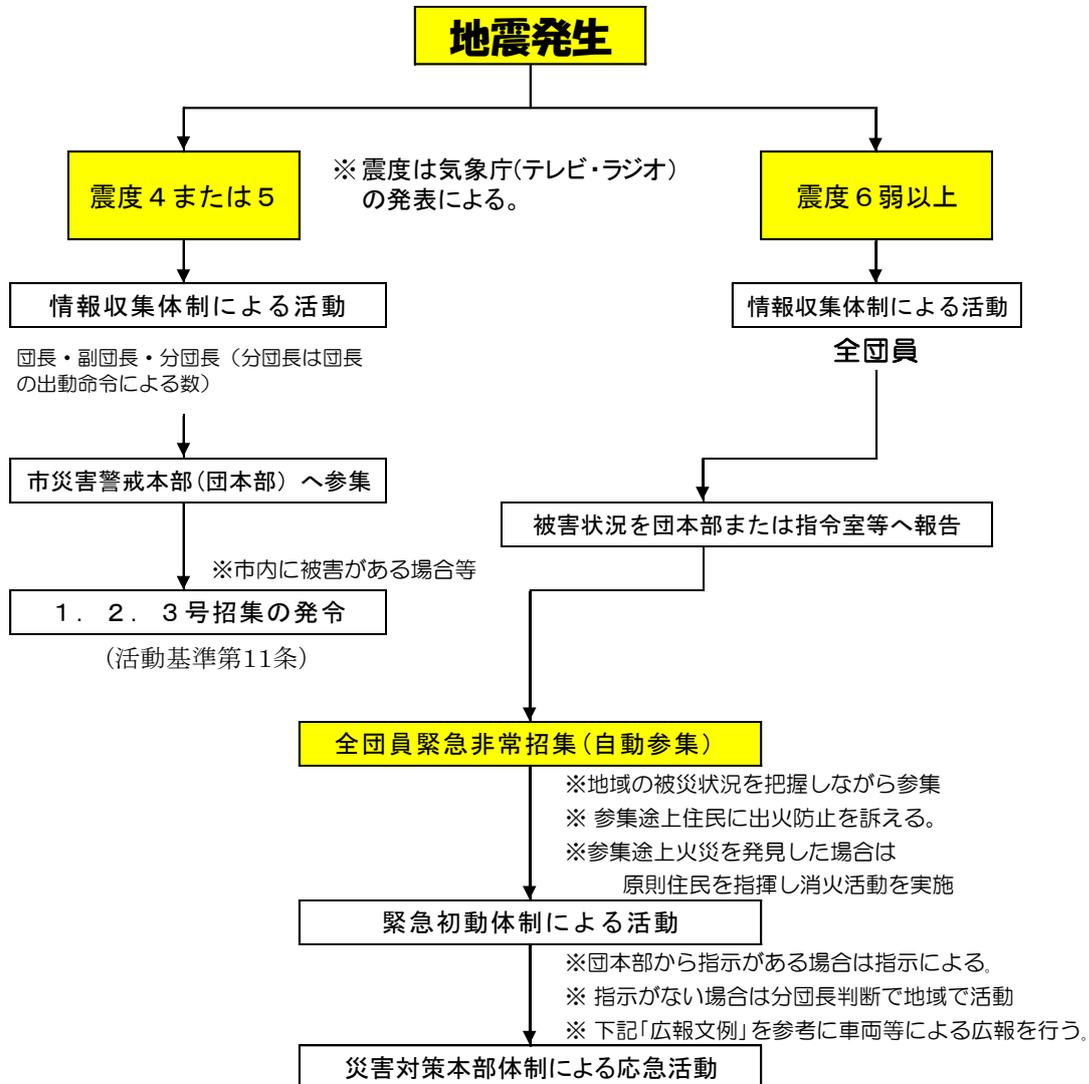
(3) 消火活動

参集途上等において火災を発見したときは自らがリーダーとなって付近住民を指揮し次により積極的に消火活動を行う。

- ア 自力消火が可能な場合は消火器やバケツリレーなどにより積極的に消火活動を行う。
- イ 自力消火が不可能な場合は付近住民に可能な範囲での消火活動を指示し、分団本部等に連絡又は急行し火災発生の報告を行い、小型ポンプ等による消火活動に移行する。
- ウ 消防署隊の応援は期待できないとの認識で活動する。

大規模地震発生時における出動体制

福知山市消防団



※参集について

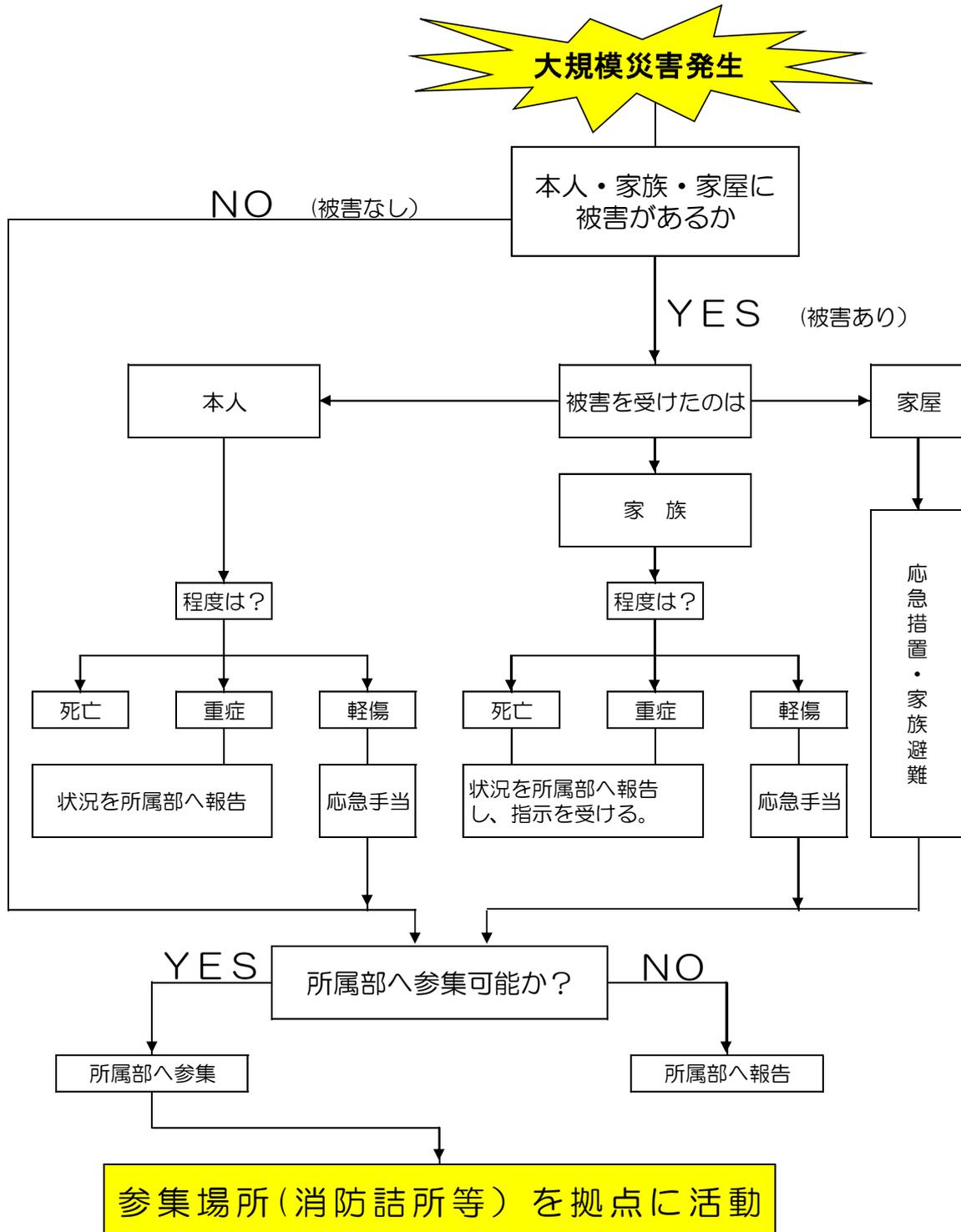
- 震度6弱以上の地震が発生すれば、消防団員は全員、消防詰所等(指定場所)へ自動参集する。
- 震度4以下の地震の場合であっても、被害状況により非常招集(活動基準第11条)が発令される場合がある。(消防長、団長の協議)

市民への広報文例

- ※1 ただ今、地震が発生しました。本市は、震度〇が記録されました。市民の皆さんは、火の元を確実に点検して火災の発生に注意をしてください。
- ※2 ただ今、地震が発生しました。本市は、震度〇が記録されました。火の元を確実に消してお隣に声を掛け、落ち着いて行動してください。
- ※3 震度〇の地震が発生しました。なお余震が続いています。火の元を点検し、お隣に声を掛け、皆さん一緒に行動してください。

消防団 参集フローチャート

福知山市消防団



災害時における炊き出しに対する交付金交付要綱

平成25年9月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害援助のために被災地域において炊き出しによる応急食糧の無償供給（以下「炊き出し」という。）を実施した自治会等住民自治組織（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する災害時における自治会等の実施する炊き出しに対する交付金について、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付目的)

第2条 この交付金は、炊き出しを実施した自治会等に交付を行うことで、被災者の生命の安全を守ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付金の対象となる炊き出しは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 自然災害、火災等により、避難所・救護所等に収容されている被災者、住家の被害により炊事のできない被災者等に対して提供されるものであること。

(2) 災害時に市が設置する広域避難所又は自治会の集会所等の公的施設等において実施されるものであること。

2 交付金の対象経費は、炊き出しに要する主食費、副食費、燃料費、調理器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、その他の雑費であって、市長が必要と認めるものについて交付する。

(交付対象者)

第4条 交付金の対象者は、炊き出しを実施した自治会等とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の交付金額は、予算の範囲内において、第3条第2項に定める経費の合計額とする。ただし、交付金の交付限度額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の災害救助基準の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給に定める費用（福知山市が、当該被災者に対して直接実施する弁当等の食糧供給に係る費用を含む。）とし、災害発生の日から7日以内
に実施されたものとする。

2 災害の事情により市長が必要と認めたときは、前項の期間を延長することができるものとする。

(交付の申請等)

資料編
第1章—規5

第6条 交付金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請自治会等」という。）は、炊き出しを終了後、1か月以内に、別記様式第1号及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請等があったときは、所要の審査を行い、交付金の交付を決定したときは、別記様式第2号により申請自治会等に通知するものとする。

（交付金の請求等）

第8条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた申請自治会等が、交付金の交付を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに申請自治会等に対して交付金を交付するものとする。

（関係書類の保存）

第9条 申請自治会等は、次に掲げる書類を作成し、保存しておかなければならない。ただし、そのことが著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成し、保存すること。

（1）救助実施記録日計表

（2）炊き出しその他による食品給与物品受払簿

（3）炊き出し給与状況

（4）炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

（5）炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

2 保存期間は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間とする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年9月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

資料編
第1章-規5

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

福知山市長 様

所在地
団体名
代表者名

(印)

災害時における炊き出しに対する交付金交付申請書

標記交付金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 対象自治会											
2 対象者数	避難所への避難者及び被災者数						概算人数			人	
3 実施内容	実施月日		上段：実施場所と協力者数を記載してください								
			下段：朝・昼・夕ごとの対象者数を記入してください								
	月 日	実施場所				協力者数			人		
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人		
	月 日	実施場所				協力者数			人		
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人		
	月 日	実施場所				協力者数			人		
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人		
	月 日	実施場所				協力者数			人		
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人		
合計	協力者合計						人				
	対象者合計						人				
4 交付金交付申請額	(炊き出しに必要な経費の見込額を記入)									円	

※交付金申請額の見込額が分からない場合は、次の計算式で概算額を算出してください。
 上記“2”の概算人数×330円×炊き出しの回数（食事ごとの回数）＝交付金交付申請額
 《例：概算人数が30人で、炊き出しの見込が昼と夕の2食を5日間続けるとした場合は、
 30人×330円×10回＝99,000円となります。》

資料編
第1章－規5

別記第2号様式(第7条関係)

年 月 日

福知山市長 様

所在地
団体名
代表者名 ⑩

災害時における炊き出しに対する交付金に係る炊き出しの実績報告書

年 月 日付で交付金の交付を申請した炊き出しについて、下記のとおり実績を報告します。

記

1 対象自治会													
2 交付金交付申請額	円 ※(A)または(B)のいずれか少ない額												
3 実施内容	実施月日		上段：実施場所と協力者数（実績）を記載してください										
			下段：朝・昼・夕ごとの対象者数（実績）を記入してください										
	月 日	実施場所						協力者数		人			
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人				
	月 日	実施場所						協力者数		人			
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人				
	月 日	実施場所						協力者数		人			
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人				
	月 日	実施場所						協力者数		人			
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人				
	月 日	実施場所						協力者数		人			
		朝食	人	昼食	人	夕食	人	小計	人				
	合計	協力者合計								人			
		対象者合計								人			
被災基準額(A)		(対象者合計 人×330円)									円		
4 実支出額	(B) 円 (支出内容等明細は別紙)												
5 備考													

資料編
第1章—規5

支出内容 支出金額	品名・項目	摘要	数量	単位	単価	金額	
	合 計 (B)						

資料編
第1章—協1

防災関係協定一覧

No.	名称	種類	締結年月日	協定先	内容	掲載
1	災害時における福知山市と福知山市内郵便局との相互協力に関する協定	協定	平成14年4月1日	福知山市内郵便局	災害時における相互協力（情報提供）	○
2	災害時等における医療救護活動に関する協定	協定	平成15年3月14日	社団法人福知山医師会	災害時及び事故などにおける医療救護活動	○
3	大野ダム放流警報設備等による災害情報伝達等に関する協定	協定	平成17年11月1日	京都府大野ダム管理事務所	ダム放流警報設備を使用した災害情報の伝達	○
4	災害時におけるLPガス供給に関する協定	協定	平成18年1月4日	社団法人京都府エルピーガス協会	災害時の炊き出し用等のLPガスの供給	○
5	災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	協定	平成18年10月20日	福知山民間福祉施設連絡協議会	民間社会福祉施設等の使用の協力を要請する協定	×
6	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	覚書	平成19年4月1日	公益社団法人日本水道協会京都府支部	大規模災害時並びに異常濁水及び大規模断水が発生した場合の応急復旧等の相互応援協定	○
7	災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	協定	平成20年5月27日	株式会社PLANT	災害時における物資の供給、駐車場提供、平常時の防災啓発事業への協力、防災訓練への参加	×
8	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	申合せ	平成21年9月2日	国土交通省、近畿2府7県、関係市、日本下水道事業団等	大規模地震等により下水道被害が発生した場合、近畿2府7県の下水道事業の相互支援に関する協定	○
9	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成21年10月27日	福知山建設業協会	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
10	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成21年12月21日	大栄工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
11	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年3月18日	株式会社芦田産業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
12	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年6月17日	株式会社富士興業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
13	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年11月1日	株式会社西山組	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
14	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年11月1日	大永産業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
15	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年11月16日	株式会社国栄建工	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
16	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成22年12月15日	岩田建設株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
17	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成23年2月14日	公正産業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
18	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成23年3月23日	株式会社BLUE WORLD	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
19	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成23年8月24日	株式会社ライフライン	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
20	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成23年10月19日	森下建設株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
21	災害時における相互応援協定書	協定	平成24年5月22日	長崎県島原市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
22	災害時等の応援に関する申し合わせ	協定	平成24年5月23日	近畿地方整備局	災害発生時、又は発生のおそれがある場合、職員の派遣及び災害対策機械等の提供の申し合わせ	○
23	緊急事態における協力に関する協定	協定	平成24年5月24日	公益社団法人隊友会京都府隊友会福知山支部	大規模災害時における隊友会との協力要請の協定	○

資料編
第1章一協1

No.	名称	種類	締結年月日	協定先	内容	掲載
24	災害時における相互応援協定書	協定	平成24年9月21日	静岡県駿東郡小山町	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
25	災害時における相互応援協定書	協定	平成25年2月1日	兵庫県篠山市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
26	災害時における相互応援協定書	協定	平成25年2月1日	兵庫県丹波市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
27	災害時における相互応援協定書	協定	平成25年2月6日	兵庫県朝来市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
28	災害時における相互応援協定書	協定	平成25年2月6日	兵庫県養父市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
29	災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	協定	平成25年2月20日	前田観光自動車(株)	災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	×
30	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成25年6月17日	有限会社日川設備	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
31	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成25年12月9日	月御工業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
32	災害時における相互応援協定書	協定	平成26年2月25日	兵庫県豊岡市	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
33	災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定書	協定	平成26年4月30日	株式会社アクアテック、エコノスジャパン株式会社、福知山環境事業協同組合、福知山環境センター企業組合、株式会社福知山クリーンセンター、有限会社福環	災害発生時において、災害廃棄物の収集・運搬、その他必要な業務について、可能な限り協力する。	×
34	災害時における相互応援協定書	協定	平成26年5月8日	大丹波連携推進協議会構成市町(新規:京丹波町、南丹市、亀岡市)	災害対策基本法第2条第1項に規定する大規模な災害が発生した場合の災害応急対策についての相互応援協定	○
35	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成26年6月24日	株式会社テクノ創建	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
36	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成26年6月24日	有限会社田中組	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
37	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成27年4月14日	後藤工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
38	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成27年4月15日	瀬戸内建設工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
39	災害発生時の情報提供の協力に関する協定書	協定	平成27年6月4日	セブンイレブン	大規模災害の発生もしくはその予兆がある場合、店舗付近の浸水等災害情報の提供を行う。	×
40	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成27年5月28日	株式会社イチケン	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
41	災害時における物資供給に関する協定書	協定	平成27年11月6日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給並びに平常時における防災活動への協力	×
42	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成28年2月26日	ヒガン・エンタープライズ(株)	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
43	災害時における都市ガス供給に関する協定書	協定	平成28年3月17日	福知山都市ガス株式会社 株式会社長田野ガスセンター	地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難所への都市ガスの代替ガス臨時供給に関する協定	×
44	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	協定	平成28年8月10日	西日本電信電話株式会社京都支店	避難所への非常用電話の設置に関する協定	×

資料編
第1章—協1

No.	名称	種類	締結年月日	協定先	内容	掲載
45	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成28年9月16日	(株) 畿北スキル	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
46	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定	協定	平成29年1月17日	福知山市社会福祉協議会	災害時のボランティアセンターの設置・運営に関する協定	×
47	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	協定	平成29年6月1日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給に関する協定	×
48	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成30年9月7日	吉村工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
49	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	平成30年10月1日	有限会社グリーン工業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
50	排水機樋門情報共有に関する覚書	覚書	令和元年5月31日	京都府建設交通部、舞鶴市、綾部市、宮津市、国土交通省	由良川リアルタイム防災情報システムで国が提供する排水機樋門情報を共有する。	×
51	水位予測情報共有に関する覚書	覚書	令和元年6月26日	国土交通省、京都地方気象台、京都府建設交通部、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町	水害リスクラインシステムで国が提供する由良川本川水位予測に関する情報を共有する。	×
52	災害時及び平常時の防災活動に関する協定書	協定	令和元年7月16日	株式会社ジュンテンドー	災害時における物資の供給、駐車場提供、平常時の防災啓発事業への協力、防災訓練への参加	×
53	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和元年9月9日	栄真工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
54	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和元年12月11日	グリーンテック合同会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
55	災害時における医薬品の供給に関する協定書	協定	令和元年12月20日	福知山薬剤師会	災害時における医療救護活動において必要な災害用医薬品を確保し、必要とする救護所等へ迅速かつ確に供給する。	×
56	京都府広域消防相互応援協定	協定	令和2年3月27日	京都府内の市町村及び消防一部事務組合	消防組織法に基づく大規模な災害が発生した場合の消防の相互応援協定	○
57	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和3年1月19日	桑原建設株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
58	福知山市・日本下水道事業団災害支援協定	協定	令和4年1月26日	地方共同法人日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持または修繕に関する工事その他の支援に関する協定。	×
59	電気自動車を活用した災害連携協定	協定	令和4年1月27日	京都日産自動車株式会社、日産自動車株式会社	大規模災害による停電時等に、電気自動車の無償貸与による給電支援及び、平時から電気自動車の利活用による災害時等の有用性の啓発を行う。	×
60	災害時における電動車両等の支援に関する協定	協定	令和4年1月27日	京都三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	大規模災害等による停電時に、電動車両の無償貸与による給電支援及び、平時から電動車両の利活用による災害時等の有用性の啓発を行う。	×
61	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和4年4月1日	有限会社広大工業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
62	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町村による災害時等相互応援に関する協定	協定	令和4年5月11日	舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	災害時における相互応援	○
63	災害時における緊急放送に関する協定書	協定	令和4年6月14日	福知山FM放送株式会社	災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行う。	○
64	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和4年7月6日	フジタ建設株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
65	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	協定	令和4年7月25日	関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 福知山配電営業所	大規模な災害が発生した場合や、大規模災害に備えての平時からの相互連携協定	×
66	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和4年11月29日	太陽工業株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×

資料編
第1章—協1

No.	名称	種類	締結年月日	協定先	内容	掲載
67	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	協定	令和5年1月17日	佐川急便株式会社	大規模な災害が発生した場合、支援物資の受け入れや配送を行い食糧及び生活必需品等の物資の安定供給を図る。	×
68	災害時における無人航空機を活用した物資輸送等に関する協定	協定	令和5年3月9日	一般社団法人 無人航空機操縦士養成協会	災害時等に無人航空機を活用して物資輸送、被害状況調査を行う。	×
69	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和5年8月9日	株式会社前田産業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
70	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和5年9月8日	株式会社拓一工業	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
71	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和5年11月20日	夜久野土木企業組合	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
72	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	協定	令和5年11月21日	敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、丹波市、丹波篠山市、三田市、三木市、神戸市、丹波篠山市	消防組織法に基づく舞鶴若狭自動車道における消防及び救急業務の相互応援協定	○
73	電気自動車を活用した災害連携協定	協定	令和6年3月21日	マツダオートザム福知山(有限会社出澤自動車)	大規模災害による停電等に、電気自動車の無償貸与による給電支援及び、平時から電気自動車の利活用による災害時等の有用性の啓発を行う。	×
74	災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定書	協定	令和6年3月28日	福知山バイオマス事業協同組合	災害発生時において、災害廃棄物の収集・運搬、その他必要な業務について、可能な限り協力する。	×
75	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和6年4月17日	株式会社森田建設	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
76	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	協定	令和6年5月31日	イオンリテール株式会社	災害時における物資の供給、平常時の防災啓発事業への協力、防災訓練への参加	×
77	災害時における車両等での緊急避難場所の提供に関する協定	協定	令和6年5月31日	株式会社岩井不動産	災害時における駐車場の提供	×
78	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	協定	令和6年5月31日	株式会社ゼンリン	災害時（警戒本部設置期間）における、ゼンリン地図台帳の複製許諾をあらかじめ取得するもの。	×
79	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和6年5月31日	コアラデグリーン株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
80	災害時における物資の供給に関する協定書	協定	令和6年5月31日	コーナン商事株式会社	災害時における物資の供給、平常時の防災啓発事業への協力、防災訓練への参加	×
81	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和6年5月31日	ユアール株式会社	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×
82	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	協定	令和6年5月31日	株式会社いとう	大規模な災害が発生した場合、公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行う。	×

資料編
第1章—協2

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、京都府知事 蜷川虎三（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長 高橋 敬典、株式会社近畿放送社長 白石 古京（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規程に基づき、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 京都府企画管理部広報課長
乙の連絡責任者 日本放送協会京都放送局 放送部長
株式会社近畿放送 編集局課長（報道担当）

（準 用）

第5条 京都府内の市町村長が、法第57条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

（雑 則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和41年5月10日から適用する。

この協定の証として、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和41年5月10日

甲	京都府知事	蜷川 虎三
乙	日本放送協会京都放送局長	高橋 敬典
	株式会社近畿放送社長	白石 古京
	（現 株式会社京都放送）	

資料編
第1章—協2

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に規定する放送要請に関して、京都府知事 荒巻禎一(以下「甲」という。)と株式会社エフエム京都代表取締役 立石孝雄(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22条の規程に基づき、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 京都府企画管理部広報課長

乙の連絡責任者 株式会社エフエム京都 編成制作部長

(準用)

第5条 京都府内の市町村長が、法第57条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成4年4月22日から適用する。

この協定の証として、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成4年4月22日

甲	京都府知事	荒巻 禎一
乙	株式会社エフエム京都 代表取締役社長	立石 孝雄

災害時における相互応援協定書

福知山市及び島原市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）被害状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報のウェブサイト上での代行発信
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 被災市は、協定市に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に

資料編
第1章－協3

行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

(情報交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、各市長署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月22日

福知山市長 松山正治

島原市長 横田修一郎

災害時における相互応援協定書

福知山市及び小山町は、いずれかの市町域において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により行う応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）被害状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報のウェブサイト上での代行発信
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 被災市町は、協定市町に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市町において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市町の指揮の下

資料編
第1章－協3

に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

(情報交換)

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、各市町長署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年9月21日

福知山市長 松山正治

小山町長 込山正秀

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 丹波市及び福知山市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 被害状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報のウェブサイト上での代行発信
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(連絡体制)

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡体制を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の要請等)

第4条 被災市は、協定市に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された協定市は、誠意をもってこれを実施する。

(指揮)

第6条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務及び被災市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(情報交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、各市長署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 2月 1日

福知山市長

松山正治

丹波市長

辻重五郎

災害時における相互応援協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、兵庫県篠山市及び京都府福知山市(以下「協定市」という。)との間に、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市の区域内で災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急及び復旧対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害及び市長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。

(相互応援)

第3条 協定市は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 協定市は、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにして、情報交換を行わなければならない。

(応援の要請及び応援措置)

第5条 応援を求める側の協定市(以下「被災市」という。)は応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を行う側の協定市(以下「応援市」という。)に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信等により応援を要請することもできる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 被災市は前項の応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、次に掲げる応援措置を要請することができる。
- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
 - (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
 - (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援及び所要の施設の利用並びに医療品等の提供
 - (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
 - (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
 - (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

資料編
第1章—協3

(7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

(8) 被災者の一時収容のための施設の提供

(9) 被災した児童、生徒等の一時的な受入

(10) ボランティアの斡旋

(11) その他応急対策活動に必要な措置

(緊急応援)

第6条 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条に定める要請を待つ暇がないと認めるときは、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合にあつては、直ちに、応援措置を開始する旨を被災市へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援市は、第5条の応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員は、被災市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費等の負担)

第9条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務及び被災市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第10条 協定市は、非常の災害に備え、毎年検討し、防災会議の承認を得て修正された地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

資料編
第1章－協3

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 2月 1日

京都府福知山市長 松 山 正 治

兵庫県篠山市長 酒 井 隆 明

資料編
第1章－協3

災害時における相互応援に関する協定

福知山市及び朝来市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定は、福知山市及び朝来市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 支援市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

資料編
第1章－協3

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年 2月 6日

福知山市長 松 山 正 治

朝来市長 多 次 勝 昭

資料編
第1章—協3

災害時における相互応援に関する協定

福知山市及び養父市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定は、福知山市及び養父市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 支援市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合に

資料編
第1章—協3

は速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年 2月 6日

福知山市長 松山正治

養父市長 広瀬栄

資料編
第1章－協3

災害時における相互応援に関する協定

福知山市及び豊岡市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定は、福知山市及び豊岡市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 支援市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

資料編
第1章—協3

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月25日

福知山市長 松山正治

豊岡市長 中貝宗治

資料編
第1章—協4

大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大丹波連携推進協議会を構成する京都府4市1町（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町）と兵庫県2市（篠山市、丹波市）（以下「連携市町」という。）が、府県の境界を越えた協働の精神に基づき、連携市町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し被災市町のみでは十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するとともに、連携して広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者及び避難者の受入
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請)

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、業務内容、人員等
- (4) 前条第3号に掲げる事項を要請する場合にあっては、世帯数、人数等
- (5) 応援の場所及びその場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(物資等の携行)

第5条 応援市町は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

資料編
第1章—協4

(応援の自主出動等)

第6条 応援市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町と連絡がとれない場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第3条に定める応援要請があったものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援市町の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、要請市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。

4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものである場合は、応援市町がその賠償の責めを負うものとする。

5 前各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

(平常時の活動)

第9条 連携市町は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施する等、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1)連絡会等の開催

(2)地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換

(3)防災訓練及び住民への啓発等

(4)救援に必要な物品等の備蓄連携

(5)その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 連携市町は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、京都府及び兵庫県並びに連携各市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市町が協議

資料編
第1章—協4

のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を7通作成し、連携市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月8日

京都府 福知山市長 松 山 正 治

京都府 綾 部 市 長 山 崎 善 也

京都府 亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

京都府 南 丹 市 長 佐々木 稔 納

京都府船井郡京丹波町長 寺 尾 豊 爾

兵庫県 篠 山 市 長 酒 井 隆 明

兵庫県 丹 波 市 長 辻 重 五 郎

京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町村による災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会を構成する京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）（以下「連携市町」という。）が、激甚化が進む災害に対し水平連携の理念に基づく枠組みとして、自治体の境界を越えた防災体制を構築することにより、連携市町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項及び第2項に規定する災害などが発生し、又は発生するおそれがあり、被災市町のみでは十分な応急措置ができない場合に、連携市町が一体となって相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑かつ効果的に遂行できる体制（以下「広域防災体制」という。）を確立するため、次のとおり協定を締結する。

さらに、連携市町以外の市町村が被災した場合、状況に応じ、本協定に基づき連携市町が一体となって、応援活動を実施するものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 資機材、備蓄物資等の共同保有及び共同運用
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 広域避難に必要な施設の提供及び運営の支援
- (5) 被災者及び避難者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

資料編
第1章—協5

- (3) 前条第3号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、業務内容、人員等
 - (4) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、世帯数、人数等
 - (5) 前条第5号に掲げる事項を要請する場合にあつては、施設の名称及び必要な運営支援項目等
 - (6) 応援の場所及びその場所への経路
 - (7) 応援を必要とする期間
 - (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(広域避難場所の運営)

第5条 広域避難場所の運営は、要請市町、応援市町が相互に協力しながら行うものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援市町は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援の自主出動等)

第7条 応援市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町と連絡がとれない場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、第3条に定める応援要請があったものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する旅費等の必要となる経費は、応援市町の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員は、要請市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とし、広域避難の場合も同様とする。

2 要請市町が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、応援市町に対し当該費用の一時繰替支弁の求めがあった場合は、応援市町はこれに応じるものとする。この場合において、要請市町は、当該費用の支弁が可能となったときは、速やかに当該費用を

資料編
第1章—協5

一時繰替支弁した応援市町へ支払うものとする。

- 3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害が残った場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。
- 4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものである場合は、応援市町がその賠償の責めを負うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

（広域避難により生じた損害の賠償）

第10条 広域避難の実施に際し、滞在者、施設、施設の物品等に何らかの損害が生じた場合であって、その損害の責めが要請市町にある場合にあつては、要請市町がその責任を負う。

（平常時の活動）

第11条 連携市町は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- （1）連絡会等の開催
- （2）地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換
- （3）防災訓練の実施、住民への啓発等
- （4）応援に必要な物品等の備蓄連携及び調達
- （5）各種モニタリングシステム等の研究、導入等
- （6）その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災対策）

第12条 連携市町は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。なお、広域防災体制の構築に際し、標準的な運用の手順は別に定める。

（他の協定との関係）

第13条 この協定は、連携市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市町が協議の

資料編
第1章－協5

上、決定するものとする。

上記協定締結の証しとして本協定書を7通作成し、連携市町長署名の上、各1通を保有する。

令和4年5月11日

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

京丹後市長

伊根町長

与謝野町長

京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び状況

(3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量

(4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受諾した場合、要請市町村等の長は、次に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援の場所及び集結場所

(2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名

(3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

資料編
第1章—協6

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊員の出勤に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(代表消防機関等)

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

2 代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(代表消防機関等への通報)

資料編
第1章—協6

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等が属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

2 前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下、この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、平成19年3月12日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

令和2年3月27日

資料編
第1章－協6

別表（第9条関係）

ブロック	市町村等
北部ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市（○舞鶴市消防本部） ・福知山市（福知山市消防本部） ・綾部市（綾部市消防本部） ・宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部） ・京丹後市（京丹後市消防本部）
南部ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市（◎京都市消防本局）
第1ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市（○宇治市消防本部） ・城陽市（城陽市消防本部） ・八幡市（八幡市消防本部） ・京田辺市、井手市、宇治田原町（京田辺市消防本部） ・久御山町（久御山町消防本部）
第2ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部） ・亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部） ・木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部） ・精華町（精華町消防本部）

備考 ◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

京都府広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請前の事前連絡)

第2条 協定第3条第1項に規定する応援の要請のうち、ヘリコプターによる応援の要請が必要となる場合は、別表第1に掲げる事前連絡基準に基づき、京都市消防局消防航空隊に対して、電話により事前連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 協定第3条第1項に規定する応援の要請は、原則として電話により行うものとし、事後速やかに第1号様式の応援要請書をファクシミリにより送付するものとする。

2 ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第3条第2項第1号及び第2号に定めるほか、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 離発着可能な場所
- (2) 給油体制
- (3) 離発着場における資器材の準備状況
- (4) 他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (5) 他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況
- (6) 気象状況
- (7) 誘導方法

3 第1項の応援の要請を行う場合で、ヘリコプターによる救急搬送が必要となるときは、当該要請と併せて第2号様式のヘリコプターによる救急搬送連絡票（以下「連絡票」という。）を京都市消防局消防航空隊及び同局消防指令センターにファクシミリにより連絡するものとする。この場合において、連絡票は、参考資料に基づき作成するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第4条第2項の規定に基づく通報は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 出発時刻
- (2) 派遣人員

資料編
第1章－協7

- (3) 車両、資器材等の種別及び数量
 - (4) 応援隊の長の職・氏名
 - (5) 到着予定時刻
 - (6) その他必要な事項
- (報告)

第5条 協定第7条に規定する報告は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、第3号様式及び第4号様式により行うものとする。
 - (2) 応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、第5号様式により行うものとする。
- (応援要請連絡先一覧)

第6条 応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等を管轄する消防本部は、別表第2によりあらかじめ相互に連絡するものとし、記載内容に変更が生じたときは速やかに他の市町村等を管轄する消防本部に連絡するものとする。

(代表消防機関等)

第7条 協定第9条第2項に規定する代表消防機関等の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村等との連絡調整
- (2) 京都府との連絡調整及び情報交換
- (3) 応援時における協議等
 - ア 要請市町村等との応援要請に関する協議
 - イ 応援市町村等との協議
 - ウ 要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整
 - エ その他必要な事項
- (4) その他必要な事項

(連絡会議)

第8条 市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

(その他)

第9条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附 則

資料編
第1章－協7

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律226号)第39条の規定に基づき、舞鶴若狭自動車道(以下「舞鶴若狭道」という。)における消防及び救急業務(以下「消防業務等」という。)の実施とその処理について、敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市、篠山市、三田市、三木市及び神戸市(以下「市等」という。)の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、舞鶴若狭道における消防業務等の円滑化を図るため、市等が相互に応援することを目的とする。

(応援の種別及び方法)

第2条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等(以下「災害」という。)を覚知した場合(当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。)に、消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させる応援

(2) 特別応援

市等が、舞鶴若狭道(この協定に定める応援区域に限る。)において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規程により応援出動した市等の消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

(応援の出動隊)

第3条 前条各号の規程により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊とする。

(特別応援の要請)

第4条 第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

(災害(救急事故を除く。)対応後の事務処理)

第6条 災害(救急事故を除く。)の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する

消防本部が行うものとする。

(救急事故の事務処理)

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規程に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

資料編
第1章－協8

附 則

(実施期日)

1 この協定は、令和6年4月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 舞鶴自動車道における消防相互応援協定（平成30年4月5日締結）は廃止する。

(経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 この協定の成立を証するため、協定書10通を作成し、市等において各1通を保管する。

令和5年11月21日

敦賀美方消防組合管理者	米 澤 光 治	印
若狭消防組合管理者	松 崎 晃 治	印
舞 鶴 市 長	鴨 田 秋 津	印
綾 部 市 長	山 崎 善 也	印
福 知 山 市 長	大 橋 一 夫	印
丹 波 市 長	林 時 彦	印
丹波篠山市長	酒 井 隆 明	印
三 田 市 長	田 村 克 也	印
三 木 市 長	仲 田 一 彦	印
神 戸 市 長	久 元 喜 造	印

資料編
第1章—協8

別表 通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
敦賀美方消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち、若狭町の三方地域と上中地域の境界から若狭上中インターチェンジまでの区間
若狭消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち高浜町と舞鶴市の境界から舞鶴東インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち、若狭町の上中地域と三方地域の境界から三方五湖スマートインターチェンジまでの区間
舞鶴市	舞鶴若狭道上り線のうち舞鶴市と綾部市の境界から綾部ジャンクションの京都縦貫道から舞鶴若狭道上り線に通じるランプ出口合流点までの区間及び綾部ジャンクションの京都縦貫道下り線から舞鶴若狭道に通じるランプのうち京都縦貫道上り線から舞鶴若狭道に通じるランプ合流点までの区間、並びに舞鶴若狭道下り線のうち舞鶴市と高浜町の境界から大飯高浜インターチェンジまでの区間
綾部市	舞鶴若狭道上り線のうち綾部市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち綾部市と舞鶴市の境界から舞鶴西インターチェンジまでの区間
福知山市	舞鶴若狭道上り線のうち福知山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち福知山市と綾部市の境界から綾部インターチェンジまでの区間
丹波市	舞鶴若狭道上り線のうち丹波市と丹波篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち丹波市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間
丹波篠山市	舞鶴若狭道上り線のうち丹波篠山市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち丹波篠山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間
三田市	舞鶴若狭道上り線のうち三田市と三木市の境界から吉川ジャンクションまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち三田市と丹波篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間
三木市	舞鶴若狭道下り線のうち三木市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの中国道上り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	吉川ジャンクションの中国道下り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間

日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震その他の災害並びに異常湧水及び大規模断水（以下「災害等」という。）が発生した場合において、水道事業を遂行するうえで日本水道協会京都府支部（以下「支部」という。）の会員のうち末尾に押印する府、市及び町（以下「正会員」という。）が、相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援内容)

第2条 正会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとし、他の正会員から次条の応援要請を受けた場合は、その能力の範囲内において協力を努めるものとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出

(応援の要請)

第3条 災害等を受けた正会員（以下「被災正会員」という。）が、他の正会員の応援を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭又は電話等により要請し、事後において応援の要請を承諾した正会員（以下「応援正会員」という。）に文書を提出するとともに、その写しを支部長へ提出するものとする。

- (1) 災害等の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

(応援正会員)

第4条 前条に基づき、応援正会員が応援業務に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、災害等の状況に応じて必要な食糧、被服等を携行させるものとする。

2 応援職員は、応援正会員を表示する腕章等の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(連絡担当部課等の調査)

第5条 正会員は、応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年4月30日までに支部長に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部課等調査票（様式第1号）・・・(略)
- (2) 応急給水用具調査票（様式第2号）・・・(略)
- (3) 応急備蓄資材調査票（様式第3号）・・・(略)

2 支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各正会員に送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 この覚書に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災正会員が負担するものとする。ただし、応援職員に係る人件費及び旅費の負担については別途定める。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援正会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災正会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災正会員が、被災正会員への往復途中に生じたものについては応援正会員が負うものとする。

4 前3項の定めにより難いときは、関係正会員が協議して定めるものとする。

(応援体制の組織編制)

第7条 応援体制については、支部内の会員をブロック分けした組織編制とし、支部内において災害等が発生した場合は、組織編制に基づき相互応援すると共に、平常時においても連携を図ることに努めるものとする。

資料編
第1章—協9

(協議)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

平成19年4月1日

京 都 府 企 業 局 長
京都市公営企業管理者上下水道局長
城 陽 市 公 営 企 業 管 理 者
長 岡 京 市 水 道 事 業 管 理 者
久 御 山 町 長
八 幡 市 水 道 事 業 管 理 者
京 田 辺 市 水 道 事 業 管 理 者
精 華 町 長
京都府木津川市水道事業管理者職務代行者
井 手 町 長
宇 治 田 原 町 水 道 事 業 管 理 者
宇 治 市 水 道 事 業 管 理 者
与 謝 野 町 水 道 事 業 管 理 者
京 丹 後 市 長
宮 津 市 長
福 知 山 市 ガ ス 水 道 事 業 管 理 者
亀 岡 市 長
南 丹 市 長
綾 部 市 長
舞 鶴 市 水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 行 者
大 山 崎 町 長
向 日 市 水 道 事 業 管 理 者

災害時におけるLPガス供給に関する協定書

福知山市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、福知山市（以下「甲」という。）と社団法人京都府エルピーガス協会福知山市部（以下「乙」という。）とは、炊き出し用等のLPガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福知山市地域防災計画に基づき、災害時において甲が開設する避難所（以下「避難所」という。）における炊き出し用等LPガスの供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡の窓口及び体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめLPガス供給に関する連絡担当窓口を決め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときには、社団法人京都府エルピーガス協会福知山支部会員に連絡するとともに、迅速にLPガスを避難所へ供給できるように必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（LPガスの供給要請）

第3条 甲は、福知山市地域防災計画に基づき、避難所における避難住民に対する炊き出し等を行うため、LPガスを供給する必要があると認めるときは、乙に対し、当該LPガス供給の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対し、LPガスの供給を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により甲から供給要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所）

第4条 避難所とは、甲が指定する避難所とする。

（安全点検）

第5条 乙は、LPガスを供給するときは、燃焼器具等の安全点検を行わなければならない。

（使用料）

第6条 LPガスの使用料は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（LPガスボンベの受渡し）

第7条 乙は、避難所にLPガスボンベを配送したときは、避難所にいる避難所責任者に「納品書」を渡すと同時に「物品受領書」を受け取るものとする。

（使用料の支払い）

第8条 甲は、乙から供給を受けたLPガスの使用料を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定める

資料編
第1章－協10

ものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効事項は、平成18年1月4日から効力を有するものとし、甲乙双方から、特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年1月4日

甲 福知山市字内記13番地の1
福知山市長 高 日 音 □ 印

乙 福知山市字荒河狭間4-1-6
社団法人京都府エルピーガス協会
福知山支部長 日 下 英 明 印

災害時における福知山市と福知山市内郵便局との相互協力に関する協定

福知山市長（以下「甲」という。）と福知山市内郵便局代表者福知山郵便局長（以下「乙」という。）は、災害時等における福知山市と福知山市内郵便局との相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における福知山市と福知山市内郵便局との相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 福知山市内で発生した地震その他の災害時における相互協力及び市民生活に関わる危険箇所等の情報提供により、安全で快適なまちづくり及び住民サービスの向上を共通の目的とする。

（協力要請事項）

第3条 甲及び乙は、福知山市内で災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）被災者の避難先又は高齢者、障害者等の被災状況に係る情報の提供
- （2）災害情報に係る広報資料の提供
- （3）所管施設及び用地の提供
- （4）その他前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

2 乙は、当該職員の通常業務に支障のない範囲で発見、認知した次の情報を甲に対し、随時に提供するものとする。

- （1）不法に投棄された廃棄物等の情報
- （2）道路及び道路付属物の破損、街路樹の倒木などの情報

（協力要請等の手続き）

第4条 甲及び乙は、協力要請・提供を行う場合は、次に掲げる事項から明らかにし、書面により要請・連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により行うことができる。この場合において、その後速やかに書面を提出するものとする。

- （1）現場の状況
- （2）要請又は提供の内容
- （3）施設等提供においては、使用目的、場所、期間等

（協力の実施）

第5条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、その重要性にかんがみ、協力するように努めなければならない。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する協力要請を受け、協力した場合に要した経費については、法令に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力活動を行った側が全額を負担する。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福知山市総務部総務課長、乙においては、福知山郵便局総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲

資料編
第1章—協11

乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、平成14年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月1日

福 知 山 市 長 中 村 稔

福知山市内郵便局
代表者 福知山郵便局長 中 谷 均

大野ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

京都府大野ダム管理事務所長（以下「甲」という。）と、福知山市長（以下「乙」という。）は、乙が福知山市域の由良川沿川の住民に対して、甲が所管する放流警報設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）を災害情報等の伝達手段として利用することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予測される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供に当たり、甲が自ら警報設備等を使用して支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する災害情報等の内容は、由良川沿川地域において、乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の提供に当たり、乙を支援することを目的とすることから、伝達に関わる費用は甲の負担とする。

（警報設備利用の制限）

第4条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を災害情報等の伝達手段として利用できない。

2 乙は、原則として由良川の和知ダム地点流量が毎秒300立方メートル以下の場合には、災害情報等の伝達を要請できない。

3 甲は、その他やむを得ない事情がある場合については、警報設備等を災害情報等の伝達手段として利用させないことができる。

（伝達方法）

第5条 乙は、伝達を要請する災害情報等を記載した要請書（以下「要請書」という。）を甲にFAXで送付し、電話で要請書の受信を確認することとする。

2 甲は、要請書の内容が第2条に規定するもので、第4条に規定する利用制限に該当しないと判断される場合において要請書を受理し、警報設備等を用いた音声放送を行うものとする。

3 乙が要請した要請書を受理できない場合については、甲はその理由を速やかに乙に報告することとする。

（優先順位）

第6条 甲は、要請書を複数受理した場合においては、要請書の緊急度を考慮し、以下に示すとおり、緊急度AからCの順に音声放送するものとする。

- A 避難勧告（避難指示）に関する内容のもの
- B 避難準備情報（注意喚起）に関する内容のもの
- C その他の情報

2 前項に示す同一緊急度で複数の要請書を受理した場合については、要請書の受信確認時刻の先着順で音声放送を行うものとする。

3 甲は、その他やむを得ない理由がある場合には、第1項及び第2項に規定する優先

資料編
第1章—協12

順位を変更して放送することができる。

(警報設備の配置)

第7条 警報設備等の配置は、別図—1のとおりとし、所在は別表—1に示すとおりとする。

(情報伝達の責任)

第8条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではない。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第9条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

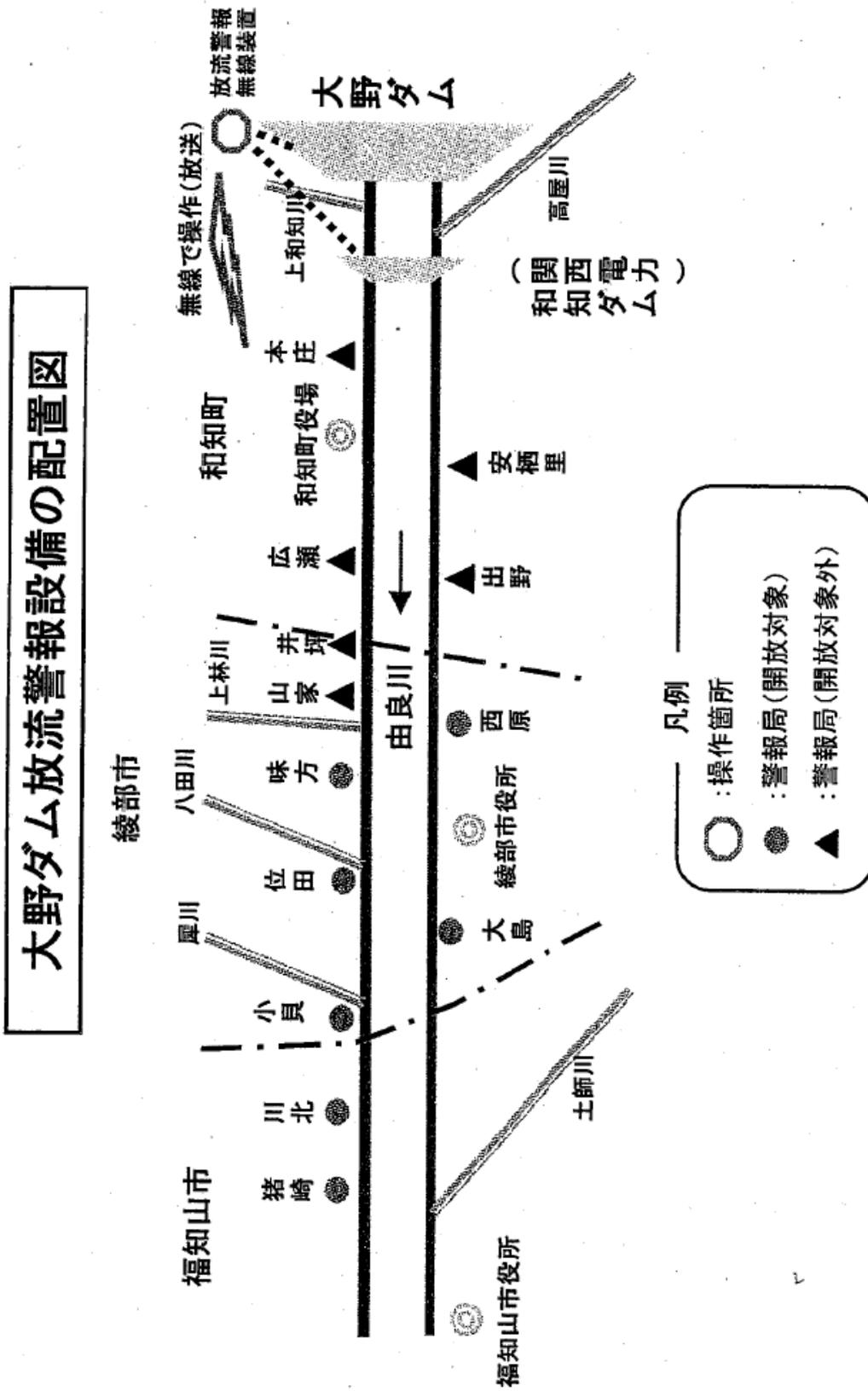
この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月1日

甲 京都府大野ダム管理事務所長 粕谷 淳

乙 福知山市長 高日音 □

別図-1



資料編
第1章－協12

別表－1 警報局所在地

警報局の名称	スピーカ数	所在地	備考
川北警報局	2	福知山市大字川北	
猪崎警報局	2	福知山市大字川北～猪崎	

災害時等における医療救護活動に関する協定

福知山市（以下「甲」という。）と社団法人福知山医師会（以下「乙」という。）は、災害時及び事故などにおける医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福知山市地域防災計画に基づき、災害時等における医療救護に万全を期するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲または乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害等が発生した時は、相互に連絡するものとする。

（医療救護計画の策定）

第3条 乙は、医療救護班による災害医療救護活動を実施するため、災害時等医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の災害時等医療救護計画には、次の事項を定めておくものとする。

（1）医療救護班の編成・出動体制

ア 班の医師、看護師その他職種別構成

イ 班の地域別編成、出動体制

（2）関係機関との連絡体制

（3）医療品などの備蓄体制

（4）日常訓練

（5）その他必要な事項

3 乙は、第1項の規定に基づき提出した災害時等医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時等医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣要請）

第4条 甲は、福知山市地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の事項を示した文章、又は緊急の場合は電話などにより行うものとする。

（1）災害発生の日時及び場所

（2）災害の原因及び状況

（3）派遣を要する班数及び医薬品など

（4）派遣の期間

（5）その他必要な事項

資料編
第1章—協13

3 乙は、第1項の要請を受けた時は、災害時等医療救護計画に基づき、直ちに医療救護班を派遣するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が乙の長を通じて行う。

(医療救護班の業務)

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する応急処置及び必要な医療救護等
- (2) 傷病者等の医療機関への搬送の要否判定及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認

(医薬品などの供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に対する報償として、別表1に定める額
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償として別表1に定める額
- (3) 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として、別表2で定める額

2 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が第1号様式により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた時は、これを乙に支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 医療救護班が救護所において行った業務において患者との間で医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議し、解決のため適切な措置を講じるものとする。

資料編
第1章—協13

(報告)

第12条 乙は、医療救護に関する業務の実績を、第2号様式により、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、第3号様式により、甲に報告するものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第13条 甲は、福知山市地域防災計画に基づく医療救護活動について、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時の医療救護活動に関する協定」との整合性を図り、その円滑な実施が確保されるよう、必要に応じて京都府と調整を行うものとする。

2 乙は、甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、必要に応じて京都府医師会と調整を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1月前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月14日

甲 福 知 山 市 長 中 村 稔

乙 社団法人福知山医師会 会長 松 山 均

資料編
第1章－協13

別表1

(1) 医療救護班員に対する報償

救護班員	報 償 の 額
医師及び 看護師等	京都府災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号） 第11条に定める額に準ずる

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示
第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）

別表2

救護班員	区 分	補 償 内 容
医師及び 看護師等	業務災害の補償	福知山市消防団員等公務災害補償条例 に定める額

様式省略

災害時における緊急放送に関する協定書

災害時緊急放送の実施について、福知山市（以下「甲」という。）と京都FM丹波放送株式会社（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福知山市に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「災害等」とは、地震、台風、大雨、大雪、大規模火災、武力攻撃事態その他の非常事態をいう。
- （2）「災害時緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送（以下「緊急放送」という。）及び甲が乙の放送設備に別途設置する設備（以下「緊急割込装置」という。）を使用して、現在放送中の番組と切り替えて行う臨時の放送（以下「緊急割込放送」という。）をいう。

（運用）

第3条 甲は、災害時緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次の各号に定める手続き及び別に定める「緊急割込放送実施細則」に定める方法により実施するものとする。

- （1）甲は、緊急放送要請書（様式第1号）をもって緊急放送を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請することができる。やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告する。
- （2）乙は、生放送番組内において甲からの緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他のやむを得ない事由のない限り、緊急放送を行うものとする。
- （3）乙は、生放送番組内において緊急放送の依頼が要請書によるときは、その主旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。
- （4）甲は、生放送番組以外において緊急割込放送が必要と判断したときは、放送中の番組に割り込み、緊急割込放送を行うことができる。

資料編
第1章—協14

2 甲は、緊急割込放送実施細則を改定した場合は、直ちに乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急割込装置の保守管理に要する費用は甲が負担する。

2 災害時緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し、決定する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年6月14日

甲 福知山市長 大橋一夫

乙 京都府福知山市旭が丘111番地

京都FM丹波放送株式会社

代表取締役 水嶋孝彦

様式第1号



福知山FM放送株式会社 様

緊急放送要請書

以下のとおり、緊急放送を要請します。

表 題	
依 頼 日 時	年 月 日 AM ・ PM :
放 送 依 頼 内 容	
そ の 他 の 対 応	<input type="checkbox"/> 福知山市防災行政無線 <input type="checkbox"/> 消防・防災情報 携帯メール配信 <input type="checkbox"/> 報道機関へFAX <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 福知山市ホームページ <input type="checkbox"/> 消防サイレン吹鳴 <input type="checkbox"/> 広報車
連 絡 責 任 者	部 課

福知山市災害対策本部
電 話 24-6111
FAX 23-6537

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

平成27年1月15日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第10項に記載の事項又は全国ルール第4条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

(1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表2により支援要請があった場合

(2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表1に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

(3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

① 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の

府県等を対策本部長代行として指名できる。

② 副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策副本部長代行として指名できる。

③ 対策本部員

別表1に定めるものとする。

④ 対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第2項（5）に基づく総合調整の上、次に掲げる本部員に参加を要請する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長（第3項（2）で支援要請された場合）

エ 対策本部長が必要と認めた者

② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

③ 対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

④ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、別表1の対策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

⑤ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

⑥ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。

⑦ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。

⑧ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表2によるメールもしくはFAX連絡を基本とするが、第1報（地震発生報告）のみ別表3による電話連絡を併用する。

（5）対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（6）その他

① 対策本部長は、平成24年10月25日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第5条第2項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。

また、場合によって同協定第8条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。

② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成24年10月1日付け「21大都市災害時相互応援に関する協定」による。

③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。

④ 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。

（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

（1）対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項（5）に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

① 対策本部の設置に関すること。

② 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

③ 支援計画の立案に関すること。

④ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。

⑤ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

⑥ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項（3）に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

⑦ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。

⑧ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

⑨ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

⑩ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。

⑪ 下水道対策本部の解散に関すること。

⑫ その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を行う。対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第2項(5)に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。なお、(公社)日本下水道協会は主に②の「近隣ブロックへの支援調整に関すること」に係る連絡調整や、④に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。

- ① 本部員の参加要請に関すること。
- ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
- ③ 大都市への支援調整に関すること。
- ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。

(3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項(5)に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を經由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

5 支援活動

(1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。

(2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。

(3) 支援隊は、被災した自治体による宿泊施設等の調整が整うまでの間、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。

資料編
第1章—協15

(4) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

6 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル—2014 年版—」を参考にする。

7 前線基地

(1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。

(3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。

(4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

(1) 被災した自治体は、可能な限り先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。

(2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

(1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。

(2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第 92 条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

資料編
第1章—協15

(3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。

(4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、支援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

(1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。

(3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

11 支援連絡会議の開催等

(1) 毎年1回第1四半期に、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議(以下「支援連絡会議」という。)を開催する。

(2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。

(3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員(以下「構成員」という。)の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。

(4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。

大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。

(5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

12 その他

(1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間はもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。

(2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。

また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。

(3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成21年9月2日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成22年9月6日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成23年9月9日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成24年11月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成27年1月15日から適用する。

資料編
第1章—協15

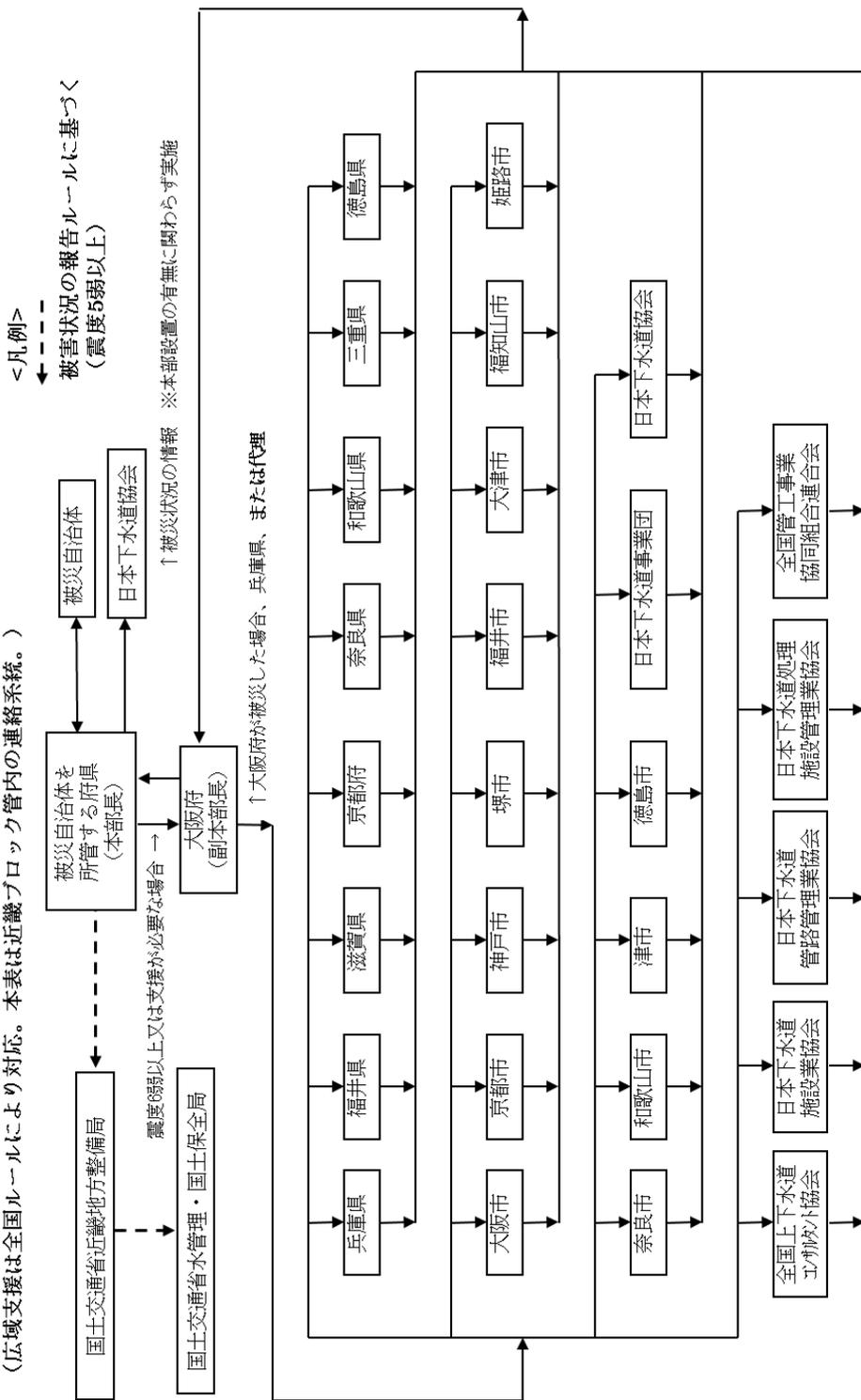
別表 1

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部長	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 文化環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 水・環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道河川部 計画課長
〃	堺市 上下水道局 下水道部 下水道管理課長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 下水道部 下水道事業長
〃	福知山市 上下水道部 下水道課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市 下水道部長
〃	和歌山市 建設局 下水道部長
〃	津市 下水道部長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
〃	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部長	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

別表2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統(一斉連絡方式) ※基本的にこの系統で連絡
(広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。)



<広域支援の場合> 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口(東京都)、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表 4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
福井県 土木部 河川課長
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
京都府 文化環境部 水環境対策課長
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
三重県 県土整備部 下水道課長
徳島県 県土整備部水・環境課長
大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
神戸市 建設局 下水道河川部 計画課長
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管理課長
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
福井市 下水道部長
天津市 企業局下水道部 下水道事業長
福知山市 上下水道部 下水道課長
姫路市 下水道局長
奈良市 下水道部長
和歌山市 建設局 下水道部長
津市 下水道部長
徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
(公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (機械)
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (電気)
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

災害時等の応援に関する申合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と福知山市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合わせを行う。

（目的）

第1条 この申合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 福知山市内で重大な災害の発生又は発生するおそれがある場合
- 二 福知山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン（災害時において、甲と乙間の情報収集・提供などの相互連絡調整を行う情報連絡員をいう。）の派遣を含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンに対して、活動に必要な場所等（災害対策本部会議を含む。）を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

資料編
第1章—協16

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等をいう。）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年5月23日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 福知山市長 松山 正治

災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害警戒本部の設置に伴い、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされる恐れがある場合に、福知山市（以下「甲」という。）が福知山民間社会福祉施設連絡協議会会長（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は、該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳保持者
- (3) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、居宅が居住困難となるおそれのある要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、次に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、福知山民間社会福祉施設連絡協議会に加入する施設とする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要配慮者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

資料編
第1章－協17

(物資の調達等)

第7条 甲乙協議の上、必要な物資の調達に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要配慮者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して異議が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成18年10月20日

甲 福知山市長 高 日 音 彦

乙 福知山市民間福祉施設連絡協議会
会 長 友 次 秀 正

資料編
第1章－協17

災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条項	解釈の基準
第1条 (避難を余儀なくされるおそれのある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居喪失、倒壊等により居住できなくなるおそれのある場合 ○ 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ○ その他、これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受託)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること ○ ショートステイ利用該当者について可能であれば定員を超えて受け入れること
第6条 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第8条 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ○ 施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ○ 必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第9条 (あらかじめ協議)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第1条 災害対策基本法第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認めるもの

（緊急警報放送要請の手続）

第2条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第3条 この覚書は、昭和61年2月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和61年2月1日

甲 京 都 府 知 事 印

乙 日 本 放 送 協 会 京 都 放 送 局 長 印

市町村における緊急警報放送の放送要請手続きについて

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

- 1 市町村長が緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

京都府の連絡責任者 京都府総務部消防防災課長

市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出した者

- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は、放送機関に通知するものとする。
- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 覚書2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続きによるものとする。

資料編
第1章一 要2

別記様式

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

市町村長名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即時
- (2) 日 時 分

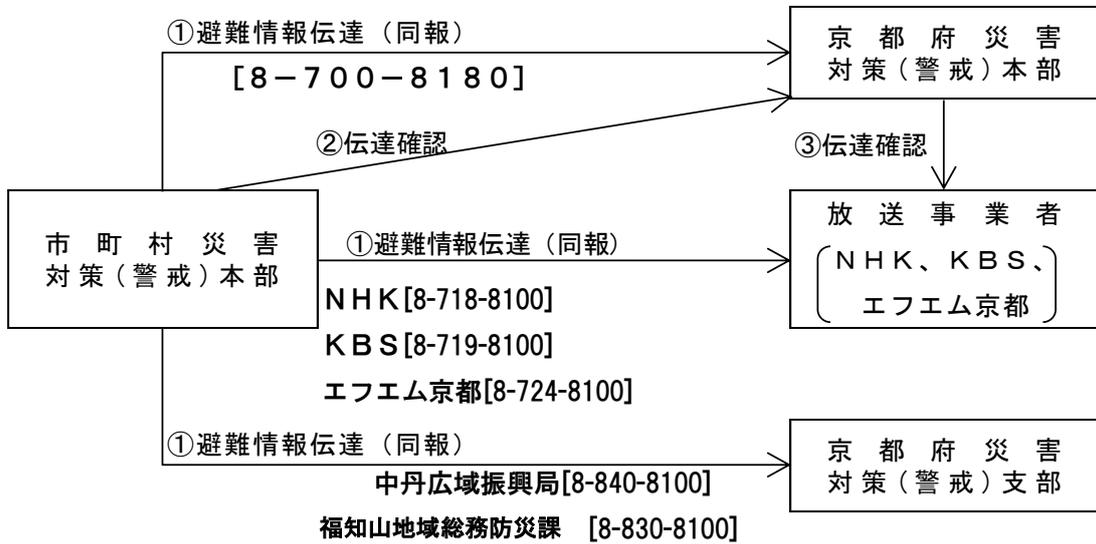
4 災害等の状況（災害の模様、日時、場所等）

5 その他

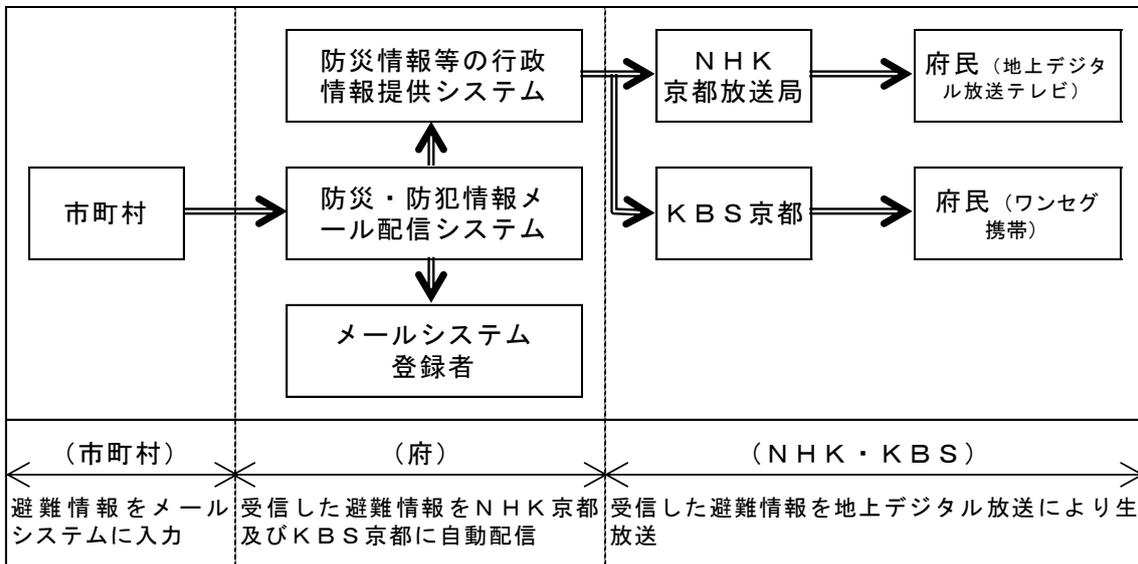
発信者 職 名
氏 名
連絡先

京都府防災情報システムによる避難情報等放送事業者への伝達経路

ファクシミリによる伝達



防災・防犯メールシステムによる伝達



◇放送事業者等電話番号

	電話番号	(NTT) 市外局番075	担当課
NHK京都放送局	8-718-8101	823-1501	ニュース
(株)京都放送	8-719-8101	431-7360	報道部
(株)エフエム京都	8-724-8101	344-5894	編成制作部
京都府災害対策課	8-700-4475	414-4475	

住民避難に関する指示等の連絡			第 号
自治体名	発表日時	送信者の所属・氏名	報道機関への送信日時
	年 月 日		年 月 日
	午前 午後 時 分		午前 午後 時 分
確認用電話番号	0773-24-7036	緊急用携帯番号	

分類（該当するものに○印）	自治体名以外の地名には全て「ふりがな」をつけること。 枠内におさまらない場合は枠を下へ拡大してください。 このために2ページ3ページにわたることになってもかまいません。		
新規 地域拡大 種別変更 解除			
発表の内容			
事由			
対象地域（対象世帯数・人数）	避難の確認できている世帯数・人数		
対象世帯数 人数 総計	避難の確認できている世帯数・人数 総計		
付加情報（注意事項など特に住民に伝えたい情報）			

自衛隊災害派遣要請・撤収要請依頼様式

災害派遣要請依頼様式

京都府知事 様

年 月 日
福 知 山 市 長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、自衛隊の災害派遣をお願いいたします。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (1)災害の状況(派遣を要請する区域の災害規模、状況)
 - (2)災害派遣を要請する事由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1)派遣を希望する区域
 - (2)活動内容

- 4 その他参考になるべき事項
 - (1)連絡場所及び責任者
 - (2)派遣を要請する人員、車輛、航空機、資機材等の概数

5. 要請日時
平成 年 月 日 時 分

資料編
第1章一要4

災害派遣撤収要請依頼様式

京都府知事 様

年 月 日
福 知 山 市 長

自衛隊の災害派遣撤収要請について

災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、年 月 日付で自衛隊の災害派遣を要請しましたが、応急作業を一応完了しましたので、下記のとおり撤収をお願いいたします。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考事項

第2章 申請・報告・証明書関係

災害対策情報 NO. _____

災害種類	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> 事故	
受信	令和 年 月 日 時 分	発信者 <small>連絡先</small> () -
場所 (自治会名)	被災状況(概要)	
被災状況(詳細)	※区分を必ず選択し、○で囲ってください。 1 人的被害 { 死者(人)・重傷者(人)・軽傷者(人) } 被害者 氏名() 年齢() 性別(男・女) 被害者 氏名() 年齢() 性別(男・女) 被害者 氏名() 年齢() 性別(男・女) 2 住家被害 { 全壊・半壊・一部損壊・浸水(床上・床下) } 被害戸数() 世帯数() 人員数() 3 非住家被害 { 全壊・半壊・一部損壊・浸水・その他 } 4 道路被害 { 冠水・崩壊・その他 } 通行可否(可・不可) 規制(有・無) 5 河川・水路 { 損壊・溢水・その他 } 6 農地被害 { 損壊・冠水・その他 } 7 農業施設 { 冠水・崩壊・通行規制・その他 } 8 土砂災害 { 地すべり・崖崩れ・土石流・その他 } 9 その他 () 【補足説明】	
	伝達先	<input type="checkbox"/> 国土交通省 (22-5104) <input type="checkbox"/> 中丹西土木事務所 (22-5115) <input type="checkbox"/> 福知山市(部 課・支所) <input type="checkbox"/> その他() <div style="text-align: right;">< 連絡済 ・ 送付済 ></div>
対応	※担当課記入 <input type="checkbox"/> 現地確認 (<input type="checkbox"/> 確認済み ・ <input type="checkbox"/> 未確認) (内容) <input type="checkbox"/> 対応結果 (<input type="checkbox"/> 処理済み ・ <input type="checkbox"/> 未処理) (内容)	

※位置がわかるように地図等を添付してください。

Ver1.0.0

資料編
第2章一報2

										報告日時	年 月 日 時 分			
被害概況速報										市町村名				
										報告者名				
										発生日時	月 日 時 分			
災害の概況	発生場所													
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟				
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟				
									床下浸水	棟				
応急対策の状況														

資料編
第2章—報3

被害状況報告様式
被害状況報告①

第報	月日時現在		受信時刻	月日時		発信者	受信者
	市町村名		福 知 山 市				
項 目	発生年月日	単位	符号
	人的被害	死者	人	1			
行方不明者		人	2				
負傷者		重症	人	3			
		軽傷	人	4			
住家被害	全壊(焼)	棟	5				
		世帯	6				
		人	7				
	半壊(焼)	棟	8				
		世帯	9				
		人	10				
	一部破損	棟	11				
		世帯	12				
		人	13				
	浸水	床上	棟	14			
			世帯	15			
			人	16			
		床下	棟	17			
			世帯	18			
			人	19			
	非住家	公共建物	棟	20			
		その他	棟	21			
	その他	田	流出・埋没	ha	22		
			冠水	ha	23		
畑		流出・埋没	ha	24			
		冠水	ha	25			
文教施設		箇所	26				
病院		箇所	27				
道路		冠水	箇所	28			
		崩壊	箇所	29			
		その他	箇所	30			
橋梁		箇所	31				
河川		箇所	32				
砂防		箇所	33				
崖くずれ		箇所	34				
地すべり		箇所	35				
土石流		箇所	36				
林地崩壊		箇所	37				
清掃施設		箇所	38				
鉄道不通		箇所	39				
水道		戸	40				
電話		回線	41				
電気		戸	42				
ガス		戸	43				
ブロック塀等		回線	44				
ビニールハウス等		棟	45				
農道		箇所	46				
農林業施設		箇所	47				
畦畔施設		箇所	48				
農作物(各種野菜)		ha	49				
災害発生		建物	件	50			
	危険物	件	51				
	その他	件	52				
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)	世帯	53					
り災者数(全・半壊+床上浸水)	人	54					

資料編
第2章一報3

被害状況報告②

		市町村名		福 知 山 市					
		発生年月日	
項 目		単位	符号						
公共施設	公共文教施設	千円	a						
	農林水産業施設	千円	b						
	公共土木施設	千円	c						
	その他の公共施設	千円	d						
	小計	千円	e						
その他	農産被害	千円	f						
	林産被害	千円	g						
	畜産被害	千円	h						
	水産被害	千円	i						
	商工被害	千円	j						
	林地被害	千円	k						
		千円							
		千円							
	その他	千円	l						
	小計	千円	m						
被害総額		千円	n						
災害警戒本部	設置	年月日	o						
	解散	年月日	p						
災害対策本部	設置	年月日	q						
	解散	年月日	r						
消防職員出動延人数		箇所	s						
消防団員出動延人数		箇所	t						
市職員出動延人数		箇所	u						
その他出動延人数		箇所	v						
出動延人数合計		箇所	w						

緊急通行車両確認申請・届出関係様式集

緊急通行車両確認申請書

(A4版)

災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用		緊急通行車両確認申請書	
		年 月 日	
京都府公安委員会 殿		申請者 住 所 電 話 氏 名	
		(印)	
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無		
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他		
	名称		
番号標に表示 されている番号			
災害・緊急事態・地震 防災応急対策又は国民 保護措置の内容	1 警報の発表等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応 急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交 通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医療品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧		
車両の用途 (緊急輸送 を行う車両にあたって は、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住所	電話	
	氏名		
運行 (輸送) 日時			
運行 (輸送) 経路	出 発 点	目 的 地	
注)			
1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。			
2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類 (輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等) の写しを添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。			

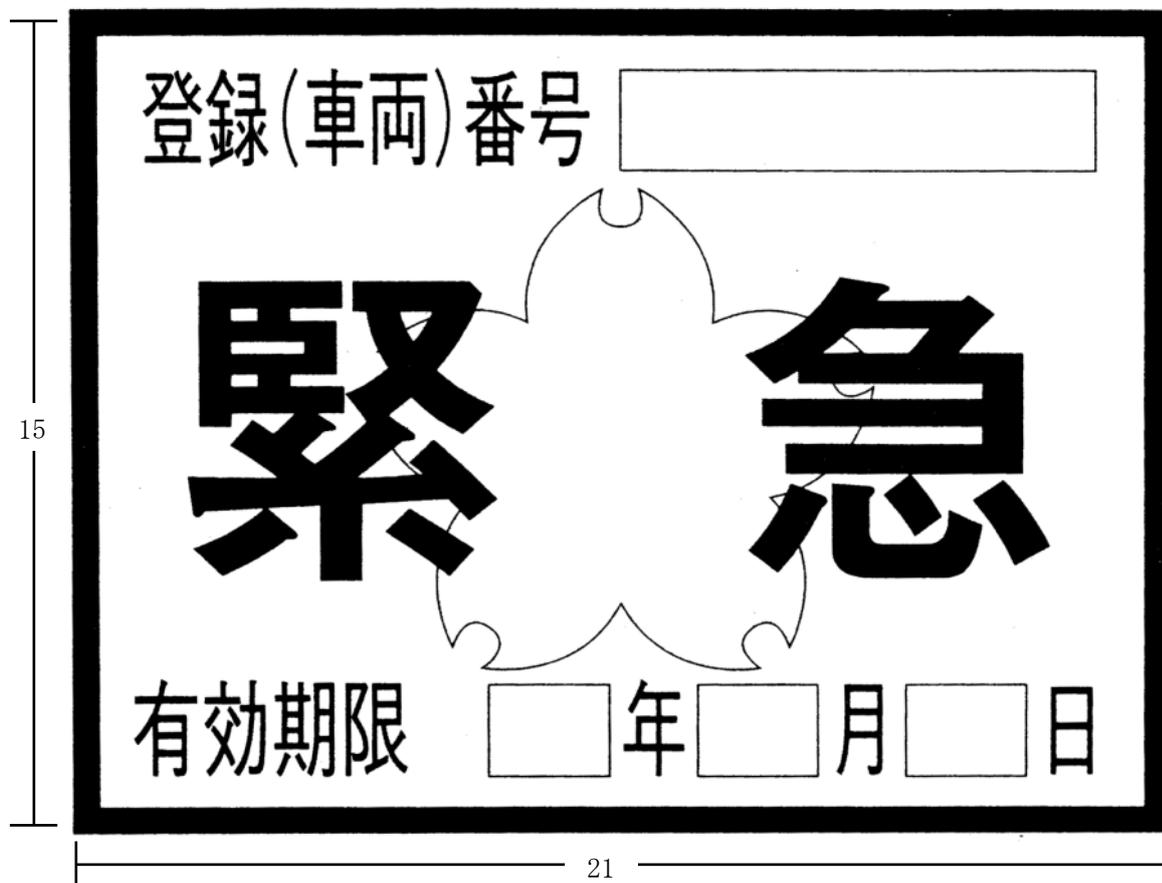
資料編
第2章-申1

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
			公安委員会 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

別記様式第1

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日
災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	京 事前第 号 災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
京都府公安委員会 殿	申請者 住所 電話 氏名	年 月 日	年 月 日
京都府公安委員会	申請者 住所 電話 氏名	年 月 日	年 月 日
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体		京都府公安委員会 印
番号標に表示されている番号	名称		
災害・緊急事態 地震防災 応急対策又は国民 保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の復旧等 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃 7 犯罪の予防 8 交通の規制等社会秩序の維持 9 災害の発生時の防衛、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	氏名	電話
出 発 地	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県		
京都府外での災害 応急対策に関する 活動計画の有無及びその活動地域	有	その他 ()	無
注 この届出申請は、2 通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出申請にあつては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外 の車両に係る事前届出申請にあつては自動車検査証の写し及び輸送協定書等のある 車両を使用して行う業務の内容を説明する書類 (輸送協定書等がない場合にあって は、指定行政機関等の上申書等) の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄 する警察署に提出してください。			
注	1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。		

緊急車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

罹災証明申請書

福知山市長 様

年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	ふりがな 氏 名	生年月日

窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記載不要)	住 所	電話番号
	ふりがな 氏 名	申請者との関係

被災住家※の 世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
		世帯主			

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	福知山市
---------------	------

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入） []
-------	--

写真による被害 区分の判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望しない	罹災証明書の 必要枚数	枚
	<input type="checkbox"/> 希望する（写真・配置図を添付）		

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合（大規模災害に限る）
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

被災証明申請書

福知山市長 様

年 月 日

申請者 (被災者)	住 所 電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	ふりがな 氏 名 生年月日
窓口 に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記載不要)	住 所 電話番号
	ふりがな 氏 名 申請者との関係
罹災原因	年 月 日の による
被災建物の 所在地	福知山市
被災者区分	<input type="checkbox"/> 物件所有者 <input type="checkbox"/> 物件使用者 (賃借人) <input type="checkbox"/> その他
建物の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (□床上 □床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) ()
罹災証明書の 必要枚数	枚

被災届出受理証交付申請書

福知山市長 様

年 月 日

申請者 (被災者)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	ふりがな 氏 名	生年月日

窓口 に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記載不要)	住 所	電話番号
	ふりがな 氏 名	申請者との関係

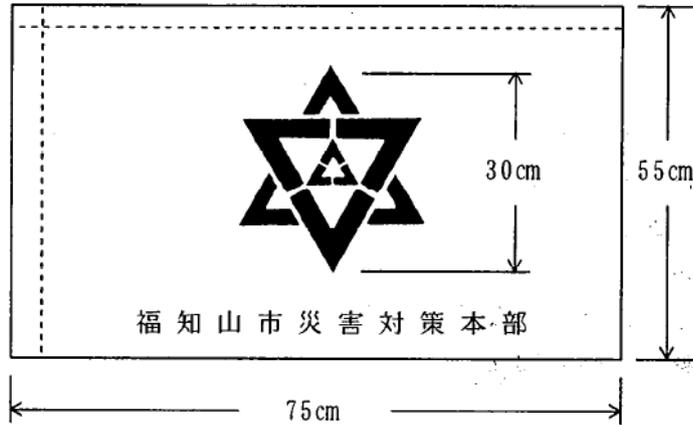
罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災場所	福知山市
------	------

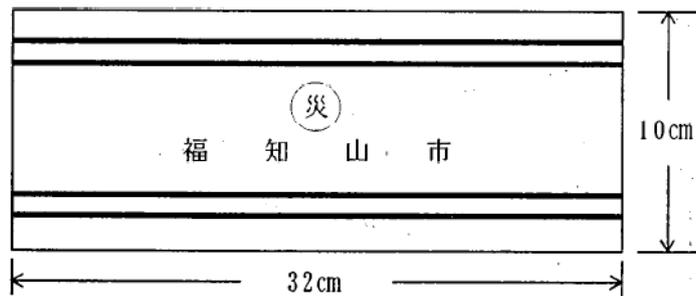
届出内容	
------	--

標識・腕章・標章・証票関係一覧

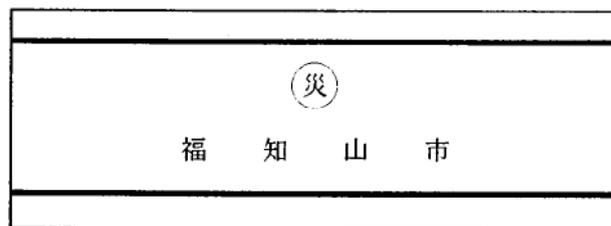
災害対策本部及び本部長の標識



(1) 本部長が着用する腕章

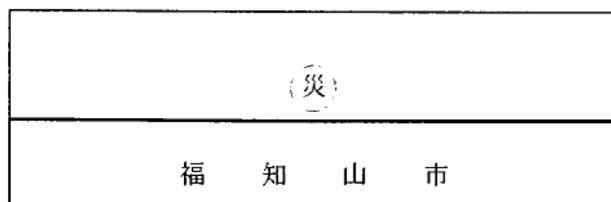


(2) 副本部長が着用する腕章



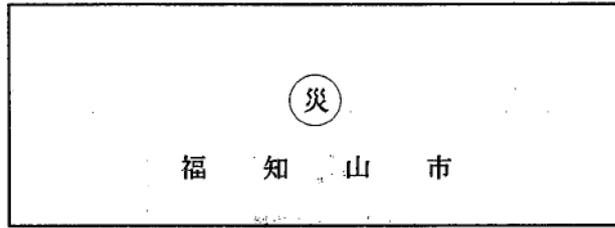
(3) その他の職員が着用する腕章

(部長、班長用)



資料編
第2章一標1

(要員用)
腕章



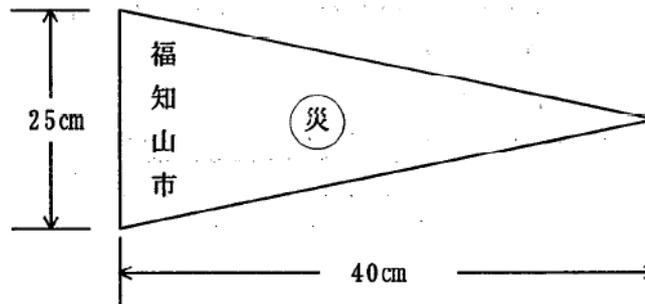
腕章の規格は次のとおりとする。

- ① 地質：布又はビニール
- ② 地色：白色
- ③ 文字：黒色 ただし (災) は赤
- ④ 長さ及び幅：32cm×10cm

自動車等に使用する標識

災害時に自動車等を使用するときは下記の標識を使用する。

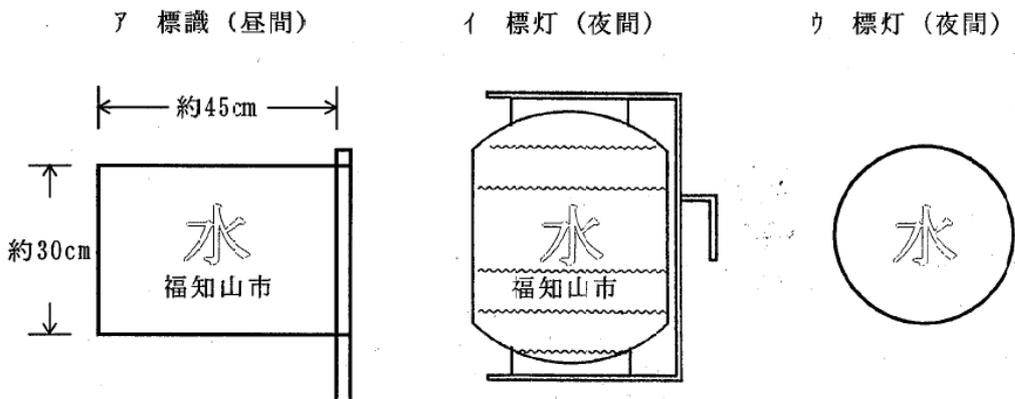
- ① 地質：布
- ② 地色：白
- ③ 文字：黒色



水防時における標識・証票

1 優先通行標識

(1) 法第11条の標識は、次のとおりとする。



(注) 白布、水の文字は赤色 (注) 水の文字は赤色 (注) 白布、水の文字は赤色

2 職員標識

(1) 水防のために現場におもむく職員は、福知山市地域防災計画に定める腕章を付けるものとする。

ただし、消防機関に属するものは制服を着用する。

資料編
第2章一標1

職員証

法第49条第2項に規定された必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

(表)

第	号
身分証票	
所属機関名	
職	名
氏	名
生年月日	年 月 日生
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
令和	年 月 日
福知山市長 氏名	
⑩	

(裏)

- 1 本証は、水防法第49条第2項による土地立入証である。
- 2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 記名以外の者の使用を禁じる。
- 4 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還すること。
- 5 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正をうける。

第 3 章 連絡先等一覧

資料編
第3章－行1

府内市町村の所在地及び電話番号

(平成19年4月1日現在)

市町村名	郵便番号	役所・役場の所在地	電話番号
京都市	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上木能寺前町488	075-222-3111
福知山市	620-8501	福知山市字内記13-1	0773-22-6111
舞鶴市	625-8555	舞鶴市北吸1044	0773-62-2300
綾部市	623-8501	綾部市若竹町8-1	0773-42-3280
宇治市	611-8501	宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141
宮津市	626-8501	宮津市字柳縄手345-1	0772-22-2121
亀岡市	621-8501	亀岡市安町野々神8	0771-22-3131
城陽市	610-0195	城陽市寺田東ノ口16・17	0774-52-1111
向日市	617-8665	向日市寺戸町中野20	075-931-1111
長岡京市	617-8501	長岡京市開田1-1-1	075-951-2121
八幡市	614-8501	八幡市八幡園内75	075-983-1111
京田辺市	610-0393	京田辺市田辺80	0774-63-1122
京丹後市	627-8567	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0001
南丹市	622-8651	南丹市園部町小桜町47	0771-68-0001
大山崎町	618-8501	大山崎町字円明寺小字夏目3	075-956-2101
久御山町	613-8585	久御山町大字田井小字浜代1・2	075-631-6111
井手町	610-0302	井手町大字井手小字南玉水67	0774-82-2001
宇治田原町	610-0289	宇治田原町大字荒木小字西出10	0774-88-2250
木津川市	619-0286	木津川市南垣外110-9	0774-72-0501
笠置町	619-1393	笠置町大字笠置小字西通90-1	0743-95-2301
和束町	619-1295	和束町大字釜塚小字生水14-2	0774-78-3001
精華町	619-0285	精華町大字南稻八妻小字北尻70	0774-94-2004
南山城村	619-1411	南山城村大字北大河原小字久保14-1	07439-3-0101
京丹波町	622-0292	京丹波町蒲生八ツ谷62-6	0771-82-0200
伊根町	626-0493	伊根町字日出651	0772-32-0501
与謝野町	629-2292	与謝野町字岩滝1798-1	0772-46-3001

資料編
第3章一行2

指定行政機関・指定地方公共機関等一覧表

○指定地方行政機関

機 関 名	住 所	電話番号
近畿管区警察局	大阪市中央区大手前2丁目1番22号	(06)6944-1234
近畿財務局 (京都財務事務所)	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12	(075)752-1417
近畿厚生局	大阪市中央区大手前4-1-76	(06)6942-2241
近畿農政局	京都市上京区西洞院下長者町下ル丁子風呂町	(075)451-9161
近畿中国森林管理局	大阪市北区天満橋1-8-75	(06)6881-3500
近畿経済産業局	大阪市中央区大手前1丁目5番44号	(06)6966-6001
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	大阪市中央区大手前1-5-44	(06)6966-6061
近畿運輸局	大阪市中央区大手前4丁目1番76号	(06)6949-6412
近畿地方整備局 神戸港湾事務所	神戸市中央区小野浜町7-30	(078)331-6701
大阪航空局	大阪市中央区大手4丁目1番76号	(06)6949-6211
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	京都市中京区西ノ京笠殿町38	(075)841-3006 又は別途周知済みの自治体専用番号
第八管区海上保安本部	舞鶴市下福井901	(0773)76-4100
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前1丁目5番44号	(06)6942-8503
京都労働局	京都市中京区両替町御池上ル金吹町451	(075)241-3211
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前3丁目1番41号	(06)6942-1141

○自衛隊

機 関 名	住 所	電話番号
陸上自衛隊第7普通科連隊	福知山市宇天田無番地	0773-22-4141

資料編
第3章 行2

○指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	住 所	電話番号
西日本電信電話株式会社 (京都支店)	京都市中京区壬生東淵田町 22	(075)842-9463
KDDI 株式会社 (関西総支社)	大阪市中央区城見 2-2-72	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (関西支社)	大阪市北区梅田一丁目 10 番 1 号 梅田 DT タワー	(06)6457-8950
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (京都支店)	京都市下京区西洞院塩小路上ル東塩小路町 608-9	
日本赤十字社 (京都府支部)	京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町 178	(075)468-1182
西日本旅客鉄道株式会社 (福知山駅)	京都市福知山市駅前町 439 番地	090-5257-5282
東海旅客鉄道株式会社 (関西支社)	大阪市淀川区西中島 5 丁目 5 番地 15 号	(06)6302-5037
日本貨物鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号	
日本郵便株式会社 (京都支店)	京都市下京区東塩小路町 843-12	(075)365-2473
(京都中央郵便局)	〃	〃
日本放送協会 (京都放送局)	京都市上京区知恵光院丸太町下ル	(075)823-1501
関西電力株式会社 (京都支社)	京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町 579	0800-777-3081
関西電力送配電株式会社 (京都本部)	京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町 579 京都市中京区河原町二条下ルー一之船入町 535	(075)212-5151
日本銀行 (京都支店)	大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号	(06)6344-8888
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上中之町 2 番地	(075)371-3141
日本通運株式会社 (京都支店)	大阪市中央区上町 A-12	(06)6763-5182
独立行政法人水資源機構 (関西支社)	京都市下京区中堂寺粟田町 93	(075)315-8942
大阪瓦斯株式会社 (京滋導管部)	京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町 600-1	(075)431-7366
株式会社京都放送	京都市中京区西ノ京梅尾町 3-14	(075)354-6101
一般社団法人京都府医師会	京都府宮津市字鶴賀 2065 番地の 4	0550-5862-2422
WILLER TRAINS 株式会社		

資料編
第3章—行2

機 関 名	住 所	電 話 番 号
株式会社エフエム京都	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地	(075) 344-0894
関西鉄道協会	大阪市北区堂島浜二丁目 1 番 25 中央電気倶楽部内	(06) 6341-4950
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町 6-1-55	(06) 6775-3509
京阪電気鉄道株式会社	大阪市中央区大手町 1-7-31	(06) 6944-2531
阪急電鉄株式会社	大阪市北区芝田 1-16-1	(06) 6373-5195
叡山電鉄株式会社	京都市左京区田中上柳町 25-3 京阪出町柳ビル	(075) 781-5121
京福電気鉄道株式会社	京都市中京区壬生淵田町賀陽 18	(075) 801-5328
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨天竜寺車道町	(075) 861-8511
一般社団法人京都府トラック協会	京都市伏見区竹田向代町 48-3	(075) 671-3175
一般社団法人京都府エルピーガス協会	京都市右京区西院東中水町 17	(075) 314-6517
一般社団法人京都府バス協会	京都市伏見区竹田向代町 51-5	(075) 691-6517
京都府道路公社	京都市上京区出水油小路東入丁子風呂 104-2	(075) 415-2321
公益社団法人京都府看護協会	京都府京都市左京区高野泉町 40-5	(075) 723-7195
一般社団法人京都府薬剤師会	京都市東山区東大路五条上る梅林町 563	(075) 551-0376
一般社団法人京都府歯科医師会	京都府京都市中京区西ノ京梅尾町 3-8	(075) 812-8020

都市ガス・簡易ガス事業者一覧表

1 都市ガス事業者

事業者名	設置場所	最大原料貯蔵量	ガス種	電話
福知山都市ガス株式会社	奥野部	LNG 300Kl プロパン 20t	13A	22-5750
株式会社長田野ガスセンター	長田野町	LNG 1200Kl プロパン 210t	13A	27-0689

2 簡易ガス事業者

事業者名	設置場所	最大原料貯蔵量(kg)	ガス種	電話
伊丹産業株式会社 福知山営業所	前田団地	LPG 10,500	プロパン	22-9388
福知山合同ガス株式会社	日吉が丘団地	LPG 4,300	プロパン	23-6562
株式会社くさか	聖佳団地	LPG 2,500	プロパン	27-1319
広瀬・小谷株式会社	駒場地区	LPG 8,700	プロパン	23-6562
伊丹産業株式会社 福知山営業所	茅ノ台第1住 宅団地	LPG 5,000	プロパン	22-9388

資料編
第3章－民1

府内消防本部の所在地及び電話番号一覧表

消防本部名	所在地	電話番号
京都市消防局	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	(075)231-5311
舞鶴市消防本部	〒625-8555 舞鶴市字北吸1044	(0773)66-1090
福知山市消防本部	〒620-0933 福知山市東羽合町46番地の1	(0773)24-0119
宇治市消防本部	〒611-0021 宇治市宇治下居13-2	(0774)39-9400
綾部市消防本部	〒623-0031 綾部市味方町アミダジ20-2	(0773)42-0119
京都中部広域 消防組合消防本部	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目9番1号	(0771)22-9580
宮津与謝消防組合 消防本部	〒629-2251 宮津市字須津413-26	(0772)46-6119
乙訓消防組合 消防本部	〒617-0833 長岡京市神足芝本9番地	(075)952-0119
城陽市消防本部	〒610-0111 城陽市富野東田部33	(0774)54-0113
八幡市消防本部	〒614-8076 八幡市八幡植松19-1	(075)981-4119
京田辺市消防本部	〒610-0331 京田辺市田辺78	(0774)63-1125
久御山町消防本部	〒613-0043 久世郡久御山町島田ミスノ11	(075)631-1515
相楽中部消防組合 消防本部	〒619-0214 木津川市木津白口10-2	(0774)72-2119
精華町消防本部	〒619-0244 相楽郡精華町大字北稻八間小字寄田長31	(0774)94-5119
京丹後市消防本部	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波826-1	(0772)62-0119

自主防災組織の結成状況

令和7年3月31日現在

【旧福知山市管内】

地区	自治会数	現結成数	組織率
惇明	37	37	100.0%
昭和	24	24	100.0%
大正	16	16	100.0%
雀部	11	11	100.0%
遷喬	8	8	100.0%
成仁	5	5	100.0%
庵我	8	8	100.0%
下豊富	20	20	100.0%
下川口	8	8	100.0%
上豊富	13	13	100.0%
上六人部	9	9	100.0%
中六人部	9	9	100.0%
下六人部	9	9	100.0%
上川口	11	11	100.0%
金谷	7	7	100.0%
三岳	8	8	100.0%
金山	6	6	100.0%
雲原	1	1	100.0%
佐賀	4	4	100.0%
計	214	214	100.0%

【三和支所管内】

地区	自治会数	現結成数	組織率
菟原	6	6	100.0%
細見	9	9	100.0%
川合	6	6	100.0%
計	21	21	100.0%

【夜久野支所管内】

地区	自治会数	現結成数	組織率
下夜久野	17	17	100.0%
中夜久野	5	5	100.0%
上夜久野	24	24	100.0%
計	46	46	100.0%

【大江支所管内】

地区	自治会数	現結成数	組織率
美河	22	22	100.0%
美鈴	10	10	100.0%
有仁	13	10	100.0%
計	45	45	100.0%

【総計】

管内	現結成数	組織率
旧福知山市	214	100.0%
三和支所	21	100.0%
夜久野支所	46	100.0%
大江支所	45	100.0%
総計	325	100.0%

第4章 情報伝達・備蓄・資機材等

資料編
第4章一通1

〔有線放送設備地区一覧表〕

地区名	運用担当者	地区名	運用担当者
市街地	消防長	下戸	自治会長
向野	自治会長	法用	〃
日吉ヶ丘	〃	談	〃
土	〃	樽水	〃
石原	〃	甘栗	〃
観音寺	〃	口榎原	〃
興	〃	奥榎原	〃
戸田	〃	多保市	〃
平野町	〃	長田南	〃
下猪崎	〃	長田北	〃
中	〃	岩間	〃
中村団地	〃	猪野々	〃
池部	〃	梅谷	〃
安井	〃	一ノ宮	〃
筈巻	〃	日尾	〃
上荒河	〃	下佐々木	〃
下荒河	〃	上佐々木	〃
岩井	〃	中六人部有線放送	中六人部地区
奥野部	〃	駅正面通り	駅正面通り商店会長
和久寺	〃	駅前通り	駅前商店会長
山崎	〃	菟原下一	自治会長
額塚	〃	菟原下二	〃
今安（一部）	〃	菟原中	〃
正明寺	〃	高杉	〃
市寺	〃	友渕	〃
室	〃	大身	〃
瘤木	〃	西松	〃
石場	〃	田ノ谷	〃
畑中	〃	中出	〃
辻	〃	辻	〃
北山	〃	千束	〃
小牧	〃	金谷	〃
寺尾	〃	大岬	〃

資料編
第4章—通1

地区名	運用担当者	地区名	運用担当者
寺尾	自治会長	大岓	自治会長
草山	〃	桑谷	〃
芦洲	〃	西垣	〃
梅原	〃	宮垣	〃
大原	〃	栗尾	〃
台頭	〃	才谷	〃
上川合	〃	中田	〃
峠	〃	上町	〃
下川合	〃	三谷	〃
加用	〃	羽白	〃
今里	〃	田谷垣	〃
柿本	〃	現世	〃
稲垣	〃	今西	〃
金尾	〃	平野	〃
西谷	〃	水上	〃
桑村	〃	水坂	〃
小畑	〃	駅前	〃
今西中	〃	奥水坂	〃
井田	〃	波美	〃
下町	〃	金屋	〃
上町	〃	関	〃
且	〃	下町	〃
奥	〃	中央	〃
向	〃	清水	〃
上千原	〃	新町	〃
中千原	〃	蓼原	〃
下千原	〃	小原田	〃
日置	〃	公庄下	〃
末	〃	公庄上	〃
高内	〃	千原	〃
大油子	〃	尾藤口	〃
小倉	〃	尾藤奥	〃
門垣	〃	橋谷	〃
副谷	〃	南一	〃

資料編
第4章一通1

地区名	運用担当者	地区名	運用担当者
山中	自治会長	南二	自治会長
東部	〃	南三	〃
常津	〃	南四	〃
在田	〃	北一	〃
西部	〃	北二	〃
夏間	〃	北三	〃
夏間グリーンヒル	〃	北四	〃
佛性寺	〃	二箇上	〃
毛原	〃	二箇下	〃
北原	〃	市原	〃
内宮	〃	三河	〃
二俣一	〃	高津江	〃
二俣二	〃	天田内	〃
二俣三	〃	美鈴新	〃

資料編
第4章一通2

＜京都府衛星通信系防災情報システム電話番号簿＞

府庁・総合庁舎の内線電話機から 地上8-局番-XXXX
端末局等の専用電話機から 地上8-局番-XXXX 衛星7-局番-XXXX
衛星7-局番-XXXX

福知山総合庁舎 (局番830)		
衛星7-830-XXXX		地上8-830-XXXX
中丹広域振興局		
副局長	200	
地域連携振興部		
福知山地域総務防災課		
課長	201	
地域総務防災課	211	
"	212	
"	213	
"	214	
"	215	
"	216	
直通	0773-22-3901	
FAX	0773-23-8242	
中丹西府税出張所		
所長	230	
収納・納税係	231	
"	232	
"	233	
"	234	
直通	0773-22-3904	
課税係・不動産取得税係	235	
"	236	
"	237	
"	238	
直通	0773-22-3905	
"	0773-22-3906	
その他の他		
宿直室	280	
無線機械室	488	
健康福祉部 (中丹西保健所)		
所長	550	
次長	551	
技術次長	580	
企画調整課		
課長	560	
企画調整課	561	
"	562	
直通	0773-22-5744	
保健課		
課長	573	
健康・母子保健支援係	570	
"	571	
"	572	
"	574	
"	575	
地域包括支援係	576	
直通	0773-22-6381	
福祉課		
課長	593	
地域福祉係	590	
"	591	
"	592	
"	594	
直通	0773-22-5766	
環境衛生課		
課長	580	
衛生係	581	
"	583	
直通	0773-22-6382	
環境係	582	
"	584	
直通	0773-22-6383	
食肉・試験検査課		
課長	585	
食肉検査係	586	
試験検査係	587	
"	588	
直通	0773-22-6384	
FAX	0773-22-0429	
建設部 (中丹西土木事務所)		
所長	400	
次長	401	
技術次長	420	
企画・総務契約課		
課長	411	
総務契約係	412	
"	413	
直通	0773-22-5115	
企画調整係	430	
"	431	
直通	0773-22-5811	
施設保全課		
課長	421	
施設保全係	422	
"	423	
パトロール班	425	
"	426	
直通	0773-22-5116	
用地課		
課長	445	
用地係	446	
"	448	
"	424	
直通	0773-22-5117	
道路計画課		
課長	450	
第一係	451	
"	452	
"	453	
"	457	
第二係	454	
"	455	
"	456	
直通	0773-22-5160	
河川砂防課		
課長	460	
第一係	464	
"	465	
"	466	
第二係	461	
"	462	
"	463	
直通	0773-22-5771	
建築住宅課		
課長	470	
建築住宅課	471	
"	472	
直通	0773-22-5144	
その他の他		
災害待機室	487	
無線室	488	
当直室	490	
直通	0773-22-5115	
FAX	0773-22-5167	
農林商工部 (中丹西農業改良普及センター)		
所長	300	
産地・担い手・地域	311	
"	312	
"	313	
"	314	
実験室	325	
直通	0773-22-4901	

資料編
第4章—通2

府庁・総合庁舎の内線電話機から
端末局等の専用電話機から

地上8—局番—XXXX
地上8—局番—XXXX

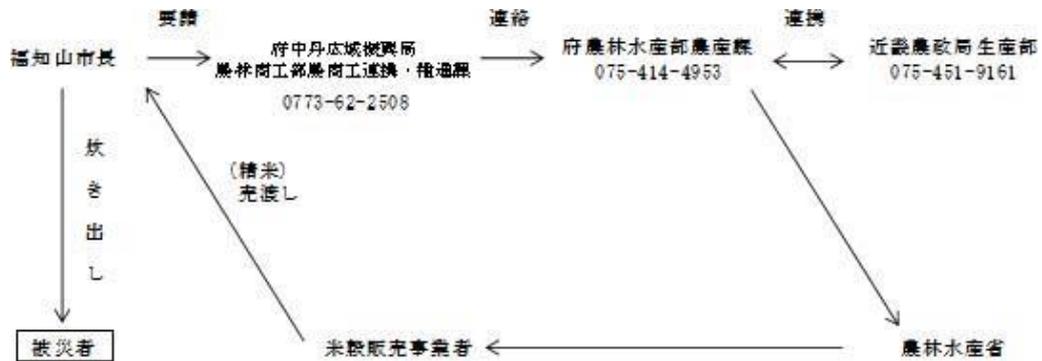
衛星7—局番—XXXX
衛星7—局番—XXXX

福知山地域端末局																																	
衛星7—局番—XXXX	地上8—局番—XXXX																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">福 知 山 市 (局番831)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛星7—831—XXXX 地上8—831—XXXX</td> </tr> </table> <p>市長直轄組織危機管理室 8109 健康福祉部社会福祉課 8101 消防署 8102 産業部農林整備課 8103 建設交通部協議スペース 8104 教育委員会教育総務課 8105 宿直室 8108 FAX(市長直轄組織危機管理室) 8100</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">市役所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td style="text-align: right;">0773-22-6111</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td style="text-align: right;">0773-23-6537</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">陸上自衛隊第7普通科連隊 (局番835)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛星7—835—XXXX 地上8—835—XXXX</td> </tr> </table> <p>1科 8101 3科 8102 " 8103 4科 8104 作戦室 8105 総務科 8106 当直司令室 8108 FAX(3科) 8100</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表</td> <td style="text-align: right;">0773-22-4141 (内線235、299)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">FAX</td> <td style="text-align: right;">0773-22-4141 (内線299)</td> </tr> </table>	福 知 山 市 (局番831)	衛星7—831—XXXX 地上8—831—XXXX	市役所		直通	0773-22-6111	FAX	0773-23-6537	陸上自衛隊第7普通科連隊 (局番835)	衛星7—835—XXXX 地上8—835—XXXX	代表	0773-22-4141 (内線235、299)	FAX	0773-22-4141 (内線299)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">京都府公営企業管理事務所 (局番836)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地上8—836—XXXX</td> </tr> </table> <p>所長室 8101 事務室 8102 宿直室 8103 FAX(事務室) 8100</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">直通</td> <td style="text-align: right;">0773-27-0160</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">FAX</td> <td style="text-align: right;">0773-27-4087</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 (局番837)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地上8—837—XXXX</td> </tr> </table> <p>指令室(無線棟3階) 8101 道路管理情報室 8102 (無線棟2階) 情報連絡員室 8103 (庁舎2階) FAX(指令室) 8100</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表</td> <td style="text-align: right;">0773-22-5104</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">FAX</td> <td style="text-align: right;">0773-22-9384</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">市立福知山市民病院 (局番838)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地上8—838—XXXX</td> </tr> </table> <p>総務課 8101 守衛室 8102 救急スタッフルーム 8103 2階応接室 8104 FAX(事務室) 8100</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表</td> <td style="text-align: right;">0773-22-2101</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">FAX(総務課)</td> <td style="text-align: right;">0773-22-6181</td> </tr> </table>	京都府公営企業管理事務所 (局番836)	地上8—836—XXXX	直通	0773-27-0160	FAX	0773-27-4087	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 (局番837)	地上8—837—XXXX	代表	0773-22-5104	FAX	0773-22-9384	市立福知山市民病院 (局番838)	地上8—838—XXXX	代表	0773-22-2101	FAX(総務課)	0773-22-6181
福 知 山 市 (局番831)																																	
衛星7—831—XXXX 地上8—831—XXXX																																	
市役所																																	
直通	0773-22-6111																																
FAX	0773-23-6537																																
陸上自衛隊第7普通科連隊 (局番835)																																	
衛星7—835—XXXX 地上8—835—XXXX																																	
代表	0773-22-4141 (内線235、299)																																
FAX	0773-22-4141 (内線299)																																
京都府公営企業管理事務所 (局番836)																																	
地上8—836—XXXX																																	
直通	0773-27-0160																																
FAX	0773-27-4087																																
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 (局番837)																																	
地上8—837—XXXX																																	
代表	0773-22-5104																																
FAX	0773-22-9384																																
市立福知山市民病院 (局番838)																																	
地上8—838—XXXX																																	
代表	0773-22-2101																																
FAX(総務課)	0773-22-6181																																

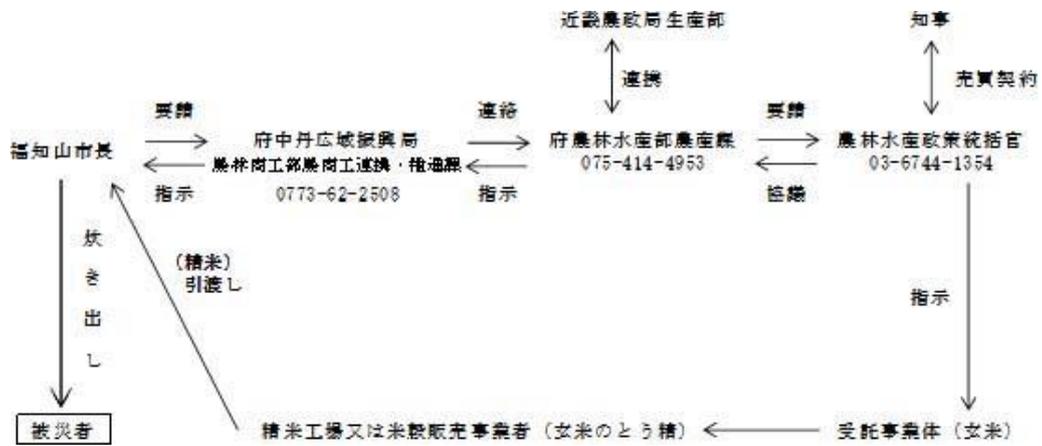
資料編
第4章—食1

米穀の調達系統

(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達



資料編
第4章－消1

消防水利の状況

(令和7年4月1日)

	防火水槽			プール	公設消火栓		
	40m ³ 以上 現有	40m ³ 未満 現有	合計		上水道 現有	簡易水道 現有	合計
中央	106	7	113	2	454	0	454
大正	47	2	49	1	161	0	161
雀部	48	5	53	1	187	0	187
庵我	28	13	41	1	83	0	83
修斉	79	17	96	1	294	0	294
西中	40	3	43	1	143	0	143
下川	33	5	38	0	91	0	91
上豊	25	15	40	1	161	0	161
上六	22	6	28	1	78	0	78
中六	23	3	26	0	59	0	59
下六	64	5	69	0	142	0	142
上川	23	2	25	1	144	0	144
金谷	19	5	24	1	89	0	89
三岳	8	3	11	1	0	120	120
金山	11	4	15	0	0	98	98
雲原	1	1	2	0	0	70	70
佐賀	7	5	12	1	88	0	88
長田野	134	29	163	1	111	0	111
菟原	48	13	61	1	0	153	153
細見	74	14	88	1	0	201	201
川合	48	3	51	1	0	101	101
上夜久野	52	10	62	0	0	256	256
中夜久野	18	2	20	0	0	130	130
下夜久野	29	4	33	1	0	211	211
河守	29	0	29	1	0	124	124
河守上	27	4	31	1	0	117	117
河西	14	5	19	1	0	80	80
河東	32	3	35	1	0	115	115
有路上	41	4	45	1	0	109	109
有路下	32	3	35	0	0	97	97
合計	1,162	195	1,357	23	2,285	1,982	4,267

資料編
第4章-消2

消防本部・署別自動車現勢一覧

(令和7年4月1日現在)

所属	名称	種別	車名・形式	登録年月日	定員	備考
本部	指令車	指令車	トヨタ DBA-ZRR85G	H28.3.24	8	
消防署	ポンプ1号車	ポンプ車	日野 2KG-XZU685M	R5.5.1	5	CD-I型
	ポンプ2号車	ポンプ車	日野 BDG-XZU378M	H19.1.25	5	CD-I型
	ポンプ5号車	ポンプ車	三菱 KK-FG72EC	H15.11.26	5	CD-I型
	救助工作車	救助工作車	日野 2KG-GX2ABA	H31.1.10	6	
	タンク1号車	水槽付ポンプ車	日野 SDG-GX7JGAA改	H27.3.5	6	水I-A型 圧縮泡消火装置付
	梯子車	梯子付ポンプ車	日野 2PG-FH1AGA改	R3.1.15	6	25m級 (特殊屈折はしご)
	救急1号車	救急車	トヨタ 3BF-TRH226S	R3.3.4	7	高規格
	救急2号車	救急車	トヨタ CBF-TRH226S	H28.1.18	7	高規格
	指揮隊車	指揮隊車	トヨタ CBF-TRH216K	H26.3.24	5	
	機動装備車	機動装備車	三菱 TKG-FGB70	H25.2.21	3	
	重機搬送車	重機搬送車	日野 2DG-GK2ABA	R2.3.18	3	
	連絡車	連絡車	スズキ CBA-MH21S	H16.7.30	4	
	査察車	査察車	ダイハツ DBA-LA600S	H29.4.27	4	
	防火指導車	防火指導車	ホンダ DBA-JF2	H24.9.14	4	
	支援車	支援車	ニッサン DBA-NT32	H29.9.19	5	
	救援車	救援車	トヨタ KF-CM85	H16.12.16	3	
	搬送車	搬送車	トヨタ CBF-TRH228B	H18.5.26	15	
予備車	予備車	ニッサン KG-SP2F23	H11.12.15	6		
東分署	ポンプ3号車	ポンプ車	日野 BDG-XZH378M	H22.5.24	6	CD-I型
	化学車	化学ポンプ車	日野 2KG-GX2ABA	R2.3.30	6	II型
	救急3号車	救急車	ニッサン 3BF-CS8E26改	R7.1.10	7	高規格
	救急5号車	救急車	トヨタ 3BF-TRH226S	R5.1.26	7	高規格
	東指揮広報車	広報車	スバル 5AA-SKE	R6.10.7	9	
	東資材搬送車	資材搬送車	日野 2DG-XZU685M	R6.10.17	3	
北分署	ポンプ4号車	ポンプ車	日野 TKG-XZU685M	H29.3.23	5	CD-I型
	救急4号車	救急車	トヨタ 3BF-TRH226S	R4.3.11	7	高規格
	救急6号車	救急車	トヨタ CBF-TRH226S	H31.2.12	7	高規格
	北指揮広報車	広報車	ニッサン UA-NT30	H17.11.18	5	
	北資材搬送車	資材搬送車	KG-LY230	H15.10.2	6	

※ 登録年月日については、初年度登録ではない。

資料編
第4章-消3

消防団車庫詰所 車両配置一覧表

令和7年4月1日現在

No.	分団名	部	所在地	ポンプ車	小型P付積載車	小型P付軽積載車
1	中央分団	1・4	内記5丁目		2	
2		2	中ノ町		1	
3		3	和久市町		1	
4		5	緑ヶ丘町		1	
5		6	上篠尾		1	
6	大正分団	1・2	東小谷ヶ丘		2	
7	雀部分団	1	土師		1	
8		2	前田		1	
9		3	川北		1	
10	庵我分団	1・2	中村団地		1	1
11		3	筈巻		1	
12	修斉分団	1・2	上荒河		2	
13		3	拝師		1	1
14		4	正明寺		1	
15	西中分団	1-1	観音寺		1	
16		1-2	興			1
17		2-1	石原		1	
18		2-2	土		1	
19		3	戸田		1	
20	下川分団	1・2	勅使		1	1
21	上豊分団	1	口榎原		1	
22		2-1	畑中		1	
23		2-2	談		1	
24	上六分団	1・2	三俣		2	
25	中六分団	1・2	下地		2	
26	下六分団	2	長田南		1	
27		3-1	上松		1	

資料編
第4章-消3

28		3-2	長田段		1	
29		4	岩間		1	
30	上川分団	1-1・2	野花		2	
31		1-2	大呂			1
32	金谷分団	1・2	猪野々		2	
33	三岳分団	1・2	一ノ宮		2	
34	金山分団	1	天座区			1
35		2・3	上野条			1
36	雲原分団	1・2	雲原(市場)		2	
37	佐賀分団	1・2	私市		2	
38	菟原分団	1・2・3	菟原下一		3	
39	細見川合分団	1	芦刈		1	
40		2	寺尾		1	
41		3	千束		1	
42		4	辻		1	
43		5	上川合		2	
44	上夜久野分団	1・2・3	中田	1	1	1
45		4	平野		1	
46	中夜久野分団	1・2	高内		2	
47	下夜久野分団	1・2・3	額田		3	
48	河守分団	1	新町		1	
49	下夜久野分団	2	中央		1	
50	河守分団	3	金屋			2
51	河守上分団	1	二俣		2	
52	河西分団	1・2	蓼原		1	1
53	河東分団	1・2	常津		1	1
54	有路上分団	1・2	南三		1	1
55	有路下分団	1・2	二箇下		1	1
56	三和支所消防隊		千束			1
57	大江支所消防隊		中央		1	
				1	69	13

供給水源施設一覽表		
施設名	供給水源量	
下荒河浄水場	6,600m ³ /日	(計画浄水量)
堀第1浄水池	940m ³	(有効貯水量)
神谷配水池	2,400m ³	(有効貯水量)
石原配水池	1,160m ³	(有効貯水量)

第 5 章 避難所等重要拠点

資料編
第5章一避1

指定避難所一覧

No.	中学校区	施設名	所在地	電話番号	収容者数
1	南陵	市民交流プラザふくちやま	駅前町400	22-9551	245
2	桃映	三段池公園総合体育館	猪崎377-1	23-6295	2,410
3	桃映	武道館	猪崎377-24	23-6861	1,085
4	日新	長田野体育館	長田野町2-1	27-5121	340
5	日新	日新地域公民館	石原4-1	27-6134	180
6	成和	成和地域公民館	拝師446	23-6654	275
7	六人部	六人部地域公民館	多保市162-2	27-2006	220
8	川口	川口地域公民館	野花870	33-3117	150
9	北陵	北陵地域公民館	坂浦135	36-0543	120
10	三和	三和荘	寺尾8004-丙	58-2310	385
11	夜久野	夜久野ふれあいプラザ	額田19-2	37-1101	400
12	大江	大江地域公民館	尾藤1211-1	56-0025	90
13	大江	有路下体育館	二箇1197	57-0334	155

資料編
第5章-避2

指定緊急避難場所一覧

(凡例)

○・・・指定緊急避難場所として該当する災害種別に適合する避難場所

△・・・洪水・土砂の警戒すべき区域であるが、安全を確保できるスペースを有するため一部の使用を可とする避難場所

×・・・該当する災害種別に適合しない避難場所

※詳細は、一覧表の補記詳細を参照

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容数 (1人/ 3.5m ²)	開設区分				災害の種別				補記詳細
						1次	2次	地区	洪水	土砂	地震	大火災	家屋 倒壊	
1	惇明	惇明小学校	内記五丁目21	22-3210	285	○	-	-	△	○	○	○	○	洪水時は校舎の3階以上に移動
2		南陵中学校	南岡町190	22-3221	410	○	-	-	○	○	○	○	○	-
3		総合福祉会館	内記二丁目10-18	23-3573	65	○	-	-	△	○	○	×	△	避難場所は3階以上
4		市民交流プラザふくちやま	駅前町400	22-9551	245	○	-	-	△	○	○	○	○	避難場所は3階以上
5		旧勤労青少年ホーム	岡ノ175-1	22-9552	125	○	-	-	○	○	×	○	○	-
6		商工会館	中ノ町27	22-2108	90	○	-	-	△	○	×	○	△	避難場所は3階以上
7		ハビネスふくちやま	内記100	24-2951	285	○	-	-	△	○	○	○	○	避難場所は2階以上
8		厚生会館	中ノ町170	22-4955	1,070	-	-	○	×	○	×	○	○	地震時等に市が開設
9		広峯団地集会所	広峯54	-	25	-	-	○	○	○	○	○	○	-
10		旭が丘教育集会所	旭が丘389	22-4649	70	-	-	○	○	○	×	○	○	-
11		丘児童センター	旭が丘506	23-3549	185	-	-	○	○	○	○	○	○	-
12		夕陽が丘教育集会所	夕陽が丘97-3	23-6498	70	-	-	○	○	○	×	○	○	-
13		惇明中央集会所	北栄52	-	55	-	-	○	×	○	×	○	○	-
14		南岡公民館	南岡町381	-	10	-	-	○	○	○	○	○	○	-
15		南天田集会所	天田62-2	-	10	-	-	○	○	○	○	○	○	-
16	昭和	昭和小学校	北本町一區118	22-3213	205	○	-	-	△	○	○	○	○	洪水時は校舎の3階以上に移動
17		市民交流プラザふくちやま別館	昭和新町1105	23-2216	125	○	-	-	△	○	○	○	○	避難場所は3階以上
18		京都共栄学園高等学校	篠尾62-5	22-6241	235	-	-	○	○	○	○	○	○	洪水時に開設
19		偕和会館	西羽合21	-	50	-	-	○	×	○	○	○	○	-
20	篠尾中央集会所	篠尾818-1	23-1427	95	-	-	○	○	○	○	○	×	-	
21	大正	大正小学校	水内1108	22-3212	230	○	-	-	○	○	○	○	○	-
22		桃映中学校	北小谷ヶ丘1691	22-3220	295	○	-	-	△	○	○	○	○	洪水時は校舎に移動
23		日吉ヶ丘団地集会所	日吉ヶ丘345	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	-
24		けやき集会所	内田1945	-	50	-	-	○	×	○	○	○	○	-
25		水内公会堂	堀3208-1	-	60	-	-	○	○	○	×	○	○	-
26		桃映地域公民館	堀2077-1	24-3502	55	-	-	○	×	○	○	○	○	-
27		福知山成美高等学校	水内3471-1	22-6224	340	-	-	○	○	○	○	○	○	洪水時に開設
28		小谷ヶ丘公民館	堀1703	-	25	-	-	○	○	○	○	○	○	-
29		福知山公立大学	堀3370	24-7100	150	-	-	○	○	○	○	○	○	避難場所は3階
30		雀部小学校	前田1879-9	27-3214	170	○	-	-	○	○	○	○	○	-
31	雀部	福知山高等学校	土師650	27-2151	670	○	-	-	○	○	○	○	○	-
32		長田野体育館	長田野町2-1	27-5121	340	-	○	-	○	○	○	○	○	-
33		土師町公会堂	土師町117-4	-	55	-	-	○	△	○	○	○	○	-
34		土師新町南公会堂	土師新町南116	27-6216	50	-	-	○	×	○	×	○	○	-
35		前田児童館	前田1212-1	27-6711	105	-	-	○	○	○	×	○	○	-
36		前田教育集会所	前田1149-3	27-4327	55	-	-	○	○	○	×	○	○	-
37		東佳屋野公民館	東佳屋野312	27-2679	70	-	-	○	○	○	×	○	○	-
38		西佳屋野集会所	前田新町1555-1	27-0050	55	-	-	○	○	○	×	○	○	-
39		南佳屋野児童館	南佳屋野33	27-5260	160	-	-	○	○	○	○	○	○	-
40		南佳屋野会館	南佳屋野33	27-6009	110	-	-	○	○	○	×	○	○	-
41		川北公会堂	川北1218-1	24-2925	100	-	-	○	×	○	○	○	○	-
42		遷喬	日新地域公民館	石原4-1	27-6134	180	○	-	-	○	○	○	○	○
43	府立工業高等学校		石原上野45	27-5161	385	○	-	-	○	○	○	○	○	-
44	遷喬小学校		石原1-180	27-3217	225	-	○	-	○	○	△	○	○	土砂災害時は校舎に移動
45	石原公会堂		石原23-1	27-0646	90	-	-	○	○	○	○	○	○	-
46	土森林会館		土1115	-	40	-	-	○	○	○	○	○	○	-
47	戸田会館		戸田34-1	27-8607	45	-	-	○	×	○	○	○	○	-
48	興公民館		興583	27-8550	55	-	-	○	×	○	×	○	○	-
49	観音寺公会堂		観音寺312-4	27-5317	80	-	-	○	×	×	×	○	○	-
50	聖佳町公会堂		土1121-43	-	25	-	-	○	○	○	×	○	○	-
51	あじさい会館		観音寺59-7	-	10	-	-	○	×	○	○	○	○	-
52	南土野町公民館	南土野町4-127	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	-	

資料編
第5章-避2

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容数 (1人/ 3.5m ²)	開設区分				災害の種別					補記詳細
						1次	2次	地区	洪水	土砂	地震	大火災	家屋 倒壊		
53	成仁	日新中学校	前田35-2	27-3520	205	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
54		成仁小学校	中坂町10	27-4944	210	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
55		平野町集会所	東平野町162	-	55	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
56		桔梗が丘集会所	桔梗が丘5丁目8	-	20	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
57	鹿我	三段池公園総合体育館	猪崎377-1	23-6295	2,410	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
58		庵我会館	中2117	22-8930	60	○	-	-	△	○	○	○	○	避難場所は2階	
59		武道館	猪崎377-24	23-6861	1,085	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
60		庵我小学校	池部63	22-3215	225	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
61		猪崎公民館	猪崎1134-1	22-2970	45	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
62		城山公会堂	猪崎1207-2	-	25	-	-	○	×	○	×	○	○	-	
63		養泉寺	中375	22-3887	45	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
64		安井公民館	安井118	-	30	-	-	○	×	○	×	○	○	-	
65		菅巻公会堂	菅巻920-1	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
66		中公会堂	中794	-	10	-	-	○	×	○	○	○	×	-	
67	下豊富	庵我教育集会所	猪崎1285-5	23-7236	65	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
68		成和中学校	新庄603	22-3223	200	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
69		成和地域公民館	拜師446	23-6654	275	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
70		修善小学校	半田50	22-3216	260	-	○	-	△	○	○	○	○	洪水時は校舎2階以上に移動	
71		上荒河公会堂	荒河1539-1	-	30	-	-	○	×	×	○	○	○	-	
72		下荒河公会堂	荒河1334-2	-	45	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
73		荒河ヒルズ公民館	荒河9-130	-	30	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
74		かしの木台集会所	かしの木台95	22-0244	30	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
75		かしの木台ホール	かしの木台96	-	10	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
76		岩井新町公民館	岩井新町87	-	30	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
77		岩井公民館	岩井440	-	30	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
78		和久寺公民館	和久寺648	23-7611	50	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
79		大門公会堂	大門663	-	30	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
80		大門公民館	大門1879	-	30	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
81	下豊富	さつきヶ丘公民館	さつきヶ丘44-88	-	60	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
82		拜師公会堂	拜師723	22-1910	45	-	-	○	△	○	×	○	○	-	
83		山崎公民館	山崎1534-2	-	20	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
84		額塚公会堂	拜師2007	-	25	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
85		今安公会堂	今安22-1	22-2927	45	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
86		福知山淑徳高等学校	正明寺36-10	22-3763	260	-	-	○	○	○	○	○	○	洪水時に開設	
87		正明寺公民館	正明寺1631-3	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
88		市寺公会堂	市寺1483	-	25	-	-	○	○	○	×	○	×	-	
89		室集会所	室810-1	23-8432	30	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
90		下川口	下川口会館	勅使1815	33-3099	60	○	-	-	△	○	○	○	○	洪水時は旧天津小校舎の3階以上に移動
91	旧天津小学校		勅使1924	33-2002	220	-	○	-	△	○	○	○	×	洪水時は校舎の3階以上に移動	
92	一尾林業会館		一尾79-2	-	10	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
93	瘤木公民館		瘤木50	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
94	牧公民館		牧120	-	70	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
95	石本会館		石本769-1	-	40	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
96	勅使会館		勅使2086	-	15	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
97	漆端集会所		漆端66	-	5	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
98	下天津公民館	-	-	30	-	-	○	×	×	○	○	○	-		
99	上豊富	上豊富会館	畑中1529-3	-	40	○	-	-	○	○	○	○	○	地震時は上豊富小学校に避難	
100		上豊富小学校	畑中1600	34-0006	245	-	○	-	○	○	○	○	○	地震時には1次開設	
101		辻公会堂	畑中	-	10	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
102		石場公民館	石場950	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
103		畑中公会堂	畑中1397	-	55	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
104		北山公民館	北山426	-	20	-	-	○	△	×	×	○	○	-	
105		小牧公会堂	小牧328	-	15	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
106		下戸公民館	小牧1058	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
107		法用公会堂	談1974	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
108		談公会堂	談306-2	-	25	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
109	樽水林業会館	樽水1514	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-		
110	甘栗公会堂	甘栗405-7	-	40	-	-	○	○	×	×	○	○	-		
111	口榎原公民館	口榎原1370	-	15	-	-	○	×	○	○	○	○	-		
112	上六人部	上六人部会館	三俣572	-	30	○	-	-	△	○	○	○	△	避難場所は2階	
113		旧上六人部小学校	三俣577	35-0002	185	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
114		萩原会館	萩原631	-	30	-	-	○	△	○	×	○	○	-	
115		上野公民館	上野169	-	20	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
116		生野公民館	生野3-3付近	-	20	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
117		正後寺公民館	正後寺158	-	20	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
118		池田公民館	池田192-2	35-0941	40	-	-	○	×	○	×	○	×	-	
119		岩崎公民館	岩崎	-	30	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
120	萩原第二集会所	萩原40-3	-	10	-	-	○	○	○	×	○	○	-		
121	中六人部	中六人部ふれあいセンター	下地3118	-	70	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
122		旧中六人部小学校	大内1765	27-3218	225	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
123		富会館	富401	-	50	-	-	○	×	○	×	○	○	-	

資料編
第5章-避2

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容数 (1人/ 3.5m ²)	開設区分				災害の種別				補記詳細	
						1次	2次	地区	洪水	土砂	地震	大火災	家屋 倒壊		
124	下六人部	大内山田公民館	大内1278-1	-	15	-	-	○	○	×	○	○	○	-	
125		笹場公民館	田野5-1	-	15	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
126		田野公民館	田野493-1	-	25	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
127		中地区公民館	大内359-3	-	10	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
128		六人部地域公民館	多保市162-2	27-2006	220	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-
129		六人部小学校	上松232	27-3219	225	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-
130		六人部中学校	多保市132	27-3224	240	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-
131		企業交流プラザ	長田野町3-1-1	27-2002	430	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
132		多保市公会堂	多保市1078	-	60	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
133		駒場新町公民館	駒場新町1-58	-	50	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
134		長田北公民館	長田2592	-	65	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
135		下六人部会館	長田北2618	27-0194	120	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
136		下六人部児童センター	長田北2661	27-3299	190	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
137		上松公民館	上松1293	-	50	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
138	長田段公民館	長田段715-1	-	50	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	
139	段森林会館	長田段712-1	-	60	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-	
140	市の谷公民館	市の谷205-64	-	30	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-	
141	大野自治会公会堂	大野2095-20	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-	
142	岩間会館	岩間664-3	-	45	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	
143	高浄寺	岩間408	22-5940	90	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-	
144	南区公民館	長田2579-3	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	
145	上川口	上川口小学校	野花93	33-2006	165	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
146		川口地域公民館	野花870	33-3117	150	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-
147		川口中学校	野花817	33-2019	245	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-
148		小田教育集会所	野花948-1	33-2094	60	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
149		上川口会館	野花276-1	-	25	-	-	○	×	×	×	○	○	○	-
150		十二公民館	十二290	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
151		十三丘集会所	十三丘2196	33-4105	40	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
152		夷公会堂	夷170	-	15	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
153		上下大内公会堂	上下大内135	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
154		野花公会堂	野花	33-4365	-	-	-	○	○	×	○	4365	○	○	-
155		大呂公民館	大呂266	33-3817	45	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
156	金谷	金谷会館	猪野々48	33-4110	20	○	-	-	△	△	△	○	△	洪水時は旧金谷小学校に移動、土砂災害時は2階に移動	
157		旧金谷小学校	猪野々55	33-2105	205	-	○	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は山と反対側に移動	
158		猪野々公民館	猪野々457-4	-	80	-	-	○	×	×	×	○	○	○	-
159		梅谷公民館	宮垣522	-	55	-	-	○	×	○	○	○	×	○	-
160		宮垣公会堂	宮垣193	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
161		田和公民館	田和656	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
162		大見公民館	上小田1573	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	○	-
163		野笹公会堂	上小田1324-1	-	40	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
164		青蓮寺	梅谷72	-	-	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
165		鴨野町集会所	鴨野町90	33-2655	20	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
166	三岳	三岳会館	一ノ宮580	-	85	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
167		日尾公会堂	日尾200	-	20	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
168		新宮公民館	新宮553-1	-	20	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
169		常願寺公民館	常願寺175付近	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
170		下佐々木林業会館	下佐々木784	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
171		谷村公会堂	中佐々木426	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
172		上佐々木公会堂	上佐々木681-1	-	20	-	-	○	△	×	×	○	○	○	-
173		生活改善センター	喜多435	-	20	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
174		一ノ宮公会堂	一ノ宮436-1	-	25	-	-	○	×	○	×	○	○	○	-
175		喜多公民館	喜多48	-	20	-	-	○	△	×	×	○	○	○	-
176	金山	北陵地域公民館	坂浦135	36-0543	120	○	-	-	○	○	○	○	○	土砂災害時は山・斜面と反対側に移動	
177		天座会館	天座837	36-0625	40	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
178		下野条公民館	下野条125	-	40	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
179		上野条公民館	上野条348	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
180		金山教育集会所	行積192	36-0634	65	-	-	○	△	×	×	○	○	○	-
181	長尾公民館	長尾344	36-0461	30	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	
182	佐賀	佐賀会館	私市24-6	-	35	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
183		長圓寺	私市14	32-0030	100	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-
184		報恩寺公民館	報恩寺2	32-0025	30	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
185		印内公民館	印内9-1	-	30	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
186		山野口公民館	山野口2-5	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	○	-
187		菟原	菟原中公民館	菟原中270	-	55	○	-	-	○	○	○	○	○	-
188	旧菟原小学校		菟原中883-2	58-2104	20	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-

資料編
第5章-避2

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容数 (1人/ 3.5m ²)	開設区分				災害の種別				補記詳細	
						1次	2次	地区	洪水	土砂	地震	大火災	家屋 倒壊		
189		下一公民館	菟原下380	-	25	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
190		菟原下二公民館	菟原下862-1	58-2825	25	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
191		友測会館	友測448-1	58-3637	20	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
192		大身公民館	大身126-1	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
193		大身集落センター	大身83-12	58-4131	45	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
194		三和荘(三和地域公民館)	寺尾8004-丙	58-2310	385	○	-	-	○	○	○	○	○	-	
195		三和学園	千東660	58-2024	510	-	○	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は斜面と反対側に移動	
196		旧細見小学校	千東3-57	58-2014	400	-	○	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は斜面と反対側に移動	
197		西ノ谷公民館	西松227-1	-	10	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
198		西松集落センター	西松480	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
199		河内ヶ野公民館	辻742-1	-	10	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
200		辻公民館	辻96-1	58-2004	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
201		辻集落センター	辻373-2	58-2886	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
202		千東公民館	千東219	58-3491	15	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
203		寺尾公民館	寺尾248	58-3581	10	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
204		芦洲団地集会所	芦洲1065-13	-	5	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
205		芦洲二組公民館	芦洲1006-2	-	5	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
206		梅原コミュニティセンター	梅原910-6	-	25	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
207		川合集落センター	上川合590-1	-	25	○	-	-	○	○	×	○	○	-	
208		旧川合小学校	上川合647	-	200	-	○	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は斜面と反対側に移動	
209		大原集会所	大原276-2	-	5	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
210		台頭コミュニティセンター	台頭189	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
211		日蔭集会所	上川合178-6	-	5	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
212		峠公民館	峠274-2	-	10	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
213		下川合公民館	下川合148-1	58-2806	10	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
214		加用公民館	加用233	-	5	-	-	○	○	○	×	×	○	○	-
215		夜久野ふれあいプラザ	額田19-2	37-1106	400	○	-	-	△	△	△	○	○	洪水・土砂災害時はより安全な場所に移動	
216		旧明正小学校	井田522	-	610	-	○	-	△	○	○	○	○	洪水時は校舎の2階以上に移動	
217		稲垣公民館	畑2257	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
218		金尾公民館	畑2558	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
219		西谷公民館	畑3279	-	20	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
220		小畑公民館	畑808	-	25	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
221		今西中公民館(構造改善センター)	今西中638	37-1060	45	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
222		井田公民館	井田551-2	-	25	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
223		額田上町公民館	額田1130	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
224		夜久野町教育集会所	額田217	37-0370	85	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
225		額田児童館	額田218-4	37-1217	95	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
226		上千原公民館	千原634	-	25	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
227		中千原公民館	千原419	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
228		下千原公民館	千原1262-2	-	70	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
229		今里公民館	今里	-	-	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
230		且公民館	且	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
231		中夜久野集会所	高内74-1	-	25	○	-	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は山と反対側に移動	
232		夜久野学園	高内26	-	1,440	-	○	-	○	△	△	○	○	土砂災害時は校舎2階以上に移動	
233		日置構造改善センター	日置1223	-	30	-	-	○	△	×	○	○	○	-	
234		高内公民館	高内124-1	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
235		大油子公民館	大油子671	38-1025	15	-	-	○	△	×	×	○	○	-	
236		小倉集落センター	小倉714	38-1255	40	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
237		人権ふれあいセンター さわやか館	板生2738-4	38-0328	50	○	-	-	○	△	○	○	○	土砂災害時は山と反対側に移動	
238		旧精華小学校校体育館	板生15	-	105	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
239		門垣公民館	直見498	38-0547	30	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
240		山中公民館	直見1514	38-1088	45	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
241		金谷公民館	直見4911-2	-	30	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
242		大崎公民館	直見1498	38-1077	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
243		西垣公民館	直見2107	38-0993	20	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
244		才谷公民館	直見3039	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
245		板生上町公民館	板生33	-	10	-	-	○	△	×	×	○	○	-	
246		三谷公民館	板生2381-2	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
247		羽白公民館	板生2036-8	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
248		田谷垣公民館	板生628-2	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
249		現世公民館	板生1430-6	-	20	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
250		田谷公会堂	板生1277	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
251		平野公民館	平野331	38-1003	25	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
252		水上公民館	平野684-1	-	10	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
253		駅前公民館	平野988-4	-	45	-	-	○	○	×	○	○	○	-	

資料編
第5章-避2

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容数 (1人/ 3.5m ²)	開設区分				災害の種類				補記詳細	
						1次	2次	地区	洪水	土砂	地震	大火災	家屋 倒壊		
254	美河	大江学園	波美40	56-0038	375	○	-	-	○	○	○	○	-		
255		金屋ふれあいセンター	金屋1229-1	56-1802	75	○	-	-	△	○	○	○	○	洪水時は大江学園に移動	
256		旧美河小学校	河守840	56-0079	30	○	-	-	○	△	△	○	○	避難場所は3階以上	
257		Uターン1サテライト	公庄425	56-2423	15	○	-	-	○	△	×	○	○	土砂災害時は居住建物に移動	
258		大江地域公民館	尾藤1211-1	56-0025	90	○	-	-	○	△	×	○	○	土砂災害時は山と反対側に移動	
259		上野公会堂	上野536	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
26		波美公会堂	波美714	56-0292	15	-	-	○	×	○	×	○	×	-	
261		関公会堂	関78-1	-	15	-	-	○	×	○	×	○	○	-	
262		下町公会堂	河守1436-1	56-1662	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
263		中央公会堂	河守1881	56-1975	15	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
264		清水公会堂	河守146-1・2	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
265		蓼原公会堂	蓼原305	56-1112	25	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
266		小谷公会堂	蓼原1448-1	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
267		小原田公会堂	小原田920	56-1045	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
268		小原田東集会所	小原田505	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
269		小原田西集会所	小原田1512	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
270		千原公会堂	千原469	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
271		河東下生活改善センター	尾藤1100	56-0186	25	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
272		尾藤奥公会堂	尾藤606	-	45	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
273		東部公会堂	南山1377-2	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
274		常津公会堂	常津571	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
275		在田公会堂	在田489-1	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
276		西部公会堂	南山647	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
277		夏間公会堂	夏間278	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
278		美鈴	旧美鈴小学校	二俣945	56-0105	130	○	-	-	○	○	○	○	-	
279			大江山グリーンロッジ	佛性寺902	56-0095	45	-	-	○	○	×	×	○	○	-
280			佛性寺公会堂	佛性寺616-1	56-0960	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-
281	毛原公会堂		毛原305-1	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
282	内宮公会堂		内宮693	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
283	二俣一公民館		二俣1356	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
284	俊明多目的集会所		二俣346-1	-	25	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
285	二俣三公会堂		二俣898	-	15	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
286	天田内公会堂		天田内65	-	45	-	-	○	○	○	×	○	○	-	
287	橋谷公会堂		橋谷129-2-1	56-0520	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
288	有仁	旧有仁小学校	南有路1655	57-0027	165	○	-	-	○	○	○	○	-		
289		大雲記念館	北有路1936	57-0168	25	○	-	-	△	△	△	○	○	洪水・土砂災害時は2階に移動	
290		有路下体育館	二箇1199	57-0334	155	○	-	-	△	△	×	○	○	洪水・土砂災害時はより安全な場所に移動	
291		南一公会堂	南有路2479	57-0414	55	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
292		南二公会堂（南有路児童館）	南有路1460	57-0612	65	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
293		南四公会堂	南有路197-1	57-0356	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
294		北三公会堂	北有路1744-1	-	15	-	-	○	×	○	○	○	○	-	
295		二箇上公会堂	二箇1857	-	15	-	-	○	×	○	×	○	○	-	
296		二箇下公会堂	二箇327-1	-	15	-	-	○	×	○	×	○	○	-	
297		市原公会堂	市原21-2	-	15	-	-	○	○	×	×	○	○	-	
298		三河公会堂	三河443	-	15	-	-	○	×	×	×	○	○	-	
		集計		27,350	48	19	231	244	208	116	298	291			

資料編
第5章-避3

広域避難所一覧

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	収容者数 (1人/3.5m ²)	開設区分		
						早期	1次	2次
1	惇明	惇明小学校	内記五丁目21	22-3210	285	—	○	—
2		南陵中学校	南岡町190	22-3221	410	—	○	—
3		総合福祉会館	内記二丁目10-18	23-3573	65	—	○	—
4		市民交流プラザふくちやま	駅前町400	22-9551	245	○	○	—
5		旧勤労青少年ホーム	岡ノ175-1	22-9552	125	—	○	—
6		商工会館	中ノ町27	22-2108	90	—	○	—
7		ハビネスふくちやま	内記100	24-2951	285	○	○	—
8	昭和	昭和小学校	北本町一区118	22-3213	205	—	○	—
9		市民交流プラザふくちやま別館	昭和新町1105	23-2216	125	—	○	—
10	大正	大正小学校	水内1108	22-3212	230	—	○	—
11		桃映中学校	北小谷ケ丘1691	22-3220	295	○	○	—
12	雀部	雀部小学校	前田1879-9	27-3214	170	—	○	—
13		福知山高等学校	土師650	27-2151	670	—	○	—
14		長田野体育館	長田野町2-1	27-5121	340	—	—	○
15		日新地域公民館	石原4-1	27-6134	180	○	○	—
16	遷喬	府立工業高等学校	石原上野45	27-5161	385	—	○	—
17		遷喬小学校	石原1-180	27-3217	225	—	—	○
18	成仁	日新中学校	前田35-2	27-3520	205	—	○	—
19		成仁小学校	中坂町10	27-4944	210	—	○	—
20	庵我	三段池公園総合体育館	猪崎377-1	23-6295	2,410	○	○	—
21		庵我会館	中2117	22-8930	60	—	○	—
22		武道館	猪崎377-24	23-6861	1,085	—	—	○
23		庵我小学校	池部63	22-3215	225	—	—	○
24	下豊富	成和中学校	新庄603	22-3223	200	—	○	—
25		成和地域公民館	拝師446	23-6654	275	○	○	—
26		修齊小学校	半田50	22-3216	260	—	—	○
27	下川口	下川口会館	勅使1815	33-3099	60	—	○	—
28		旧天津小学校	勅使1924	33-2002	220	—	—	○
29	上豊富	上豊富会館	畑中1529-3	—	40	—	○	—
30		上豊富小学校	畑中1600	34-0006	245	—	—	○
31	上六人部	上六人部会館	三俣572	—	30	—	○	—
32		旧上六人部小学校	三俣577	35-0002	185	—	—	○
33	中六人部	中六人部ふれあいセンター	下地3118	—	70	—	○	—
34		旧中六人部小学校	大内1765	27-3218	225	—	—	○
35	下六人部	六人部地域公民館	多保市162-2	27-2006	220	○	○	—
36		六人部小学校	上松232	27-3219	225	—	○	—
37		六人部中学校	多保市132	27-3224	240	—	—	○
38	上川口	上川口小学校	野花93	33-2006	165	—	○	—
39		川口地域公民館	野花870	33-3117	150	○	○	—
40		川口中学校	野花817	33-2019	245	—	—	○
41	金谷	金谷会館	猪野々48	33-4110	20	—	○	—
42		旧金谷小学校	猪野々55	33-2105	205	—	—	○
43	三岳	三岳会館	一ノ宮580	—	85	—	○	—
44	金山	北陵地域公民館	坂浦135	36-0543	120	○	○	—
45	佐賀	佐賀会館	私市24-6	—	35	—	○	—
46	菟原	菟原中公民館	菟原中270	—	55	—	○	—
47		旧菟原小学校	菟原中883-2	58-2104	20	—	—	○
48	細見	三和荘 (三和地域公民館)	寺尾8004-丙	58-2310	385	○	○	—
49		三和学園	千東660	58-2024	510	—	—	○
50		旧細見小学校	千東3-57	58-2014	400	—	—	○
51	川合	川合集落センター	上川合590-1	—	25	—	○	—
52		旧川合小学校	上川合647	—	200	—	—	○
53	下夜久野	夜久野ふれあいプラザ	額田19-2	37-1106	400	○	○	—
54		旧明正小学校	井田522	—	610	—	—	○
55	中夜久野	中夜久野集会所	高内74-1	—	25	—	○	—
56		夜久野学園	高内26	—	1,440	—	—	○
57	上夜久野	人権ふれあいセンターさわやか館	板生2738-4	38-0328	50	—	○	—
58		旧精華小学校体育館	板生15	—	105	—	—	○
59	美河	大江学園	波美40	56-0038	375	—	○	—
60		金屋ふれあいセンター	金屋1229-1	56-1802	75	○	○	—
61		旧美河小学校	河守840	56-0079	30	—	○	—
62		Uターン1サテライト	公庄425	56-2423	15	—	○	—
63	大江地域公民館	尾藤1211-1	56-0025	90	—	○	—	
64	美鈴	旧美鈴小学校	二俣945	56-0105	130	—	○	—
65	有仁	旧有仁小学校	南有路1655	57-0027	165	—	○	—
66		大雲記念館	北有路1936	57-0168	25	—	○	—
67		有路下体育館	二箇1199	57-0334	155	—	○	—
集計					18,230	12	48	19

資料編
第5章一避4

指定福祉避難所一覧

■高齢者施設

No.	施設名	種別	日常生活圏域	地区	連絡先	備考
1	特別養護老人ホーム にれの木園	高齢者	桃映・南陵	大正	24-1015	
2	特別養護老人ホーム 三愛荘	高齢者	桃映・南陵	庵我	23-1436	
3	特別養護老人ホーム 豊の郷	高齢者	成和	下豊富	23-4072	
4	特別養護老人ホーム サンヒルズ紫豊館	高齢者	成和	上豊富	34-0557	
5	特別養護老人ホーム 岩戸ホーム	高齢者	川口・夜久野	金谷	33-3155	
6	特別養護老人ホーム 六人部 晴風	高齢者	六人部・三和	中六人部	20-2750	
7	特別養護老人ホーム みわの里	高齢者	六人部・三和	菟原	59-2525	
8	特別養護老人ホーム グリーンビラ夜久野	高齢者	川口・夜久野	精華	38-1031	
9	特別養護老人ホーム 五十鈴荘	高齢者	北陵・大江	美鈴	56-1981	
10	特別養護老人ホーム えるむ	高齢者	桃映・南陵	惇明	45-3651	
11	特別養護老人ホーム きらら	高齢者	北陵・大江	金山	36-0255	
12	特別養護老人ホーム 橘	高齢者	六人部・三和	細見	58-3339	

■障害者施設

No.	施設名	種別	日常生活圏域	地区	連絡先	備考
13	むとべ翠光園	障害者	六人部・三和	六人部	27-0678	
14	あまだ翠光園	障害者	六人部・三和	三和	58-2822	
15	おさだの翠光園	障害者	六人部・三和	六人部	27-5757	
16	みわ翠光園	障害者	六人部・三和	三和	58-3644	
17	ききょうの杜	障害者	日新	成仁	20-3111	

※避難に関して直接施設への連絡や避難することはできないので留意すること

。

第 6 章 災害危険区域・観測機器位置等

地震観測地点一覧表

[福知山市内地震観測地点一覧表]

設置場所	所在地	設置者
福知山市役所	福知山市字内記13番地の1	気象庁
三和支所	福知山市三和町千束	京都府
夜久野支所	福知山市夜久野町額田	京都府
大江支所	福知山市大江町河守	京都府

資料編
第6章－水1

(令和6年4月現在)

NO.	池名	所在地	受益面積(ha)	NO.	池名	所在地	受益面積(ha)
1	上野奥池	字上野	13.0	41	清吾池	字篠尾	7.0
2	山の上池	字上野	12.0	42	論田池	字篠尾	10.0
3	寺山池	字上野	11.0	43	大道池	字正明寺	6.0
4	藤谷池	字三保	4.0	44	室口池	字室	25.0
5	田野口池	字田野	10.0	45	室中池	字室	25.0
6	田野新池	字田野	10.0	46	室奥池	字室	25.0
7	遊舟池	字大内山田	1.0	47	市寺奥池	字市寺	17.0
8	大内山田奥池	字大内	32.0	48	市寺口池	字市寺	20.0
9	多保市大池	字多保市	22.0	49	瓢箪池	字厚	11.0
10	鳶池	字長田	4.0	50	本庄池	字新庄	1.0
11	砂子口池	字長田	7.0	51	岩井旧池	字岩井	3.0
12	小塩津池	字岩間	8.0	52	和久寺下池	字和久寺	3.0
13	塩津古池	字岩間	5.0	53	和久寺奥池	字和久寺	8.0
14	塩津新池	字岩間	5.0	54	高来池	字今安	3.0
15	印内天王池	字印内	11.0	55	大門1号池	字大門	9.0
16	葉先上池	字私市	4.0	56	大門2号池	字大門	12.8
17	上ヶ市池	字川北	10.0	57	大門3号池	字大門	12.8
18	川北奥池	字川北	21.0	58	段畑池	字大門	3.0
19	川北口池	字川北	10.0	59	袋3号池	字大門	3.0
20	多光池	字川北	2.0	60	袋1号池	字大門	3.0
21	三段池	字猪崎	26.0	61	袋池	字大門	5.0
22	中池ノ谷池	字中	5.0	62	寺池	字口榎原	1.0
23	西谷奥池	字中	20.0	63	太田池	字石場	10.0
24	池部口池	字池部	8.0	64	奥ヶ市池	字北山	8.0
25	河谷奥池	字池部	23.0	65	樽水旧池	字樽水	5.0
26	中ノ森池	字筈巻	6.0	66	樽水新池	字樽水	5.0
27	石原口池	字石原	50.0	67	豊富用水池	字奥榎原	350.0
28	石原新池	字石原	50.0	68	桂池	字拝師	16.0
29	石原奥池	字石原	50.0	69	挾間池	字荒河	2.0
30	沢野池	字土	2.0	70	長谷上池	字上小田	1.0
31	前田口池	字前田	50.0	71	長谷下池	字上小田	1.0
32	東中池	字前田	50.0	72	井ノ奥池	三和町千束	3.0
33	西中池	字前田	50.0	73	梅原新池	三和町梅原	1.0
34	西奥池	字前田	6.7	74	広戸池	三和町梅原	1.0
35	梅原池	字土師	1.0	75	小倉池	夜久野町小倉	4.0
36	宮の下池	字荒木	40.0	76	甲子池	夜久野町三谷	1.0
37	新長谷池	字天田	4.1	77	井ノ奥池	大江町北有路	6.0
38	長谷池	字天田	4.1	78	森池	大江町南有路	15.0
39	釜戸池	字岡	2.4	79	漆畑池	大江町夏間	9.0
40	持原池	字篠尾	12.0				

資料編
第6章－土1

[土砂災害警戒区域指定箇所一覧]

(令和7年5月8日現在)

地区名	警戒区域				特別警戒区域				指定年度
	土石流	急傾斜地	地すべり	小計	土石流	急傾斜地	地すべり	小計	
惇明	0	6	0	6	0	6	0	6	H27
昭和	1	6	0	7	1	6	0	7	H27
大正	15	14	0	29	7	14	0	21	H27
雀部	12	17	0	29	7	16	0	23	H25
遷喬	8	7	0	15	6	7	0	13	H25
成仁	0	7	0	7	0	6	0	6	H27
庵我	4	24	0	28	4	23	0	27	H21, R5
下豊富	18	37	0	55	11	37	0	48	H27, 30
下川口	17	31	0	48	12	31	0	43	H24, 26, 29
上豊富	52	75	0	127	40	74	0	114	H23
上六人部	20	27	0	47	15	26	0	41	H25
中六人部	6	16	0	22	6	16	0	22	H24
下六人部	5	14	0	19	2	12	0	14	H27, R2
上川口	27	63	1	91	20	63	0	83	H27
金谷	26	44	0	70	20	43	0	63	H27
三岳	69	84	1	154	59	82	0	141	H20, 27, R4,5,6
金山	32	54	1	87	21	54	0	75	H23, 27 R6
雲原	48	62	0	110	36	62	0	98	H22
佐賀	15	17	0	32	6	17	0	23	H20, 25, R2
菟原	34	79	1	114	16	79	0	95	H25, 27
細見	69	114	0	183	49	114	0	163	H26
川合	68	118	0	186	55	117	0	172	H23,R6
下夜久野	83	102	0	185	53	102	0	155	H24
中夜久野	43	65	0	108	17	60	0	77	H24, 27 R6
上夜久野	68	72	1	141	42	71	0	113	H22, 27, R5
美河	78	154	2	234	46	151	0	197	H25, 27 R6
美鈴	34	60	1	95	22	60	0	82	H25, 27
有仁	94	61	0	155	75	60	0	135	H21
合計	946	1,430	8	2,384	648	1,414	0	2,062	

備考

市内における土砂災害警戒区域指定箇所（土石流、急傾斜地、地すべり）の指定区域は、
<<https://www.pref.kyoto.jp/dosyashitei/1202956832250.html>>のとおりである。

資料編
第6章-土2

福知山市が独自に指定している自然斜面									
< 自然斜面 > (福知山市)									
整理 番号	位置		危険箇 所の 延長 (m)	地形		保全対象			地盤 の状 況
	大字	小字		傾斜 度 (度)	高さ (m)	人家戸 数	公共的物件		
							種類	数	
1	公庄	一ノ谷	50	60	7	1	市道	1	軟岩
2	上野條	柳田	40	60	10	1	市道	1	強風化岩
3	二箇上	小村	30	45	5	1	市道	1	レキ質土
4	常願寺	高山	300	70	10	-	市道	1	強風化岩
5	内宮	早谷	500	70	6	-	市道	1	軟岩
6	南山	ドンテンバ	50	70	7	-	市道	1	軟岩
7	金谷	金谷口	100	70	5	-	市道	1	軟岩
8	寺尾	北山ノ神	20	80	4	-	市道	1	軟岩
9	小谷	トトロシ	200	60	5	-	市道	1	レキ質土
10	大原	マブ子	10	80	5	-	市道	1	粘性土
11	西松	脇谷	50	80	4	-	市道	1	軟岩
12	内宮	上杉	350	70	7	-	市道	1	軟岩
13	公庄	清水	300	70	5	-	市道	1	軟岩
14	小原田	ノリシゲ	50	70	7	-	市道	1	軟岩
15	田和	堂ノ谷	90	60	10	-	市道	1	強風化岩
16	芦渚	赤石	100	70	4	-	市道	1	軟岩
17	公庄	岩間	200	70	5	-	市道	1	軟岩
18	南山	トチウルシ	80	70	5	-	市道	1	軟岩
19	荒木	五反田	200	70	10	-	市道	1	レキ質土
20	一尾	家ノ下	60	60	15	-	市道	1	強風化岩
21	篠尾	羽合ノ段	110	60	15	-	市道	1	粘性土
22	石場	石田	30	25	30	-	市道	1	粘性土
23	小倉	イセ	8	80	5	-	市道	1	強風化岩
24	大身	西ノ滝	5	60	5	-	市道	1	レキ質土
25	小倉	下野	50	60	4	-	市道	1	強風化岩
26	高津江	鏡出シ	100	60	5	-	市道	1	軟岩
27	辻	大橋	100	80	4	-	市道	1	レキ質土
28	畑中	馬喰谷	300	70	5	-	市道	1	軟岩
29	常津	提ノ谷穴虫	20	60	5	-	市道	1	軟岩
30	宮垣	ヌタ	60	50	20	-	市道	1	粘性土
31	荒河	狭間	60	50	15	-	市道	1	軟岩
32	荒河	屋敷	100	60	15	-	市道	1	軟岩
33	牧	岩端	70	50	35	-	市道	1	強風化岩
34	額田	鳴岩	350	70	6	-	市道	1	軟岩
35	畑中	ババ	30	60	25	1	市道	1	強風化岩
36	樽水	日向	60	50	10	2	市道	1	強風化岩

資料編
第6章—土3

〔通行不能となる恐れのある避難路〕

代替ルートの確保が困難な路線で土砂災害の発生等により通行できなくなる恐れのある路線は、以下のとおりである。

No.	地区名	区分	路線名	地区内の広域避難所	対象となる自治会	土砂災害警戒区域指定の有無
1	三岳	市道	三岳金山線	旧三岳小学校	喜多	有
2	三河	府道	二俣三河線	旧有路下体育館	三河	有
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

資料編
第6章—要1

「浸水想定区域内」 要配慮者施設名簿

No.	施設名称	所在地	電話番号	老：A、障：B 児：C、学：D 病：E	河川名	浸水想定	
						浸水深	家屋倒壊
1	小規模多機能型居宅介護事業おとなせ	猪崎754番地の53	23-8222	A	由良川	5~10m	○
2	厚ニコニコハウス りんご村	厚中町200番地	23-1511	A	由良川	5~10m	
3	グループホームとだ	戸田82番地	20-1788	A	由良川	3~5m	
4	ケアハウスとだ	戸田1156番地	20-2111	A	由良川	3~5m	
5	ニコニコハウス	牧250番地の5	33-3770	A	由良川	0m	○
6	駅南ニコニコハウス りんご村	駅南町2丁目270番地	23-5252	A	由良川	5~10m	
	23-2166		A				
7	厚デイサービスセンター	厚東町74番地の1	22-5000	A	由良川	5~10m	
8	清水の園デイサービスセンター	東羽合町127番地の2	25-4460	A	由良川	3~5m	
9	デイサービス プラトール	土師新町2丁目86番地の2	20-1077	A	土師川	5~10m	
10	ミストラルもえぎの里	戸田743番地の4	27-4844	A	由良川	3~5m	○
11	南風デイサービスセンター	駅南町2丁目265番地	22-3306	A	由良川	3~5m	
12	リハビリデイサービスたけのこ 福知山店	篠尾新町2丁目85番地	22-8900	A	由良川	5~10m	
13	第一緑風苑（松本病院）	土師宮町2丁目173	27-6100	A	土師川	5~10m	
14	松本病院		27-1588	E			
15	メゾンパルテール	字天田107番地の1	22-3677	A	由良川	5~10m	
16	えむざケア	篠尾新町1丁目75番地	24-3939	A	由良川	5~10m	
17	六人部 晴風	大内3173番地の1	20-2770	A	竹田川	0.5~3m	
18	今安ニコニコハウス につこり 村	今安1004番地の1	25-2520	A	和久川	0.5~3m	
19	居宅介護・行動援護「ポップコーン」	昭和田39番地の2	24-1660	B	由良川	5~10m	
20	障害福祉サービス事業所ちくも う	昭和新町100番地	23-4503	B	由良川	5~10m	
21	しあわせネット・勇氣	南栄町426番地	22-4659	B	由良川	5~10m	
22	みらい学園	厚中町49番地	24-8600	B	由良川	5~10m	
23	第2ふくちやま作業所	字上天津小字金谷段1924番地	33-3800	B	由良川	0.5~3m	
24	あまづキッチン	字上天津小字金谷段1915番地	33-0055	B	由良川	5~10m	
25	地域生活支援センターふきのとう	字中ノ100番地の12	24-1417	B	由良川	5~10m	○
26	福知山ビージーエム うん・ぱ っぱ	字天田小字丸渕94番地10	24-3244	B	由良川	5~10m	
27	ばんきつず	昭和田56番地	45-8141	B	由良川	5~10m	
28	ばんでい	駅南町1丁目136番地	24-2220	B	由良川	5~10m	
29	ホームいさ	石原3丁目75番地	-	B	由良川	0.5~3m	
30	ホーム にしなかの	字中ノ100番地の12	-	B	由良川	5~10m	○
	地域生活支援センターOneStep (ワンステップ)		24-1417	B			
31	えがおねっとワーク	和久市町178-1	25-1555	B	由良川	5~10m	
32	大江作業所	大江町二俣498番地	56-1627	B	宮川	0.5~3m	
33	ホーム あつなか	厚中町198番地	-	B	由良川	5~10m	
34	就労継続支援A型 縁 ENISI	篠尾新町2丁目1-1	080-6182-7024	B	由良川	5~10m	
35	放課後等デイサービスぼかぼか	昭和新町5番地	48-9557	B	由良川	5~10m	○
36	ナイン福知山	篠尾新町3丁目97-1	45-3517	B	由良川	5~10m	
37	天津保育園	字勅使1783番地	33-2725	C	由良川	5~10m	○
38	げん鬼こども園	大江町関583番地	56-0124	C	由良川	3~5m	

資料編
第6章—要1

No.	施設名称	所在地	電話番号	老：A、障：B 児：C、学：D 病：E	河川名	浸水想定	
						浸水深	家屋倒壊
39	あゆみ保育園	東堀2074番地の2	22-1723	C	土師川	5~10m	
40	小鳩保育園	字天田62（北本町二区）	22-3207	C	由良川	5~10m	
41	福知山丹陽こども園	字裏ノ8番地（南栄町）	22-3284	C	由良川	5~10m	
42	福知山認定こども園（さくらこども園）	堀口2445番地	22-5209	C	土師川	5~10m	
43	ひまわりこども園	字猪崎1402番地の2	22-7250	C	由良川	5~10m	○
44	わかばこども園	字戸田小字宮ノ段1155	20-1780	C	由良川	3~5m	
45	土師保育園	土師新町3-87（土師新町東）	27-4334	C	土師川	3~5m	
46	コスモス保育園夜間保育所	荒河東町58番地	24-8777	C	由良川	5~10m	
47	みのり修斉こども園	字新庄111番地	22-4653	C	由良川	3~5m	
48	みのりこども園	拝師789番地の1	23-3445	C	和久川	0~0.5m	
49	長田寺保育園	私市西ヶ端56-1	32-0030	C	由良川	0.5~3m	
50	くりのみ園	昭和新町166番地	23-1933	C	由良川	5~10m	
51	市民病院めばえ保育園	厚中町231	22-2101	C	由良川	5~10m	
52	上六人部保育園	三俣1069番地	35-0011	C	土師川	0.5~3m	
53	夜久野こども園	夜久野町額田17番地の1	37-0189	C	牧川	0.5~3m	
54	SIROらぼ	駅前町37番地	24-7066	C	由良川	5~10m	
55	ほしのさくらほいくえん福知山	字天田387-8	45-8839	C	由良川	5~10m	
56	惇明小学校	字内記21番地（内記五丁目）	22-3210	D	由良川	5~10m	
57	昭和小学校	字天田118番地（北本町一区）	22-3213	D	由良川	5~10m	
58	庵我小学校	字池部63・64合番地（池部）	22-3215	D	由良川	0.5~3m	
59	修斉小学校	字半田50番地（半田）	22-3216	D	由良川	0.5~3m	
60	桃映中学校	字堀1691番地（北小谷ヶ丘）	22-3220	D	土師川	0.5~3m	
61	福知山幼稚園	字岡ノ15番地の1（岡ノ一町）	22-3227	D	由良川	3~5m	
62	昭和幼稚園	昭和新町214番地（北本町一区）	22-3228	D	由良川	5~10m	
63	福知山聖マリア幼稚園	駅前町1丁目246	23-5768	D	由良川	5~10m	
64	府立中丹支援学校	大字私市8	32-0011	D	由良川	0.5~3m	
65	市立福知山市民病院大江分院	大江町河守180	56-0138	E	由良川	3~5m	
66	京都ルネス病院	末広町4丁目13番地	22-3550	E	由良川	5~10m	
67	市立福知山市民病院	厚中町231	22-2101	E	由良川	5~10m	
68	渡辺病院	字牧1616-1	33-2260	E	由良川	0.5~3m	
69	岡本産婦人科	末広町3-12	22-4319	E	由良川	5~10m	
70	小規模多機能型居宅介護事業所 アリアーテ	末広町4丁目32番地の1	24-0948	A	由良川	5~10m	

資料編
第6章—要2

「土砂災害警戒区域内」 要配慮者利用施設名簿

No.	施設名称	所在地	電話番号	老：A、障：B 児：C、学：D 病：E	地形	警戒区域	
1	グループホーム 風花	行積141番地	36-0255	A	土石流	警戒	
	介護老人福祉施設 きらら			A			
2	ニコニコハウス	牧250番地の5	33-3770	A	急傾斜	特警	
3	ハートケアデイサービスセンター	夜久野町額田1394番地の1	37-0063	A	土石流	警戒	
4	岩戸ホーム	猪野々31番地の1	33-3155	A	急傾斜	警戒	
5	福知山市三和町高齢者生活福祉センター	三和町千束375番地	58-3801	A	土石流	警戒	
6	サポートハウスけいあい	猪崎36番地	23-1105	A	急傾斜	警戒	
7	夜久野デイサービスセンター(グリーンピラ夜久野)	夜久野町平野1030番地	38-1031	A	急傾斜	警戒	
	夜久野町ふれあいの里福祉センター			38-9000	A		急傾斜
	夜久野町ふれあいの里ミニデイサービスセンター			—	A		土石流
8	ひだまりデイサービスセンター	夜久野町平野834番地	38-1125	A	土石流	警戒	
9	あまた翠光園	三和町千束833番地の1	58-2822	B	急傾斜	警戒	
10	おさだの翠光園	字長田98番地の1	27-5757	B	急傾斜	特警	
11	グループホーム「福知山」	字荒木70番地	—	B	急傾斜 土石流	特警 警戒	
12	第2ふくちやま作業所	字上天津小字金谷段1924番地	33-3800	B	急傾斜 土石流	警戒	
13	あまづキッチン	字上天津小字金谷段1915番地	33-0055	B	急傾斜	警戒	
14	金谷保育園	鴨野町3番地の2	33-3055	C	急傾斜	警戒	
15	一成保育園	字新庄1番地の3	23-1200	C	急傾斜	警戒	
16	光保育園	駒場新町3丁目49番地	27-6690	C	土石流	警戒	
17	夜久野学園(小学校、中学校)	夜久野町高内26番地	37-0047	D	急傾斜 土石流	警戒	
18	南陵中学校	字天田190番地	22-3221	D	急傾斜	警戒	
19	三和学園(小学校、中学校)	三和町千束660番地	58-2024	D	急傾斜	警戒	

資料編
第6章—山1

山腹崩壊危険地区一覧表

(令和2年度現在)

調査番号		位置			調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字	市町村	地区	市町村	大字	字
201	1	福知山市		三俣	201	54	福知山市		奥榎原
201	2	福知山市		三俣	201	55	福知山市		口榎原
201	3	福知山市		三俣	201	56	福知山市		奥榎原
201	4	福知山市		上野	201	57	福知山市		口榎原
201	5	福知山市		堀越	201	58	福知山市		樽水(甘栗)
201	6	福知山市		池田	201	59	福知山市		樽水(樽水)
201	7	福知山市		池田	201	60	福知山市		樽水(樽水)
201	8	福知山市		岩崎	201	61	福知山市		談
201	9	福知山市		田野	201	62	福知山市		談
201	10	福知山市		筈巻	201	63	福知山市		談
201	11	福知山市		安井	201	64	福知山市		小牧
201	12	福知山市		安井	201	65	福知山市		小牧
201	13	福知山市		池部	201	66	福知山市		小牧
201	14	福知山市		池部	201	67	福知山市		談
201	15	福知山市		中	201	68	福知山市		畑中
201	16	福知山市		中	201	69	福知山市		石場
201	17	福知山市		猪崎	201	70	福知山市		石場
201	18	福知山市		猪崎	201	71	福知山市		拝師
201	19	福知山市		川北	201	72	福知山市		山崎
201	20	福知山市		川北	201	73	福知山市		今安
201	21	福知山市		川北	201	74	福知山市		半田
201	22	福知山市		私市	201	75	福知山市		大門
201	23	福知山市		私市	201	76	福知山市		大門
201	24	福知山市		印内	201	77	福知山市		和久寺
201	25	福知山市		報恩寺	201	78	福知山市		奥野部
201	26	福知山市		報恩寺	201	79	福知山市		岩井
201	27	福知山市		山野口	201	80	福知山市		荒河
201	28	福知山市		山野口	201	81	福知山市		荒河
201	29	福知山市		山野口	201	82	福知山市		荒河
201	30	福知山市		山野口	201	83	福知山市		猪野々
201	31	福知山市		観音寺	201	84	福知山市		梅谷
201	32	福知山市		観音寺	201	85	福知山市		梅谷
201	33	福知山市		石原	201	86	福知山市		猪野々
201	34	福知山市		堀	201	87	福知山市		宮垣
201	35	福知山市		堀	201	88	福知山市		宮垣
201	36	福知山市		堀	201	89	福知山市		宮垣
201	37	福知山市		堀	201	90	福知山市		宮垣
201	38	福知山市		岡ノ	201	91	福知山市		猪野々
201	39	福知山市		漆端	201	92	福知山市		大見
201	40	福知山市		浪江	201	93	福知山市		田和
201	41	福知山市		牧	201	94	福知山市		田和
201	42	福知山市		上天津石本	201	95	福知山市		田和
201	43	福知山市		牧	201	96	福知山市		常願寺
201	44	福知山市		牧	201	97	福知山市		日尾
201	45	福知山市		牧	201	98	福知山市		日尾
201	46	福知山市		下天津	201	99	福知山市		一ノ宮
201	47	福知山市		下天津	201	100	福知山市		常願寺
201	48	福知山市		下天津	201	101	福知山市		一ノ宮
201	49	福知山市		瘤木	201	102	福知山市		一ノ宮
201	50	福知山市		一尾	201	103	福知山市		一ノ宮
201	51	福知山市		室	201	104	福知山市		一ノ宮
201	52	福知山市		正明寺	201	105	福知山市		一ノ宮
201	53	福知山市		鴨谷	201	106	福知山市		喜多

資料編
第6章—山1

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	107	福知山市		喜多
201	108	福知山市		一ノ宮
201	109	福知山市		一ノ宮
201	110	福知山市		一ノ宮
201	111	福知山市		下佐々木
201	112	福知山市		下佐々木
201	113	福知山市		中佐々木
201	114	福知山市		中佐々木
201	115	福知山市		中佐々木
201	116	福知山市		上佐々木
201	117	福知山市		中佐々木・上佐々木
201	118	福知山市		上佐々木
201	119	福知山市		上佐々木
201	120	福知山市		上佐々木
201	121	福知山市		上佐々木
201	122	福知山市		上佐々木
201	123	福知山市		上小田
201	124	福知山市		上小田
201	125	福知山市		十二
201	126	福知山市		上小田
201	127	福知山市		下小田
201	128	福知山市		下小田
201	129	福知山市		上小田
201	130	福知山市		夷
201	131	福知山市		夷
201	132	福知山市		下大内
201	133	福知山市		立原
201	134	福知山市		大呂
201	135	福知山市		大呂
201	136	福知山市		大呂
201	137	福知山市		大呂
201	138	福知山市		大呂
201	139	福知山市		大呂
201	140	福知山市		大呂
201	141	福知山市		長尾
201	142	福知山市		行積
201	143	福知山市		上野条
201	144	福知山市		行積
201	145	福知山市		下野条
201	146	福知山市		下野条坂浦
201	147	福知山市		下野条坂浦
201	148	福知山市		天座
201	149	福知山市		天座
201	150	福知山市		天座
201	151	福知山市		天座
201	152	福知山市		天座
201	153	福知山市		天座
201	154	福知山市		雲原
201	155	福知山市		雲原
201	156	福知山市		雲原
201	157	福知山市		雲原
201	158	福知山市		雲原
201	159	福知山市		雲原

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	160	福知山市		雲原
201	161	福知山市		雲原
201	162	福知山市		雲原
201	163	福知山市		雲原
201	164	福知山市		雲原
201	165	福知山市		雲原
201	166	福知山市		中佐々木
201	167	福知山市		雲原三国
201	168	福知山市	三和町	下川合
201	169	福知山市	三和町	下川合峠
201	170	福知山市	三和町	下川合福谷
201	171	福知山市	三和町	下川合
201	172	福知山市	三和町	台頭
201	173	福知山市	三和町	台頭
201	174	福知山市	三和町	台頭
201	175	福知山市	三和町	台頭
201	176	福知山市	三和町	台頭桐サシ
201	177	福知山市	三和町	台頭田中
201	178	福知山市	三和町	大原中山
201	179	福知山市	三和町	大原中山
201	180	福知山市	三和町	大原御供田
201	181	福知山市	三和町	大原西谷
201	182	福知山市	三和町	大原西谷
201	183	福知山市	三和町	大原西谷
201	184	福知山市	三和町	大原蛇ヶ谷
201	185	福知山市	三和町	大原小原田
201	186	福知山市	三和町	大原大角
201	187	福知山市	三和町	大原西谷
201	188	福知山市	三和町	大原コエダツ
201	189	福知山市	三和町	大原水ナシ
201	190	福知山市	三和町	大原ヒナタ
201	191	福知山市	三和町	大原峠谷
201	192	福知山市	三和町	大原火ノ谷
201	193	福知山市	三和町	上川合石川
201	194	福知山市	三和町	峠城山
201	195	福知山市	三和町	加用カラスザゴ
201	196	福知山市	三和町	加用ジンデン
201	197	福知山市	三和町	大身忠治開地
201	198	福知山市	三和町	大身横ノ下
201	199	福知山市	三和町	大身万土山
201	200	福知山市	三和町	大身平林
201	201	福知山市	三和町	菟原中カノ谷
201	202	福知山市	三和町	大身クワが野
201	203	福知山市	三和町	大身段ノ尾
201	204	福知山市	三和町	大身崩し
201	205	福知山市	三和町	菟原中月ノ庄
201	206	福知山市	三和町	菟原中ユリケ鼻
201	207	福知山市	三和町	菟原中上ノ山
201	208	福知山市	三和町	友淵上ノ山
201	209	福知山市	三和町	高杉南上ノ山
201	210	福知山市	三和町	高杉向仙
201	211	福知山市	三和町	高杉菊上ノ山
201	212	福知山市	三和町	菟原中棒ヶ谷

資料編
第6章—山1

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	214	福知山市	三和町	梅原
201	215	福知山市	三和町	辻山根
201	216	福知山市	三和町	辻不動
201	217	福知山市	三和町	辻不動
201	218	福知山市	三和町	辻不動
201	219	福知山市	三和町	辻曲り
201	220	福知山市	三和町	中出片山
201	221	福知山市	三和町	中出桧尾
201	222	福知山市	三和町	中出高田
201	223	福知山市	三和町	中出高田
201	224	福知山市	三和町	中出奥谷
201	225	福知山市	三和町	田ノ谷星谷
201	226	福知山市	三和町	田ノ谷星谷
201	227	福知山市	三和町	田ノ谷向ノ地
201	228	福知山市	三和町	田ノ谷高城
201	229	福知山市	三和町	田ノ谷高城
201	230	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	231	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	232	福知山市	三和町	田ノ谷
201	233	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	234	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	235	福知山市	三和町	西松小鉄
201	236	福知山市	三和町	西松今畑
201	237	福知山市	三和町	西松棒ノ加市
201	238	福知山市	三和町	西松宮ノ本
201	239	福知山市	三和町	西松宮ノ本
201	240	福知山市	三和町	西松妙蓮加市
201	241	福知山市	三和町	西松神池
201	242	福知山市	三和町	草山1ヶ
201	243	福知山市	三和町	草山杭谷
201	244	福知山市	三和町	寺尾古家
201	245	福知山市	三和町	寺尾高瀬
201	246	福知山市	三和町	芦淵大平
201	247	福知山市	三和町	芦淵大平
201	248	福知山市	三和町	芦淵パン上
201	249	福知山市	三和町	芦淵パン上
201	250	福知山市	三和町	芦淵奥ノ谷
201	251	福知山市	三和町	田ノ谷
201	252	福知山市	三和町	上川合長官
201	253	福知山市	三和町	台頭中ノ谷
201	254	福知山市	夜久野町	畑今里
201	255	福知山市	夜久野町	畑今里
201	256	福知山市	夜久野町	畑今里
201	257	福知山市	夜久野町	畑今里
201	258	福知山市	夜久野町	畑今里
201	259	福知山市	夜久野町	畑今里
201	260	福知山市	夜久野町	畑今里
201	261	福知山市	夜久野町	畑桑村
201	262	福知山市	夜久野町	畑桑村
201	263	福知山市	夜久野町	畑柿本
201	264	福知山市	夜久野町	畑柿本
201	265	福知山市	夜久野町	畑柿本

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	267	福知山市	夜久野町	畑金尾
201	268	福知山市	夜久野町	畑金尾
201	269	福知山市	夜久野町	今西中
201	270	福知山市	夜久野町	今西中
201	271	福知山市	夜久野町	今西中
201	272	福知山市	夜久野町	井田
201	273	福知山市	夜久野町	額田下町
201	274	福知山市	夜久野町	額田下町
201	275	福知山市	夜久野町	額田目
201	276	福知山市	夜久野町	額田向
201	277	福知山市	夜久野町	千原宮ノ奥
201	278	福知山市	夜久野町	板生妙見
201	279	福知山市	夜久野町	平野
201	280	福知山市	夜久野町	平野
201	281	福知山市	夜久野町	板生中田
201	282	福知山市	夜久野町	板生上野
201	283	福知山市	夜久野町	板生
201	284	福知山市	夜久野町	板生
201	285	福知山市	夜久野町	板生
201	286	福知山市	夜久野町	板生
201	287	福知山市	夜久野町	直見
201	288	福知山市	夜久野町	直見
201	289	福知山市	夜久野町	直見
201	290	福知山市	夜久野町	直見
201	291	福知山市	夜久野町	直見
201	292	福知山市	夜久野町	大油子
201	293	福知山市	夜久野町	大油子
201	294	福知山市	夜久野町	大油子
201	295	福知山市	夜久野町	大油子高内
201	296	福知山市	夜久野町	高内
201	297	福知山市	夜久野町	日置
201	298	福知山市	夜久野町	日置
201	299	福知山市	夜久野町	小倉大谷
201	300	福知山市	大江町	日藤境川
201	301	福知山市	大江町	日藤下山
201	302	福知山市	大江町	日藤六日
201	303	福知山市	大江町	公荘小田ノ上
201	304	福知山市	大江町	公荘寺ノ奥
201	305	福知山市	大江町	日藤由里奥
201	306	福知山市	大江町	日藤落合
201	307	福知山市	大江町	蓼原谷堀
201	308	福知山市	大江町	蓼原宮ノ奥
201	309	福知山市	大江町	小原田弁戈天
201	310	福知山市	大江町	小原田滝ノ奥
201	311	福知山市	大江町	小原田上ノ山
201	312	福知山市	大江町	蓼原小谷
201	313	福知山市	大江町	蓼原大石
201	314	福知山市	大江町	河守甚三畑
201	315	福知山市	大江町	河守清水
201	316	福知山市	大江町	河守天王
201	317	福知山市	大江町	金屋小端
201	318	福知山市	大江町	橋谷大地

資料編
第6章—山1

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	319	福知山市	大江町	久戸一ノ瀬
201	320	福知山市	大江町	久戸一ノ瀬
201	321	福知山市	大江町	天田内権現尾
201	322	福知山市	大江町	二俣河田谷
201	323	福知山市	大江町	二俣庵ノ上
201	324	福知山市	大江町	二俣井ノ奥
201	325	福知山市	大江町	二俣馬谷
201	326	福知山市	大江町	北原大谷
201	327	福知山市	大江町	北原大谷
201	328	福知山市	大江町	仏性寺神奥
201	329	福知山市	大江町	仏性寺ミタラシ
201	330	福知山市		毛原六瀬尾
201	331	福知山市	大江町	内宮幾堂ヶ由里
201	332	福知山市	大江町	内宮
201	333	福知山市	大江町	三河
201	334	福知山市	大江町	三河
201	335	福知山市	大江町	三河
201	336	福知山市	大江町	三河
201	337	福知山市	大江町	三河
201	338	福知山市	大江町	高津江
201	339	福知山市	大江町	高津江
201	340	福知山市	大江町	高津江森ヶ谷
201	341	福知山市	大江町	高津江
201	342	福知山市	大江町	高津江
201	343	福知山市	大江町	二箇
201	344	福知山市	大江町	二箇
201	345	福知山市	大江町	二箇
201	346	福知山市	大江町	二箇
201	347	福知山市	大江町	市原谷
201	348	福知山市	大江町	市原谷
201	349	福知山市		北有路城山
201	350	福知山市	大江町	北有路
201	351	福知山市	大江町	北有路
201	352	福知山市	大江町	北有路
201	353	福知山市	大江町	北有路
201	354	福知山市	大江町	南有路
201	355	福知山市	大江町	南有路
201	356	福知山市	大江町	南有路
201	357	福知山市	大江町	南有路
201	358	福知山市	大江町	南有路
201	359	福知山市	大江町	南有路
201	360	福知山市	大江町	南有路
201	361	福知山市	大江町	南有路
201	362	福知山市	大江町	南有路
201	363	福知山市	大江町	南有路
201	364	福知山市	大江町	尾藤常津
201	365	福知山市	大江町	尾藤
201	366	福知山市	大江町	尾藤
201	367	福知山市	大江町	千原
201	368	福知山市	大江町	尾藤
201	369	福知山市	大江町	尾藤
201	370	福知山市	大江町	尾藤
201	371	福知山市	大江町	尾藤

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	372	福知山市	大江	千原
201	373	福知山市	大江町	尾藤
201	374	福知山市	大江町	南山
201	375	福知山市	大江町	南山
201	376	福知山市	大江町	南山
201	377	福知山市	大江町	南山
201	378	福知山市	大江町	南山
201	379	福知山市	大江町	南山
201	380	福知山市	大江町	南山
201	381	福知山市	大江町	南山
201	382	福知山市	大江町	南山
201	383	福知山市	大江町	南山
201	384	福知山市	大江町	夏間
201	385	福知山市	大江町	在田
201	386	福知山市	大江町	南山
201	387	福知山市	大江町	南山
201	388	福知山市	大江町	南山
201	389	福知山市	大江町	南山
201	390	福知山市	大江町	蓼原トロロシ
201	391	福知山市	大江町	仏性寺日浦
201	392	福知山市	大江町	仏性寺家ノ上
201	393	福知山市		雲原
201	394	福知山市		雲原天座二区
201	395	福知山市	大江町	公庄掛ノ内
201	396	福知山市	大江町	河守下町
201	397	福知山市	大江町	小原田
201	398	福知山市	大江町	二箇下
201	399	福知山市	夜久野町	小倉西谷

資料編
第6章—山2

崩壊土砂流出危険地区一覧表

(令和7年度現在)

調査番号		位置			調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字	市町村	地区	市町村	大字	字
201	2	福知山市		三俣	201	55	福知山市		一ノ宮
201	3	福知山市		上野	201	56	福知山市		喜多
201	4	福知山市		正後寺	201	57	福知山市		下佐々木
201	5	福知山市		池田	201	58	福知山市		下佐々木
201	6	福知山市		大内	201	59	福知山市		中佐々木
201	7	福知山市		大内	201	60	福知山市		中佐々木
201	8	福知山市		田野	201	61	福知山市		中佐々木
201	9	福知山市		田野	201	62	福知山市		上佐々木
201	10	福知山市		多保市	201	63	福知山市		上佐々木
201	11	福知山市		池部	201	64	福知山市		上佐々木
201	12	福知山市		猪崎	201	65	福知山市		上佐々木
201	13	福知山市		川北	201	66	福知山市		上佐々木
201	14	福知山市		山野口	201	67	福知山市		上佐々木
201	15	福知山市		山野口	201	68	福知山市		十三丘
201	16	福知山市		観音寺	201	69	福知山市		十三丘
201	17	福知山市		観音寺	201	70	福知山市		下小田
201	18	福知山市		観音寺	201	71	福知山市		下大内
201	19	福知山市		観音寺	201	72	福知山市		上大内
201	20	福知山市		堀	201	73	福知山市		大呂
201	21	福知山市		堀	201	74	福知山市		大呂
201	22	福知山市		堀	201	75	福知山市		大呂
201	23	福知山市		堀	201	76	福知山市		上野条
201	24	福知山市		堀	201	77	福知山市		上野条
201	25	福知山市		牧	201	78	福知山市		行積
201	26	福知山市		牧	201	79	福知山市		行積
201	27	福知山市		牧	201	80	福知山市		行積
201	28	福知山市		上天津	201	81	福知山市		下野条
201	29	福知山市		上天津	201	82	福知山市		下野条坂浦
201	30	福知山市		瘤ノ木	201	83	福知山市		天座
201	31	福知山市		室	201	84	福知山市		天座
201	32	福知山市		市寺	201	85	福知山市		天座
201	33	福知山市		奥榎原	201	86	福知山市		天座
201	34	福知山市		奥榎原	201	87	福知山市		天座
201	35	福知山市		奥榎原	201	88	福知山市		雲原
201	36	福知山市		奥榎原	201	89	福知山市		雲原
201	37	福知山市		樽水	201	90	福知山市		雲原
201	38	福知山市		樽水大谷	201	91	福知山市		雲原
201	39	福知山市		小牧	201	92	福知山市		雲原
201	40	福知山市		小牧	201	93	福知山市		雲原
201	41	福知山市		談	201	94	福知山市		雲原
201	42	福知山市		拜師	201	95	福知山市		上小田
201	43	福知山市		大門	201	96	福知山市		中
201	44	福知山市		大門	201	97	福知山市		榎原
201	45	福知山市		猪野々	201	98	福知山市		榎原石内
201	46	福知山市		梅谷	201	99	福知山市		天座平野山
201	47	福知山市		田和	201	100	福知山市		六十内湯船
201	48	福知山市		田和	201	101	福知山市	三和町	下川合東山平ノ表
201	49	福知山市		田和	201	102	福知山市	三和町	下川合藤巻
201	50	福知山市		日尾	201	103	福知山市	三和町	下川合福谷
201	51	福知山市		日尾	201	104	福知山市	三和町	下川合東滝谷
201	52	福知山市		常願寺	201	105	福知山市	三和町	山平イヤノ奥
201	53	福知山市		一ノ宮	201	106	福知山市	三和町	山平殿ノ奥

資料編
第6章—山2

調査番号		位置			調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字	市町村	地区	市町村	大字	字
201	108	福知山市	三和町	山平稲ノ谷	201	161	福知山市	三和町	菟原下タカノス
201	109	福知山市	三和町	山平越谷	201	162	福知山市	三和町	菟原下小松尾
201	110	福知山市	三和町	山平鷲谷ヤナギ谷	201	163	福知山市	三和町	菟原下若林
201	111	福知山市	三和町	上川合城山	201	164	福知山市	三和町	菟原下火打谷
201	112	福知山市	三和町	上川合城山	201	165	福知山市	三和町	菟原下深山
201	113	福知山市	三和町	上川合稲葉	201	166	福知山市	三和町	菟原下火打谷
201	114	福知山市	三和町	上川合中尾	201	167	福知山市	三和町	梅原シゲノ
201	115	福知山市	三和町	上川合中尾	201	168	福知山市	三和町	梅原丸石
201	116	福知山市	三和町	上川合中尾	201	169	福知山市	三和町	辻河内ヶ野
201	117	福知山市	三和町	上川合長官	201	170	福知山市	三和町	辻菖浦
201	118	福知山市	三和町	上川合長官	201	171	福知山市	三和町	辻菖浦
201	119	福知山市	三和町	上川合小谷	201	172	福知山市	三和町	辻菖浦
201	120	福知山市	三和町	台頭田中	201	173	福知山市	三和町	辻不動
201	121	福知山市	三和町	台頭下地	201	174	福知山市	三和町	千束方ヶ谷
201	122	福知山市	三和町	台頭高橋	201	175	福知山市	三和町	千束井ノ奥
201	123	福知山市	三和町	台頭トウゲ	201	176	福知山市	三和町	中出一ノ谷
201	124	福知山市	三和町	台頭中ノ谷	201	177	福知山市	三和町	中出三ノ谷
201	125	福知山市	三和町	台頭中ノ谷	201	178	福知山市	三和町	中出松尾
201	126	福知山市	三和町	台頭桐サン	201	179	福知山市	三和町	中出寺ノ段
201	127	福知山市	三和町	台頭東谷	201	180	福知山市	三和町	中出キセ谷
201	128	福知山市	三和町	大原中山	201	181	福知山市	三和町	中出西垣
201	129	福知山市	三和町	大原西谷	201	182	福知山市	三和町	田ノ谷松尾
201	130	福知山市	三和町	大原中村	201	183	福知山市	三和町	田ノ谷小屋谷
201	131	福知山市	三和町	大原和木峠	201	184	福知山市	三和町	田ノ谷小屋谷
201	132	福知山市	三和町	大原蛇ヶ谷	201	185	福知山市	三和町	田ノ谷登尾
201	133	福知山市	三和町	大原川原谷	201	186	福知山市	三和町	田ノ谷田ノ谷東
201	134	福知山市	三和町	大原蛇ヶ谷	201	187	福知山市	三和町	田ノ谷田ノ谷東
201	135	福知山市	三和町	大原水ナシ	201	188	福知山市	三和町	田ノ谷田ノ谷東
201	136	福知山市	三和町	大原ヒナタ	201	189	福知山市	三和町	田ノ谷星谷
201	137	福知山市	三和町	大原ヒシロ	201	190	福知山市	三和町	田ノ谷坪谷
201	138	福知山市	三和町	大原峠ノ谷	201	191	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	139	福知山市	三和町	上川合梅ノ木谷	201	192	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	140	福知山市	三和町	上川合松尾	201	193	福知山市	三和町	田ノ谷藤迫
201	141	福知山市	三和町	上川合長谷	201	194	福知山市	三和町	田ノ谷菖浦谷
201	142	福知山市	三和町	加用イバラダニ	201	195	福知山市	三和町	西松脇谷
201	143	福知山市	三和町	加用ドウノラク	201	196	福知山市	三和町	西松小鉄
201	144	福知山市	三和町	加用ミヤノタニ	201	197	福知山市	三和町	西松大鉄
201	145	福知山市	三和町	加用イノハナ	201	198	福知山市	三和町	西松打尾
201	146	福知山市	三和町	菟原中西谷	201	199	福知山市	三和町	西松打尾
201	147	福知山市	三和町	菟原中東谷	201	200	福知山市	三和町	西松西ノ本
201	148	福知山市	三和町	菟原中砂田	201	201	福知山市	三和町	西松大谷
201	149	福知山市	三和町	菟原下細谷	201	202	福知山市	三和町	西松高畑
201	150	福知山市	三和町	菟原下細谷	201	203	福知山市	三和町	西松高畑
201	151	福知山市	三和町	菟原中カノ谷	201	204	福知山市	三和町	西松田ノ岸
201	152	福知山市	三和町	大身サルヤ	201	205	福知山市	三和町	西松昆沙門谷
201	153	福知山市	三和町	大身谷ノ奥	201	206	福知山市	三和町	西松深山
201	154	福知山市	三和町	大身佐鯉良	201	207	福知山市	三和町	西松棒ノ奥
201	155	福知山市	三和町	菟原中北谷	201	208	福知山市	三和町	西松棒ノ奥
201	156	福知山市	三和町	菟原中桜	201	209	福知山市	三和町	西松日ヶ谷
201	157	福知山市	三和町	菟原中天王	201	210	福知山市	三和町	草山西ノ上
201	158	福知山市	三和町	友淵ウシロ山	201	211	福知山市	三和町	草山小路
201	159	福知山市	三和町	友淵大原野	201	212	福知山市	三和町	草山小路

資料編
第6章—山2

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	213	福知山市	三和町	草山小路
201	214	福知山市	三和町	草山小路
201	215	福知山市	三和町	草山小路
201	216	福知山市	三和町	草山小路
201	217	福知山市	三和町	草山小路
201	218	福知山市	三和町	草山小路
201	219	福知山市	三和町	草山小路
201	220	福知山市	三和町	草山小路
201	221	福知山市	三和町	草山小路
201	222	福知山市	三和町	草山小路
201	223	福知山市	三和町	草山杭谷
201	224	福知山市	三和町	草山杭谷
201	225	福知山市	三和町	草山小笹
201	226	福知山市	三和町	草山段
201	227	福知山市	三和町	草山段
201	228	福知山市	三和町	草山1ヶ
201	229	福知山市	三和町	草山1ヶ
201	230	福知山市	三和町	草山1ヶ、古家
201	231	福知山市	三和町	寺尾北畑
201	232	福知山市	三和町	寺尾北畑
201	233	福知山市	三和町	寺尾北山ノ神
201	234	福知山市	三和町	寺尾北山ノ神
201	235	福知山市	三和町	寺尾北山ノ神
201	236	福知山市	三和町	寺尾丸石
201	237	福知山市	三和町	寺尾角谷
201	238	福知山市	三和町	寺尾角谷
201	239	福知山市	三和町	寺尾角谷
201	240	福知山市	三和町	寺尾船坂
201	241	福知山市	三和町	寺尾船坂
201	242	福知山市	三和町	芦淵奥谷
201	243	福知山市	三和町	芦淵パン上
201	244	福知山市	三和町	中出横谷
201	245	福知山市	三和町	草山西山
201	246	福知山市	三和町	上川合長官
201	247	福知山市	三和町	友淵クルグキ谷、キタ谷
201	248	福知山市	三和町	大身宮木
201	249	福知山市	三和町	友淵
201	250	福知山市	夜久野町	畑奥栗尾
201	251	福知山市	夜久野町	畑峠
201	252	福知山市	夜久野町	畑ソキ谷
201	253	福知山市	夜久野町	畑子ゴリ
201	254	福知山市	夜久野町	畑セナ谷
201	255	福知山市	夜久野町	畑瀧谷
201	256	福知山市	夜久野町	畑ソバ山
201	257	福知山市	夜久野町	畑キド岩
201	258	福知山市	夜久野町	畑大土
201	259	福知山市	夜久野町	畑ジャガナル
201	260	福知山市	夜久野町	畑中ヶ峠
201	261	福知山市	夜久野町	畑峠
201	262	福知山市	夜久野町	今西中栗田
201	263	福知山市	夜久野町	今西中タジヤ
201	264	福知山市	夜久野町	今西中水口
201	265	福知山市	夜久野町	額田仁恵ノ木

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	266	福知山市	夜久野町	額田豊納
201	267	福知山市	夜久野町	額田神谷
201	268	福知山市	夜久野町	千原オヒライ
201	269	福知山市	夜久野町	千原加茂
201	270	福知山市	夜久野町	千原
201	271	福知山市	夜久野町	千原宮ノ奥
201	272	福知山市	夜久野町	平野薮谷
201	273	福知山市	夜久野町	平野奥ノ山
201	274	福知山市	夜久野町	板生妙見
201	275	福知山市	夜久野町	板生カラキ谷
201	276	福知山市	夜久野町	板生小猿山
201	277	福知山市	夜久野町	板生笹谷
201	278	福知山市	夜久野町	板生ハシラ
201	279	福知山市	夜久野町	板生六仙
201	280	福知山市	夜久野町	板生岸山
201	281	福知山市	夜久野町	板生大峠
201	282	福知山市	夜久野町	板生カズエ
201	283	福知山市	夜久野町	板生大岸
201	284	福知山市	夜久野町	板生カズエ
201	285	福知山市	夜久野町	板生谷ノ奥
201	286	福知山市	夜久野町	板生田谷奥
201	287	福知山市	夜久野町	板生内屋
201	288	福知山市	夜久野町	板生見山
201	289	福知山市	夜久野町	板生内屋
201	290	福知山市	夜久野町	直見深山口
201	291	福知山市	夜久野町	直見太平
201	292	福知山市	夜久野町	直見深山口
201	293	福知山市	夜久野町	直見深山口
201	294	福知山市	夜久野町	直見ヲノジリ
201	295	福知山市	夜久野町	直見五森
201	296	福知山市	夜久野町	直見段ノ奥
201	297	福知山市	夜久野町	直見大迫
201	298	福知山市	夜久野町	直見平垣
201	299	福知山市	夜久野町	直見才谷
201	300	福知山市	夜久野町	直見ヒシロ
201	301	福知山市	夜久野町	直見ヒシロ
201	302	福知山市	夜久野町	大油子舟井谷
201	303	福知山市	夜久野町	大油子堂山白
201	304	福知山市	夜久野町	大油子小畑
201	305	福知山市	夜久野町	大油子峠谷
201	306	福知山市	夜久野町	高内柳谷
201	307	福知山市	夜久野町	日置奥ノ山
201	308	福知山市	夜久野町	日置矢ノ谷
201	309	福知山市	夜久野町	日置桜谷
201	310	福知山市	夜久野町	小倉西谷
201	311	福知山市	夜久野町	小倉風呂ノ奥
201	312	福知山市	夜久野町	末カドヤ
201	313	福知山市	夜久野町	末鏡
201	314	福知山市	夜久野町	平野
201	315	福知山市	夜久野町	平野赤穂田
201	316	福知山市	夜久野町	日置家ノ奥
201	317	福知山市	夜久野町	日置由利
201	318	福知山市	夜久野町	末(広畑)

資料編
第6章—山2

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	320	福知山市	夜久野町	千原人深山
201	321	福知山市	夜久野町	末カドヤ
201	322	福知山市	夜久野町	今里峠
201	323	福知山市	夜久野町	日置
201	324	福知山市	夜久野町	今里宮ノ谷
201	325	福知山市	夜久野町	板生三谷
201	326	福知山市	夜久野町	板生家ノ奥
201	327	福知山市	大江町	蓼原保谷
201	328	福知山市	大江町	小原田天ヶ峰
201	329	福知山市	大江町	小原田検行
201	330	福知山市	大江町	河守黒ノ身
201	331	福知山市	大江町	金屋夏ヶ山
201	332	福知山市	大江町	金屋八部嶽
201	333	福知山市	大江町	橋谷深山
201	334	福知山市	大江町	橋谷深山
201	335	福知山市	大江町	橋谷ホンサゴ
201	336	福知山市	大江町	橋谷小田奥
201	337	福知山市	大江町	天田内小原
201	338	福知山市	大江町	天田内三迫
201	339	福知山市	大江町	二俣河田谷
201	340	福知山市	大江町	二俣奥谷
201	341	福知山市	大江町	北原大谷
201	342	福知山市	大江町	北原日浦
201	343	福知山市	大江町	北原
201	344	福知山市	大江町	仏性寺及谷
201	345	福知山市	大江町	仏性寺柴谷
201	346	福知山市	大江町	仏性寺白石
201	347	福知山市	大江町	仏性寺堂ノ奥谷
201	348	福知山市	大江町	毛原東谷
201	349	福知山市	大江町	二俣大寺谷
201	350	福知山市	大江町	三河岩花
201	351	福知山市	大江町	三河クルビ迫
201	352	福知山市	大江町	三河滝谷
201	353	福知山市	大江町	三河滝谷
201	354	福知山市	大江町	市原谷日藤谷
201	355	福知山市	大江町	北有路十倉
201	356	福知山市	大江町	北有路後尾
201	357	福知山市	大江町	北有路五日市
201	358	福知山市	大江町	南有路中ノ谷
201	359	福知山市	大江町	南有路奥山
201	360	福知山市	大江町	南有路厚木谷
201	361	福知山市	大江町	尾藤有本
201	362	福知山市	大江町	尾藤有本
201	363	福知山市	大江町	尾藤有本
201	364	福知山市	大江町	尾藤安国
201	365	福知山市	大江町	尾藤ハバ田
201	366	福知山市	大江町	尾藤割谷
201	367	福知山市	大江町	尾藤ツヅラロ
201	368	福知山市	大江町	夏間猪ノ奥
201	369	福知山市	大江町	夏間大谷
201	370	福知山市	大江町	常津陣取
201	371	福知山市	大江町	南山鬼ヶ城

調査番号		位置		
市町村	地区	市町村	大字	字
201	373	福知山市	大江町	公庄ヒシヤギ
201	374	福知山市	大江町	二俣馬谷
201	375	福知山市	大江町	三河大湯舟
201	376	福知山市	大江町	三河根来
201	377	福知山市	大江町	三河根来
201	378	福知山市	大江町	二箇井戸
201	379	福知山市	大江町	二箇山ノ神
201	380	福知山市	大江町	二箇
201	381	福知山市	大江町	公庄櫻木
201	382	福知山市	大江町	蓼原砥場
201	383	福知山市	大江町	河守下町
201	384	福知山市	大江町	北原
201	385	福知山市	大江町	蓼原小谷
201	386	福知山市	大江町	蓼原
201	387	福知山市	大江町	二俣
201	388	福知山市	大江町	二箇
201	389	福知山市		池部大谷
201	390	福知山市		下天津才谷
201	391	福知山市	大江町	毛原
201	392	福知山市	夜久野町	板生
201	393	福知山市		川北三ツ石
201	394	福知山市	大江町	市原谷大餅喰・木綿谷
201	395	福知山市		上大内奥山
201	396	福知山市		奥榎原亀房
201	397	福知山市		田和家ノ奥
201	398	福知山市		田和イガミ
201	399	福知山市		田野笹場
201	400	福知山市		天田東岡町
201	401	福知山市		岩間
201	402	福知山市		岩間
201	403	福知山市	大江町	蓼原ヲカ
201	404	福知山市	大江町	蓼原坂ノ奥
201	405	福知山市	大江町	南有路横瀬
201	406	福知山市	大江町	南有路桂

資料編
第6章—山3

地すべり危険地区一覧表

(令和2年度現在)

調査 番号		位置		
		市町村	大字	字
201	1	福知山市		雲原西石
201	2	福知山市市	大江町	橋谷
201	3	福知山市	大江町	仏性寺
201	4	福知山市	大江町	仏性寺

第7章 教育・文化財

資料編
第7章—文1

福知山市の指定文化財一覧表（指定別）

令和7年4月1日現在

1 国指定重要文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
建造物	島田神社本殿 附宮殿2基	1棟	畑中	島田神社代表役員	S62.6.3	
絵画	絹本着色十六羅漢像	16幅	大呂	天寧寺代表役員	M37.2.18	
絵画	絹本着色即休契了像	1幅	大呂	天寧寺	S27.3.29	
彫刻	木造釈迦如来坐像	1軀	直見	浄念寺（宮垣自治会）	S42.6.15	
彫刻	木造不動明王立像 附木造二童子立像2軀	1軀	観音寺	観音寺	R5.6.27	
考古資料	京都府広峯15号墳出土品	1括	内記	福知山市	H2.6.29	

2 府指定文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
建造物	天寧寺 薬師堂 附棟札3枚 祈祷札1枚、開山堂附棟札1枚 祈祷札2枚、附鎮守堂	2棟	大呂	天寧寺代表役員	S61.4.15	
建造物	観音寺 本堂 附旧本堂棟札2枚 鐘楼 鐘楼棟札1枚 表門	1棟	観音寺	観音寺代表役員	H6.2.18	
建造物	松村家住宅 洋館 附附属屋、御殿 附中門 棟札1枚、撞球場、主屋 附茶室 棟札1枚 幣串1本、附離れ 土蔵	4棟	内記	株式会社足立音衛門	H9.3.14	
建造物	大原神社 本殿、幣殿、拝殿 附棟札1枚、摂社火神神社本殿 附覆屋、末社水門神社本殿、絵馬殿	6棟	大原	大原神社代表役員	S59.4.14	
建造物	旧平野家住宅主屋 附棟札1枚 祈祷札1枚 家相図5枚	1棟	北有路	福知山市大江観光（株）大雲の里	H10.3.13	
絵画	絹本着色大中臣持実像	1幅	大呂	天寧寺代表役員	S59.4.14	
絵画	絹本着色大中臣元実像	1幅	大呂	天寧寺代表役員	S59.4.14	
絵画	紙本着色清園寺縁起 附清園寺略縁起1冊	3幅	河守	清園寺代表役員	H3.4.10	京都国立博物館寄託
絵画	絹本着色愚中周及像禅英賛	1幅	大呂	天寧寺代表役員	H19.3.22	
絵画	絹本着色愚中周及像自賛	1幅	大呂	天寧寺代表役員	H19.3.22	
絵画	紙本墨画西湖図 如寄筆	1幅	大呂	天寧寺代表役員	H24.3.23	京都国立博物館寄託
絵画	絹本着色愛染明王像図	1幅	喜多	金光寺	R3.3.30	福知山城天守閣寄託
彫刻	木造男神坐像	1軀	一ノ宮	一宮神社代表役員	H26.3.24	
考古資料	大道寺経塚出土品	一括	今安	京都府	S63.4.15	府埋文センター保管
考古資料	奉安塚古墳出土品	一括	土師	京都府・京都大学	H2.4.17	府立福知山高校・京大総合博物館保管
考古資料	草創期縄文土器深鉢	1個	内記	福知山市	H30.3.23	
考古資料	高田山経塚出土品	5点	内記	福知山市	H30.3.23	
考古資料	ヌクモ2号墳出土品	82点	内記	福知山市	H31.3.29	
工芸品	愚中周及関係遺品 附愚中周及賜紫衣謝儀及和韻1幅 袈裟包布2枚	1括	大呂	天寧寺代表役員	H1.4.14	
工芸品	木造扁額	1面	中	庵我神社代表役員	H4.4.14	
古文書	天寧寺文書 附天寧寺年中行事次第并総校割帳1冊	3巻2通	大呂	天寧寺代表役員	S61.4.15	
古文書	大中臣氏略系図 附幡1幅	1巻	瘤木	個人	H3.4.19	
古文書	桐村家文書（8通）	1巻	瘤木	個人	H3.4.19	
古文書	愚中周及・大中臣実宗連署禁制	1枚	大呂	天寧寺代表役員	H8.3.15	
典籍	桐村家伝書	27冊	瘤木	個人	H4.4.14	
典籍	観音寺聖教文書類	2,415点	観音寺	観音寺代表役員	H10.3.13	
史跡	池の奥5号墳		猪崎	福知山市	S61.4.15	
史跡	長者森古墳		高内	福知山市	H14.3.26	
史跡	牧正一古墳		牧	牧自治会	H30.3.23	（所有者：牧生産森林組合、吉備神社）
無形文化	丹後二俣紙		二俣	丹後二俣紙保存会	H17.3.18	

資料編
第7章一文1

財						
無形民俗	丹波の漆かき		今西中	特定非営利活動法人 丹波漆	H3.4.19	

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
無形民俗	多保市の笹ばやし		多保市	多保市自治会 他5	H29.3.17	
有形民俗	大原の産屋	1棟	大原	大原神社代表役員	S60.5.15	
天然記念物	夜久野玄武岩柱状節理		小倉	小倉生産森林組合	H17.3.18	
天然記念物	オノ神のフジ	1本	南有路	オノ神藤保勝会	S58.4.15	

3 府登録文化財（市指定文化財）

種別	名称	員数	所在地	管理者	登録年	備考
建造物	稲粒神社本殿 附棟札4枚	1棟	川北	稲粒神社代表役員	S60.5.15	H6.4.21市指定
建造物	一宮神社本殿 附棟札2枚、境内社大原神社本殿附棟札1枚、境内社八幡神社本殿附棟札1枚、境内社天満神社本殿 附棟札1枚、境内社武大神社本殿 附棟札2枚	5棟	堀	一宮神社代表役員	H1.4.14	H6.4.21市指定
建造物	梅田神社 本殿、摂社春日神社本殿、摂社西宮神社本殿 附棟札2枚	3棟	辻	梅田神社代表役員	S61.4.15	H18.3.23市指定
建造物	高倉神社本殿 附棟札1枚	1棟	日置	高倉神社代表役員	H4.4.14	H18.3.23市指定
彫刻	木造春日明神坐像	1軀	下佐々木	佐々木神社代表役員	S61.4.15	S47.5.9市指定 福知山城天守閣寄託
工芸品	懸仏	6面	仏性寺	如来院代表役員	S62.4.15	S62.4.1市指定
工芸品	懸仏	32面1軀	北原	北原自治会（熊野神社）	S62.4.15	S62.4.1市指定 鬼の交流博物館寄託
無形民俗	天座の田楽		天座	天座文化財保存会	S58.4.15	H6.4.21市指定
無形民俗	野条の紫宸殿田楽		上野条	上野条無形文化財保存会	S58.4.15	S41.3.22市指定
無形民俗	牧の練込太鼓		牧	牧文化財保存会	S61.4.15	S41.3.22市指定 (牧一宮神社祭礼行事)
無形民俗	奥榎原の練込		奥榎原	榎原神社練込保存会	H10.3.13	H4.7.23市指定 (榎原神社の練込)
無形民俗	大身のヤンゴ踊		大身	大身ヤンゴ踊保存会	S61.4.15	H18.3.23市指定
無形民俗	額田のダシ行事		額田	額田区代表自治会長	H2.4.17	H18.3.23市指定

4 府暫定登録文化財（市指定文化財含む）

種別	名称	員数	所在地	管理者	登録年月日	備考
建造物	圓覚寺本堂	1棟	土師	圓覚寺	H31.2.12	
建造物	春日神社本殿	1棟	高杉	春日神社	H31.2.12	
建造物	願来寺本堂	1棟	長田	願来寺	H31.2.12	
建造物	願来寺地藏堂	1棟	長田	願来寺	H31.2.12	
建造物	願来寺観音堂	1棟	長田	願来寺	H31.2.12	
建造物	八幡神社本殿	1棟	菟原中	八幡神社	H31.2.12	
建造物	八幡神社本殿	1棟	田ノ谷	八幡神社	H31.2.12	
建造物	龍源寺本堂	1棟	菟原中	龍源寺	H31.2.12	
建造物	龍源寺阿弥陀堂（旧惣堂）	1棟	菟原中	龍源寺	H31.2.12	
建造物	観音寺本堂	1棟	南山	観音寺	R2.3.27	
建造物	観音寺仁王門	1棟	南山	観音寺	R2.3.27	
建造物	佐須賀神社本殿	1棟	私市	佐須賀神社	R2.3.27	
建造物	佐須賀神社拝所	1棟	私市	佐須賀神社	R2.3.27	
建造物	佐須賀神社摂社愛宕神社本殿	1棟	私市	佐須賀神社	R2.3.27	
建造物	佐須賀神社摂社新宮神社本殿	1棟	私市	佐須賀神社	R2.3.27	
建造物	佐須賀神社摂社清所神社本殿	1棟	私市	佐須賀神社	R2.3.27	
建造物	浄仙寺本堂	1棟	河守	浄仙寺	R2.3.27	
建造物	浄仙寺観音堂	1棟	河守	浄仙寺	R2.3.27	

資料編
第7章—文1

建造物	浄仙寺山門	1棟	河守	浄仙寺	R2.3.27	
建造物	専福寺本堂	1棟	直見	専福寺	R2.3.27	

種別	名称	員数	所在地	管理者	登録年月日	備考
建造物	専福寺楼門	1棟	直見	専福寺	R2.3.27	
建造物	東光寺本堂	1棟	額田	東光寺	R2.3.27	
建造物	東光寺楼門	1棟	額田	東光寺	R2.3.27	
建造物	東光寺鐘楼	1棟	額田	東光寺	R2.3.27	
建造物	兵庫神社本殿	1棟	金屋	兵庫神社	R2.3.27	
建造物	本光寺本堂	1棟	直見	本光寺	R2.3.27	
建造物	本光寺楼門	1棟	直見	本光寺	R2.3.27	
建造物	大歳神社本殿	1棟	榎原	大歳神社	R5.3.24	
建造物	天神神社本殿	1棟	大内	天神神社	R5.3.24	
建造物	夜久野郷総社一宮神社本殿	1棟	額田	夜久野郷総社一宮神社	R5.3.24	
建造物	夜久野郷総社一宮神社末社蛭子神社本殿	1棟	額田	夜久野郷総社一宮神社	R5.3.24	
建造物	皇大神社本殿	1棟	内宮	皇大神社	R6.3.29	
建造物	皇大神社脇宮天手力雄神社本殿	1棟	内宮	皇大神社	R6.3.29	
建造物	皇大神社脇宮栲機千千姫神社本殿	1棟	内宮	皇大神社	R6.3.29	
建造物	皇大神社神楽殿	1棟	内宮	皇大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社本殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社別宮多賀神社本殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社別宮土之神社本殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社別宮月読宮本殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社別宮風之神社本殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
建造物	豊受大神社神楽殿	1棟	天田内	豊受大神社	R6.3.29	
絵画	絹本着色五大明王像	1幅	観音寺	観音寺	R2.3.27	
絵画	絹本着色孔雀明王像	1幅	南山	観音寺	R2.3.27	S51.11.3市指定
絵画	絹本着色弘法大師像	1幅	南山	観音寺	R2.3.27	S51.11.3市指定
絵画	絹本着色不動明王二童子像	1幅	南山	観音寺	R2.3.27	
絵画	絹本着色釈迦十六善神像	1幅	観音寺	観音寺代表役員	R3.3.30	
絵画	絹本着色薬師十二神将像	1幅	観音寺	観音寺代表役員	R3.3.30	H10.4.22市指定
絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	観音寺	観音寺代表役員	R3.3.30	
絵画	絹本着色千手観音像	1幅	観音寺	観音寺代表役員	R3.3.30	H6.4.21市指定
絵画	絹本着色釈迦十六善神像	1幅	下佐々木	威光寺	R4.3.22	丹後郷土資料館寄託
絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	畑	円満院代表役員	R5.3.24	H17.3.30市指定
絵画	絹本着色釈迦十六善神像	1幅	畑	円満院代表役員	R5.3.24	H17.3.30市指定
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	猪崎	醍醐寺代表役員	H31.2.12	H2.8.23市指定
彫刻	木造薬師如来坐像（市指定のみ）附像内仏1軀	1軀	中	中自治会	H31.2.12	S42.3.7市指定
彫刻	木造金剛力士像	2軀	観音寺	観音寺代表役員	R4.3.22	H7.5.16市重要資料
彫刻	木造獅子狛犬	1対	内宮	皇大神社	R6.3.29	
考古資料	分銅形土製品 興遺跡出土	1点	内記	福知山市	H29.12.27	
考古資料	古瀬戸菊花文瓶子 山田古墓出土	1点	内記	福知山市	H29.12.27	
考古資料	丹波焼甕 山田古墓出土	1点	内記	福知山市	H29.12.27	
考古資料	大内城跡墳墓出土品	11点	内記	福知山市	H31.2.12	
古文書	田邊家文書（十一通）	1巻	印内	個人	R2.3.27	
古文書	金光寺文書（二十五通）	4巻	喜多	金光寺代表役員	R7.3.25	福知山城天守閣寄託 S38.12.29市指定
古文書	御霊神社文書（明智光秀発給文書三通）	1巻2通	中ノ	御霊神社代表役員	R7.3.25	福知山城天守閣寄託 S38.12.29市指定
古文書	福知山朽木家歴代口宣案・位記・宣旨	1括	内記	福知山市・個人	H6.4.21	福知山城天守閣寄託
古文書	堀村代々庄屋記録	6冊	堀	大堀区自治会	H7.5.16	
有形民俗	丹波夜久野の漆掻き用具	39点	平野	福知山市、個人	H29.12.27	H25.7.24市指定

資料編
第7章—文1

5 府決定文化財環境保全地区

種別	名称		所在地	管理者	決定年月日	備考
環境保全	稲粒神社文化財環境保全地区		川北	稲粒神社代表役員	S60.5.15	
環境保全	一宮神社文化財環境保全地区		堀	一宮神社代表役員	H1.4.14	
環境保全	観音寺文化財環境保全地区		観音寺	観音寺代表役員	H10.3.13	
環境保全	大原神社文化財環境保全地区		大原	大原神社代表役員	S59.4.14	
環境保全	梅田神社文化財環境保全地区		辻	梅田神社代表役員	S61.4.15	

6 市指定文化財（京都府登録文化財・京都府暫定登録文化財は重複するため除く）

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
建造物	宝篋印塔	1基	喜多	金光寺代表役員	S40.2.12	
建造物	宝篋印塔	1基	樽水	観興寺代表役員	S42.3.7	
建造物	宝篋印塔	1基	三俣	三俣区上安場組長	H2.8.23	
建造物	石造五輪塔	1基	奥野部	長安寺代表役員	H4.7.23	
建造物	石造鳥居	1基	牧	一宮神社代表役員	H6.4.21	
建造物	石造鳥居	1基	中佐々木	三嶽神社代表役員	H6.4.21	
建造物	石造鳥居	1基	堀	一宮神社代表役員	H6.4.21	
建造物	大信寺山門	1棟	夷	大信寺代表役員	H13.9.27	
建造物	宝篋印塔	1基	菟原中	龍源寺代表役員	H6.11.8	
建造物	宝篋印塔	1基	大身	長福寺代表役員	H6.11.8	
建造物	宝篋印塔	1基	上川合	上川合自治会	H6.11.8	
建造物	宝篋印塔・六地藏石幢	2基	大油子	喜代見神社総代	H17.3.30	
建造物	宝篋印塔	1基	板生	瑞林寺代表役員	H17.3.30	
建造物	宝篋印塔	1基	小倉	小倉自治会	H4.3.10	
建造物	宝篋印塔	1基	上佐々木	上佐々木自治会	H21.2.26	
絵画	紫絹金泥種字曼荼羅図	1幅	喜多	金光寺代表役員	S38.12.29	福知山城天守閣寄託
絵画	絹本着色三光国師像図	1幅	猪崎	醍醐寺代表役員	S38.12.29	
絵画	絹本着色光明本尊像図	1幅	中	養泉寺代表役員	S42.3.7	
絵画	紙本淡彩六祖慧能像	1幅	大呂	天寧寺代表役員	S47.5.9	
絵画	紙本金地著色四季花鳥図	1双	堀	円浄寺代表役員	H2.8.23	
絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	奥野部	長安寺代表役員	H4.7.23	

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
絵画	絹本墨画淡彩不動明王像	1幅	観音寺	観音寺代表役員	H6.4.21	
絵画	絹本着色種子金剛界大日如来像	1幅	観音寺	観音寺代表役員	H10.4.22	
絵画	絹本着色不動明王二童子像	1幅	畑	円満院代表役員	H17.3.30	
絵画	絹本着色方便法身尊像	1幅	直見	栗尾自治会	H17.3.30	
絵画	絹本着色十一仏図	1幅	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
絵画	絹本着色桜花不動三尊像	1幅	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
絵画	絹本着色虚空蔵菩薩像	1幅	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
絵画	紙本金地著色浜松図	1双	河守	浄仙寺代表役員	S55.9.2	
絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	天田内	常光寺代表役員	S55.9.2	
絵画	絹本弁財天像図	1幅	南山	個人	S55.9.2	鬼の交流博物館寄託
絵画	紙本大江山鬼退治ノ図	7枚	仏性寺	個人	S55.9.2	鬼の交流博物館寄託
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	上野条	上野条薬師堂保存会	S38.12.29	
彫刻	木造釈迦如来坐像	1躯	上野条	上野条薬師堂保存会	S38.12.29	
彫刻	木造薬師如来立像	1躯	奥野部	長安寺代表役員	S38.12.29	
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	奥野部	長安寺代表役員	S40.2.12	
彫刻	木造薬師如来坐像 附木造十二神将立像4 躯	41躯	長尾	長尾自治会長	S40.2.12	
彫刻	木造薬師如来坐像 附 像内仏1躯、木札 1枚	1躯	下野条	下野条自治会	S40.2.12	
彫刻	観音堂仏像群	116躯	宮垣	宮垣自治会	S40.2.12	旧威徳寺 現在114躯
彫刻	石造大日如来坐像	1躯	川北	太光壇文化財保存会	S40.2.12	
彫刻	木造四天王立像	2躯	野笹	野笹自治会長	S42.3.7	
彫刻	木造十一面観音坐像	1躯	夷	大信寺代表役員	S47.5.9	
彫刻	木造釈迦如来坐像	1躯	日尾	日尾自治会	S47.5.9	

資料編
第7章—文1

彫刻	石造地藏菩薩立像	1軀	篠尾	円応寺代表役員	H4.7.23	
彫刻	木造如来形坐像	1軀	上野条	上野条薬師堂保存会	H6.4.21	
彫刻	木造金剛力士像	2軀	坂室	坂室山医王寺護持会	H7.5.16	
彫刻	木造如来坐像	1軀	中佐々木	中佐々木谷村区	H9.4.24	
彫刻	木造隨身像、木造男神像	2軀	辻	梅田神社代表役員	H6.118	三和支所文化財収蔵庫 預り
彫刻	木造阿弥陀如来立像、観音菩薩立像、勢 至菩薩立像	3軀	千原	瑞光寺代表役員	H17.3.30	
彫刻	木造千手観音立像、不動明王立像、毘沙 門天立像	3軀	畑	柿本自治会	H17.3.30	
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	畑	桑村下地区	H17.3.30	
彫刻	仏像群	12軀	今西中	大智寺代表役員	H17.3.30	
彫刻	木造天部立像	1軀	今西中	大智寺代表役員	H17.3.30	
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	今西中	大智寺代表役員	H17.3.30	
彫刻	木造観音菩薩立像	1軀	大油子	共栄会	H17.3.30	
彫刻	木造釈迦如来坐像	1軀	直見	清太院代表役員	H17.3.30	
彫刻	木造千手観音立像	1軀	直見	山中自治会	H17.3.30	
彫刻	銅造天部立像	1軀	板生	羽白自治会	H17.3.30	
彫刻	木造十一面観音立像	1軀	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
彫刻	木造金剛力士像	2軀	南山	観音寺代表役員	H14.4.25	
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	河守	浄仙寺代表役員	S51.11.3	
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	河守	浄仙寺代表役員	S51.11.3	
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	天田内	常光寺代表役員	S55.11.3	
彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	牧	永明寺代表役員	H29.7.26	
彫刻	木造如意輪観音菩薩坐像	1軀	牧	永明寺代表役員	H29.7.26	
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	大呂	天寧寺代表役員	H31.4.23	
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	大呂	天寧寺代表役員	H31.4.23	
彫刻	木造聖観音菩薩立像	1軀	大呂	天寧寺代表役員	H31.4.23	

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	管巻	無量寺	R5.8.22	
考古資料	寺ノ段2号墳出土品	1括	内記	福知山市	H9.4.24	
考古資料	備蓄銭、壺 (6,215枚、1口)	1括	菟原下	個人	H15.2.10	三和文化財収蔵庫
考古資料	矢谷経塚出土遺物	一括	平野	福知山市	H17.3.30	化石・郷土資料館展示
工芸品	脇差	1口	堀	一宮神社代表役員	S47.5.9	
工芸品	石燈籠	1基	堀	一宮神社代表役員	H2.8.23	
工芸品	丹波西国三十七所道中記版木 附保存容 器	4枚	岬	常楽寺代表役員	H15.2.10	
工芸品	石造狛犬	1対	大油子	共栄会	H17.3.30	
工芸品	神輿	1基	南有路	十倉一ノ宮神社総代	S50.11.4	
工芸品	神輿	1基	芦洲	王歳神社代表役員	H25.7.24	
古文書	春日神社棟札	1枚	高杉	春日神社代表役員	H6.118	
古文書	宗憲入道肖像画 附夜久家系譜	2点	高内	個人	H17.11.18	
古文書	赤井忠家徳政令免状	1通	額田	妙龍寺代表役員	H17.11.18	
古文書	丹波室尾谷山観音寺略年代記	1冊	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
古文書	丹州加佐郡河守之内南山分室谷寺御檢地 帖	1冊	南山	観音寺代表役員	S55.9.2	
古文書	観音寺文書 (寺領寄進状・安堵状等)	17通	南山	観音寺代表役員	S51.11.3	
古文書	丹後国加佐郡河守之内二又村御檢地帳写	1冊	二俣	個人	S51.6.1	鬼の交流博物館寄託
書籍	紙本墨書醍醐寺額下書	1幅	猪崎	醍醐寺代表役員	S38.12.29	
書籍	紙本墨書大般若経	576卷	天座	天座一区自治会長	S38.12.29	
典籍	紙本墨摺首楞嚴神咒・大悲咒・消災咒三 陀羅尼経	1冊	大呂	天寧寺代表役員	S47.5.9	
典籍	紙本墨書地藏本願経	1卷	大呂	天寧寺代表役員	S47.5.9	
史跡	福知山城跡	1	内記	福知山市	S40.10.14	
史跡	経ヶ端城跡	1	上川合	城山を守る会	H15.2.10	
史跡	石原城跡	1	石原	洞玄寺代表役員	H19.7.31	
無形民俗	福知山音頭と踊			福知山踊振興会	S41.3.22	

資料編
第7章一文1

無形民俗	愛宕神社三岳練込太鼓		下野条	愛宕神社氏子中	S41.3.22	
無形民俗	三嶽神社雨喜び三岳おろし		上佐々木	三嶽神社氏子中	S41.3.22	
無形民俗	森尾神社三岳練込太鼓		常願寺	森尾神社氏子中	S41.3.22	
無形民俗	天田踊		堀	堀区天田踊保存会	S41.3.22	
有形民俗	大原神社絵馬	35点	大原	大原神社代表役員	H15.2.10	
天然記念物	キマダラルリツバメ			福知山市	S40.6.25	
天然記念物	かごの木・むくの木	2本	池田	池田自治会	S45.3.2	
天然記念物	稲荷神社のコウヨウザン	1本	上野	上野自治会	H13.9.27	
天然記念物	生野神社のケヤキ	1本	三俣	生野神社代表役員	H13.9.27	
天然記念物	多保市大池のマルバヤナギ	1本	多保市	多保市大池水利組合	H13.9.27	
天然記念物	長安寺のイチョウ	1本	奥野部	長安寺代表役員	H13.9.27	
天然記念物	大歳神社のスギ	1対2本	口榎原	口榎原自治会	H13.9.27	
天然記念物	三嶽神社のケヤキ	1本	中佐々木	三嶽神社代表役員	H13.9.27	
天然記念物	三岳山のイタヤカエデ	1本	上佐々木	三嶽神社代表役員	H13.9.27	
天然記念物	三岳山のウラゲトチノキ	1本	上佐々木	三嶽神社代表役員	H13.9.27	

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
天然記念物	八幡神社のウラジロガシ	1本	雲原	八幡神社代表役員	H13.9.27	
天然記念物	有徳神社のカツラ	1組3本	天座	有徳神社代表役員	H13.9.27	
天然記念物	六柱神社のカゴノキ	1本	行積	行積自治会	H13.9.27	
天然記念物	六柱神社のスダジイ	1本	行積	行積自治会	H13.9.27	
天然記念物	轟水満宮のモミ	1本	菟原下	轟水道組合	H15.2.10	
天然記念物	柿本観音堂のタブノキ	1本	柿本	柿本自治会	H17.3.30	
天然記念物	井田共同墓地のシラカシ	1本	井田	井田自治会	H17.3.30	
天然記念物	夜久野町内採取化石	150点	平野	福知山市	H17.3.30	化石・郷土資料館展示
天然記念物	阿良須神社のスギ	1本	北有路	阿良須神社代表役員	H23.7.26	
天然記念物	大岩神社のアカガシ群	群	毛原	大岩神社代表役員	H23.7.26	
天然記念物	大原神社のスギ	1本	大原	大原神社代表役員	H23.7.26	
天然記念物	下六人部小学校のクスノキ	1本	長田	福知山市	H27.6.30	
天然記念物	三和町菟原下のP/T境界		菟原下	個人	H28.8.24	

7 市重要資料

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
建造物	能舞台	1棟	堀	一宮神社代表役員	H2.8.23	
建造物	観瀧寺山門	1棟	榎原	観瀧寺代表役員	H9.4.24	

資料編
第7章—文1

建造物	観瀧寺南門	1棟	榎原	観瀧寺代表役員	H9.4.24	
建造物	正眼寺山門	1棟	寺	正眼寺代表役員	H9.4.24	
建造物	法鷲寺山門	1棟	下紺屋	法鷲寺代表役員	H9.4.24	
建造物	明覚寺山門	1棟	呉服	明覚寺代表役員	H9.4.24	
建造物	徳本和尚利剣名号碑	1基	寺尾	寺尾自治会	H18.3.23	化石・郷土資料館寄託
建造物	瑞林寺山門	1棟	板生	瑞林寺代表役員	H18.3.23	
建造物	梵字塔	1基	小倉	小倉自治会	H18.3.23	
建造物	照仙寺山門	1基	堀	照仙寺代表役員	H23.7.26	
絵画	絹本着色神馬図	1幅	堀	荒木神社代表役員	S47.5.9	
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	夷	大信寺代表役員	S60.9.17	
彫刻	木造朽木種綱坐像	1躯	内記	朝暉会代表	H4.7.23	福知山城天守閣寄託
彫刻	木造金剛力士像	2躯	樽水	観興寺代表役員	H7.5.16	
彫刻	木造金剛力士像	2躯	下佐々木	威光寺代表役員	H7.5.16	
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	川北	太光壇文化財保存会	H7.5.16	
彫刻	青面金剛像	1基	柿本	柿本自治会	H18.3.23	
工芸品	太刀	1口	内記	内記稻荷神社代表役員	S47.5.9	福知山城天守閣寄託
工芸品	槍	3口	中ノ	御霊神社代表役員	S47.5.9	福知山城天守閣寄託
工芸品	朽木家歴代印章	1括	内記	朝暉会代表	H4.7.23	福知山城天守閣寄託
工芸品	太刀	1口	内記	朝暉会代表	H4.7.23	福知山城天守閣寄託
工芸品	槍	1口	内記	朝暉会代表	H4.7.23	福知山城天守閣寄託
工芸品	梵鐘	1口	川北	頼光寺代表役員	H10.4.22	
工芸品	梵鐘	1口	奥野部	長安寺代表役員	H10.4.22	
工芸品	梵鐘	1口	猪崎	醍醐寺代表役員	H10.4.22	

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
工芸品	梵鐘	1口	大呂	天寧寺代表役員	H10.4.22	
工芸品	梵鐘	1口	天田内	常光寺代表役員	H18.3.23	
古文書	辻区有文書	45通	辻	辻自治会	H6.1.18	三和文化財収蔵庫寄託
有形民俗	丹波生活衣及び関連品	2076点	内記	福知山市	H7.5.16	丹波生活衣館

8 国登録有形

種別	名称	員数	所在地	管理者	登録年月日	備考
建造物	福知山市立惇明小学校本館	1棟	内記	福知山市	H11.10.14	
建造物	芦田家住宅(旧片岡家別荘)主屋	1棟	下柳	個人	H12.12.4	
建造物	桐村家住宅主屋	1棟	上小田	個人	H14.8.21	
建造物	桐村家住宅別座敷	1棟	上小田	個人	H14.8.21	
建造物	桐村家住宅土蔵	1棟	上小田	個人	H14.8.21	
建造物	旧片岡家住宅主屋	1棟	下柳	個人	R3.6.24	
建造物	旧片岡家住宅二階建離座敷	1棟	下柳	個人	R3.6.24	
建造物	旧片岡家住宅平屋離座敷	1棟	下柳	個人	R3.6.24	
建造物	旧片岡家住宅南土蔵	1棟	下柳	個人	R3.6.24	
建造物	旧片岡家住宅西土蔵	1棟	下柳	個人	R3.6.24	
建造物	旧片岡家住宅高塀	1棟	下柳	個人	R3.6.24	

9 国登録記念物

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
遺跡関係	雲原砂防関連施設群		雲原	京都府	H18.7.28	

10 京都府選定

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
文化的景観	福知山市毛原の棚田景観		毛原	毛原自治会	H20.3.21	
文化的景観	福知山市大原の産屋の里景観		大原	大原自治会	H23.3.8	

資料編
第7章—文1

11 国認定

種別	名称	員数	所在地	管理者	設定年月日	備考
選定保存 技術保存 団体	日本産漆生産・精製			NPO法人丹波漆	R6.10.9	

12 国設定

種別	名称	員数	所在地	管理者	設定年月日	備考
ふるさと 文化財の 森	夜久野 丹波漆林		夜久野町	丹波漆生産組合	H21.3.31	

第 8 章 広報様式等

高齢者等避難・避難指示広報文案、チェックリスト

- ・ 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する

〈高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例〉

こちらは、福知山市災害警戒（対策）本部です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方や避難に時間がかかる方、災害の発生するおそれのある地域にお住まいの方は、直ちに〇〇避難所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（そのほか、「昨夜から大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

〈避難指示の伝達文（住民あて）の例〉

こちらは、福知山市災害警戒（対策）本部です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4 避難指示を発令しました。直ちに〇〇避難所へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。（そのほか、「昨夜から大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

〈緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例〉

福知山市長〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。（〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状態です。避難中の方は直ちに〇〇避難所への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

資料編
第8章-広1

・ チェックリスト

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する

〈住民等への伝達〉

- 防災行政無線（同報系）
- 安心安全メール
- 福知山市防災（携帯アプリ）
- Y a h o o ! 防災速報（携帯アプリ）
- エリアメール、緊急速報メール
- 放送事業者へのF A X（京都府防災情報システム）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長……電話
- 市ホームページへの掲載
- エフエム丹波への依頼等……F A X、緊急割込み放送
- 大野ダム放流警報設備利用の要請

〈災害時要援護者・福祉関係機関への伝達〉

- 支援者の事前登録者……F A X、電話
- 災害時要援護者の事前登録者……F A X、携帯電話メール

資料編
第8章-信1

信号による伝達方法・方式

水防信号表

警 鐘 信 号		サイレン信号					
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止
		約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止
		約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止	○ - 休 止
		約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
第4信号	乱 打	○ - 休 止	○ - 休 止				
		約1分	約5秒	約1分	約5秒		
発信方法	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。						

- (注) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保のサイレンによる避難信号

サイレンによる伝達		
警戒レベル3	高齢者等避難	○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ - 休 止 約10秒 約15秒 約10秒 約15秒 約10秒 約15秒
警戒レベル4	避難指示	○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ - 休 止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒
警戒レベル5	緊急安全確保	○ - 休 止 ○ - 休 止 約1分 約5秒 約1分 約5秒

- 発信方法 ・信号は適宜の時間継続すること。
 ・危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。

第9章 その他・参考

気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

気象庁震度階級関連解説表

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

気象庁震度階級関連解説表

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災 害 の 原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1654	承応3年	5月	雹害	大雨降る	福知山全町内	目方30目50目位	
1666	寛文6年	3月 8月 9月	水害	豪雨	福知山全町内	3月より雨降り出して8、9月の候大水7回	麦とれず
1678	延宝6年	9月5日	水害 風害	台風		3昼夜暴風吹き通す	大洪水
1680	延宝8年	8月14日	水害	豪雨		5月17日より8月まで出水8度。8月14日はことに大洪水	大洪水
1681	天和元年		水害	豪雨		洪水1丈8尺(5.45m)	欄干門崩れ京口堤防が決壊し、領内に飢民が多く城下のみにしても死者123人
1687	貞享4年	9月9日	風水害	大雨 豪雨	鑄物師他		流失戸数 27戸 半壊 13戸
1697	元禄10年	5月11日	水害	豪雨		由良川大洪水 1丈1尺(3.33m)	
1703	元禄16年	8月18日	水害	豪雨		大洪水	
1710	元文5年	6月	水害	豪雨	堀 長田 土師		堀、長田、土師井堰破損し領分割で人足並びに土俵を多く差出した。
1721	享保6年	8月15日	水害	豪雨		大洪水1丈8尺(5.45m)	欄干門倒壊 京口の堤防決壊
1723	享保8年	8月15日	水害	豪雨		大洪水	
1735	享保20年	6月21日	水害	豪雨	城下一円	大洪水 ● 5丈(約15m)	堀村の井堰崩れ、長田の井堰の東側18間切京口門が崩れ、土蔵流失2、家屋の倒壊117、町方の古書類が多く流失、死者が多かった。
1742	寛保2年	5月	水害	豪雨			5月たびたび洪水あり、堀、長田、の井堰が破損した。修理人足、堀村より動員しただけでも680人に達した。
1749	寛延2年	7月3日	水害	豪雨		洪水1丈7尺(5.15m)	欄干橋が落ちた。
1757	宝暦7年	8月22日	水害	豪雨		洪水1丈5尺(4.54m)	
1764	明和元年	8月3日	水害	豪雨		洪水1丈6尺(4.85m)	
1773	安永2年	7月11日	水害	豪雨		洪水1丈5尺(4.54m)	

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1801	享和 元年	7月20日	水害	豪雨			豊富郷から出水し流失倒壊家屋が多かった。
1806	文化 3年	8月9日	水害	豪雨			
1807	文化 4年	9月17日	水害	豪雨		洪水1丈6尺5寸 (5m)	
1814	文化 11年	7月24日 ~28日	水害	豪雨			近郷山崩潰家死人アリ
1825	文政 8年	7月18日	水害	豪雨			
1829	文政 12年	7月18日	水害	豪雨		洪水2丈(6.06m)	享保以来の大洪水、町方では殆どが床上浸水
1835	天保 6年	5月21日	水害	豪雨		洪水1丈4尺5寸 (4.36m)	
1836	天保 7年	7月29日	水害	豪雨		洪水	
1839	天保 10年	4月26日	水害	豪雨		洪水1丈6尺5寸 (5m)	
1841	天保 12年	7月18日	水害	豪雨	全町浸水	洪水1丈7尺 (5.16m)	
1847	弘化 4年	4月10日	水害	豪雨		洪水1丈4尺 (3.15m)	
1848	嘉永 元年	8月13日	水害	豪雨	呉服、上柳の外浸水	洪水1丈9尺5寸 (5.91m)	寺裏7ヶ所決壊、鋳物師町は2階まで浸水
1850	嘉永 3年	8月8日	水害	豪雨		洪水1丈2尺9寸 (3.9m)	記録寺及び菅ヶ瀬の堤防決壊
1850	嘉永 3年	9月3日	水害	豪雨		洪水1丈9尺 (5.76m)	
1852	嘉永 5年	7月22日	水害	豪雨		洪水1丈6尺5寸 (5m)	床上へ水上がる記録寺また決壊
1852	嘉永 5年	8月15日	水害	豪雨		洪水1丈2尺 (3.63m)	記録寺堤防修理中に土砂流入し大被害を受けた。
1852	嘉永 5年	8月23日	水害	豪雨		洪水1丈5尺 (4.54m)	
1855	安政 2年	8月20日	水害	豪雨		洪水2丈 (6.06m)	家崩れ10軒西蓮寺裏から水多く吹き出る。
1855	安政 2年	10月13日	水害	豪雨		洪水1丈8尺 (5.45m)	豊富郷から出水し流失倒壊家屋が多かった。
1856	安政 3年	5月15日	水害	豪雨		洪水1丈4尺7寸 (4.46m)	
1866	慶応 2年	5月15日	水害	豪雨		洪水1丈9尺 (5.76m) ● 4丈6尺5寸 (14.09m)	

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1866	慶応 2年	8月7日	水害	豪雨		洪水2丈7尺 (8.18m) ● 5丈6尺5寸 (17.12m)	京口堤防決壊し、京口門 が長町筋まで流れて止ま った。広小路も決壊、寺 町、西町、鑄物師町は2階 より5尺上がり、死者2 人、潰家は5ヶ所。 大江支所内では183軒の 家が流出・流れ潰した。
1866	慶応 2年	8月16日	水害	豪雨		洪水1丈4尺5寸 (4.39m) ● 4丈5寸 (12.27m)	
1867	慶応 3年	4月29日	水害	豪雨		洪水1丈4尺 (4.24m)	
1867	慶応 3年	7月19日	水害	豪雨		洪水2丈2尺 (6.66m)	
1870	明治 3年	8月5日	水害	豪雨		洪水1丈5尺2寸 (4.6m)	
1871	明治 4年	4月18日	水害	豪雨		洪水1丈7尺5寸 (5.3m)	
1873	明治 6年	8月11日	水害	豪雨		洪水2丈4尺 (7.27m)	死者 6人
1876	明治 9年	9月17日	水害	豪雨		洪水1丈8尺 (5.45m)	
1883	明治 16年	7月～8月	干ばつ	大干ば つ			井戸かれる 死者 3人
1888	明治 21年	1月8日		火災	菟原中村 (三和町)		大火。焼失建物36戸、土 蔵5棟、納屋21棟。
1889	明治 22年	9月21日	水害	豪雨		洪水1丈6尺2寸 (4.91m)	
1889	明治 22年	4月6日		火災	近郷上六 人部村生 野(三和 町)		42戸のうち14戸が焼失 した。
1889	明治 22年	8月18日 ～26日	水害	豪雨			天田郡にて死者7人、床 上浸水269戸、牧川橋が 流出した。
1896	明治 29 年	8月31日 ～ 9月1日	水害	豪雨		増水2丈6尺 (7.88m) ● 40尺 (12.12m)	城址北麓朝暉口、京口上 番所裏、広小路、常照寺裏 等の堤防70間(127m) 決壊 家屋等の流失 493戸 全壊 188戸 浸水家屋 3,319戸 死傷者 235人 中部高等小学校、音無瀬 橋、大雲橋、十四間橋、一 七間橋流失

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1897	明治30年	8月初旬		火災	三和町		芦渚で人家13軒焼失。
1897	明治30年	9月30日	水害	豪雨	福知山全町	増水2丈2尺(6.67m)	全町床上浸水
1899	明治32年	9月7日～9日	水害		大江町	●増水36尺(10.90m)	浸水250戸
1900	明治33年	9月28日	水害		大江町		大雲橋を4～5尺超える洪水。橋流出。
1903	明治36年	7月9日	水害		大江町		大雲橋流出
1905	明治38年	8月25日～26日		火災	三和町		大原の大火。全焼16戸、半焼1戸。
1907	明治40年	8月26日	水害	豪雨	全町	総雨量536.2mm(河守) 増水2丈8尺(8.48m) ●15m	上柳町裏、広小路、明覚寺裏京口及び朝暉口堤防決壊、河東村役場床上2m浸水 死者 7人 流出家屋 110戸 全壊 184戸 半壊 124戸 床上浸水 420戸 床下浸水 403戸 倒壊流失 350戸 音無瀬橋再び流失及び2橋梁(河守村)流出 損害額 500万円
1908	明治41年	8月7日	水害	豪雨		増水1丈7尺5寸(5.3m)	床上浸水 182戸 床下浸水 245戸
1910	明治43年	9月8日	水害	豪雨		増水1丈8尺9寸(5.73m) ●18尺(5.45m)	全壊 1戸 床上浸水 240戸 床下浸水 290戸
1911	明治44年	6月28日	水害	豪雨		増水2丈4寸(6.18m) ●20尺(6.06m)	
1912	明治45年	9月23日	水害	豪雨		落雷10数ヶ所あり 増水1丈9尺8寸(6.0m) ●29.8尺(9m)	
1913	大正2年	夏	干ばつ	大干ばつ		雨量 京都7月 24.7mm	
1913	大正2年	10月4日	水害	豪雨		増水1丈6尺(4.85m)	
1914	大正3年	6月28日	水害	豪雨		増水1丈4尺7寸(4.45m)	
1915	大正4年	9月23日	水害	豪雨		増水1丈2尺5寸(3.79m)	
1917	大正6年	6月1日	水害	豪雨		増水1丈7尺7寸(5.36m)	

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1918	大正 7年	9月17日	水害	豪雨		増水1丈8尺 8寸5分 (5.71m)	
1919	大正 8年	6月24日	水害	豪雨		増水1丈1尺6寸 (3.51m)	
1921	大正 10年	9月26日	水害	豪雨		総雨量164.4mm ● 217mm 最高水位 2丈4尺3寸 (7.36m) ●30尺(9.09m) ▲2丈1尺 (6.36m)	土師橋上流で両岸堤防決壊、町の下流で溢水、三和町で橋梁流出(5ヶ所) 死者 6人 行方不明者 1人 負傷者 3人 流失 24戸 全壊 3戸 半壊 40戸 床上浸水 2,985戸 床下浸水 428戸
1923	大正 12年	9月15日	水害	豪雨		洪水2丈1尺 (6.36m) 増水1丈5尺4寸 (4.67m)	床上浸水 533戸 床下浸水 878戸
1924	大正 13年	6月～8月	干ばつ	干ばつ		雨量 京都6月 84.3mm 京都7月 32.7mm 京都8月 71.2mm	
1925	大正 14年	9月18日	水害	豪雨		洪水1丈9尺 (5.76m) 増水1丈3尺4寸 (4.06m)	被災者総数 1,500人 床上浸水 220戸 床下浸水 130戸
1926	大正 15年	9月17日	水害	豪雨		増水1丈2尺4寸 5分(3.77m) 本年より平水位を 7尺(2.12m)に改訂 (従前5尺6寸) (1.7m)	床上浸水 240戸 床下浸水 290戸
1927	昭和 2年	3月7日	地震	北丹後 地震	大堤防		大堤防に亀裂
1927	昭和 2年	7月31日	雷雨		市内25ヶ 所落雷		
1928	昭和 3年	7月17日	水害	豪雨	土師川堤防左岸、東堀、堀口、蛇ヶ端、鑄物師町、和久市	洪水1丈9尺5寸 (5.91m)	土師川堤防左岸決壊 床上浸水 140戸 床下浸水 120戸

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1929	昭和 4年	10月25日	水害	豪雨		増水1丈6尺5寸 (5.0m)	半壊 1戸 床上浸水 57戸 床下浸水 154戸
1930	昭和 4年	8月1日	水害	豪雨		総雨量 ● 191.3mm 大洪水 2丈3尺5寸 (7.12m) ● 9.7m【大雲橋】	大雲橋流出 流失 3戸 倒壊 4戸 半壊 27戸 床上浸水 2,720戸 床下浸水 372戸
1931	昭和 6年	10月13日	水害	豪雨		総雨量 146.7mm 水位1丈9尺6寸 (5.97m)	床上浸水 67戸 床下浸水 139戸
1932	昭和 7年	7月2日	水害	豪雨		水位1丈9尺5寸 (5.91m)	床上浸水 73戸 床下浸水 126戸
1933	昭和 8年	夏	干ばつ	大干ばつ			7月になるも植付不能の 田あり。
1933	昭和 8年	10月20日	水害	豪雨		水位1丈5尺 (4.55m)	
1934	昭和 9年	9月21日	風水害	室戸台 風		最大風速 25~26m/s 水位1丈6尺5寸 (5.0m) ● 7.0m【大雲橋】	
1935	昭和 10年	9月27日	水害	豪雨		水位1丈3尺6寸 (4.12m)	
1936	昭和 11年	4月13日	水害	豪雨		水位1丈6尺2寸 4分 (4.92m)	
1937	昭和 12年	11月9日	水害	豪雨		洪水1丈3尺2寸 7分 (4.02m)	
1938	昭和 13年	7月4日	水害	豪雨		洪水1丈8尺5寸 (5.61m)	川北橋流失
1939	昭和 14年	夏	干ばつ	大干ばつ		雨量 京都5月 40.4mm 京都7月 28.8mm	
1942	昭和 17年	9月21日	水害	豪雨		総雨量 80mm ● 110.3mm 最高水位 4.9m ● 9.2m 【大雲橋】	床上浸水 429戸 床下浸水 1,397戸
1944	昭和 19年	10月8日	水害	豪雨		水位 4.5m ● 9.5m【大雲橋】	尾藤橋流出

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1945	昭和 20年	10月9日	風水害	阿久根 台風		総雨量 95 mm ●215 mm (●は10月8~12 日の総雨量) 最高水位 4.4m ●11.2m【大雲橋】	死者 3人 負傷者 2人 流失 34戸 全壊 14戸 半壊 63戸 床上浸水 4,748戸 床下浸水 335戸 堤防決壊 4ヶ所 橋梁流失 12ヶ所 (高畑橋、川北橋、筥巻 橋、その他)
1947	昭和 22年	7月10日	水害	豪雨		総雨量 92 mm 最高水位 4.5m	浸水家屋 122戸 稲作被害 107千円 その他作物 2,678千円
1948	昭和 23年	9月11日	水害	豪雨		総雨量 76 mm 最高水位 4.5m ●6.8m【大雲橋】	床上浸水 3戸 床下浸水 23戸 橋梁流出破損 12ヶ所
1949	昭和 24年	7月29日	風水害	ヘスタ ー台風		総雨量 90 mm 最高水位 4.45m ●7.3m【大雲橋】	浸水家屋 341戸 浸水田 32.86町歩 浸水畑 67.6町歩 河川堤防決壊 6ヶ所 道路流失破損 4ヶ所 橋梁流失破損 4ヶ所
1950	昭和 25年	9月3日	風水害	ジェー ン台風		最大瞬間風速 28.8m/s 総雨量 45 mm 最高水位 2.6m	床下浸水 2戸
1952	昭和 27年	6月23日	水害	ダイナ 台風		総雨量 111.4 mm 最高水位 3.5m	床上浸水 3戸 床下浸水 11戸
1952	昭和 27年	7月3日	水害	豪雨		最高水位 4.15m ●5.9m【大雲橋】	床上浸水 32戸 床下浸水 175戸
1953	昭和 28年	6月7日	水害	台風 第2号		総雨量●111.4 mm 最高水位 4m ●6.5m【大雲 橋】	田植え期の水稻苗が大 被害を受けた。
1953	昭和 28年	7月5日	水害	豪雨		総雨量●225 mm 最高水位 ●8m 【大雲橋】	
1953	昭和 28年	9月25日	風水害	台風 第13号		総雨量 254.3 mm 最高水位 8.1m ●14.5m 【大雲橋】	死者 12人 負傷者 820人 (うち重傷の記録 27人) 家屋流失 84戸 全壊 986戸 半壊 1,384戸 床上浸水 4,075戸 床下浸水 284戸 堤防決壊 144件 橋梁流出 43件 被害総額 6,816,769千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1954	昭和 29年	9月28日	風害	台風 第15号 (洞爺丸 台風)		最大風速 30m/s	死者 1人 家屋全壊 27戸 半壊 70戸 橋梁 2ヶ所 被害総額 45,209千円
1955	昭和 30年	9月30日	水害	豪雨		総雨量 45mm 最高水位 1.2m	農作物被害 8,190千円
1956	昭和 31年	9月27日	水害	豪雨		総雨量 141mm 最高水位 3.79m	
1957	昭和 32年	7月17日	水害	豪雨	荒河 和久市 土師 蛇ヶ端	総雨量 112mm 最高水位 4.5m	負傷者 15人 全壊 5戸 半壊 27戸 床上浸水 21戸 床下浸水 515戸
1959	昭和 34年	8月13日	水害	台風 第7号		総雨量 160.2mm ● 108.0mm 最高水位 5.2m ● 9.50m 【大雲橋】	軽傷者 8人 流失家屋 1戸 全・半壊 27戸 床上浸水 435戸 床下浸水 933戸 被害総額 406,250千円 ※災害救助法発動
1959	昭和 34年	9月26日	水害	台風 第15号 (伊勢湾 台風)		総雨量 243mm ● 169.5mm 最高水位 7.1m ● 12.50m 【大雲橋】	死者 1人 重傷者 3人 軽傷者 25人 流失家屋 7戸 全壊 10戸 半壊 144戸 床上浸水 3,958戸 床下浸水 1,780戸 橋梁流出 4件 堤防決壊 29件 被害総額 1,513,298千円 ※災害救助法発動
1960	昭和 35年	8月30日	水害	台風 第16号		総雨量 94.7mm ● 75.0mm 最高水位 4.1m ● 6.95m 【大雲橋】	床上浸水 3戸 床下浸水 16戸 被害総額 106,386千円
1961	昭和 36年	6月29日	水害	豪雨		総雨量 94.7mm 最高水位 4.3m ● 7.5m 【大雲橋】	行方不明 1人 床上浸水 7戸 床下浸水 81戸 被害総額 93,637千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1961	昭和36年	9月16日	風水害	第2室戸台風	全市	最大瞬間風速 43m/s 総雨量 82.8mm ●156mm 最高水位●5.3m 【大雲橋】	死者 3人 (安井2人、筈巻1人) 重傷 2人 軽傷 4人 全壊 11戸 半壊 200戸 損傷 1,179戸 床下浸水 10戸 被害総額 187,021千円
1961	昭和36年	10月28日	水害	豪雨		総雨量 178.1mm ●193mm 最高水位 5.25m ●9.4m 【大雲橋】	全・半壊 8戸 床上浸水 767戸 床下浸水 1,708戸 被害総額 527,820千円 ※災害救助法発動
1962	昭和37年	6月10日 ～13日	水害	豪雨		総雨量 159.8mm ●135mm 最高水位 5.15m ●8.54m 【大雲橋】	床上浸水 188戸 床下浸水 302戸 被害総額 186,576千円
1963	昭和38年	6月4日	水害	豪雨		総雨量 189.2mm ●125.3mm 最高水位 4.38m ●8.54m 【大雲橋】	全・半壊 14戸 床上浸水 30戸 床下浸水 231戸 被害総額 226,421千円
1964	昭和39年	8月15日				最高気温 38.1℃	日本脳炎多発 8月 10名発生 9月 3名発生 内死亡 9名
1964	昭和39年	9月24日 ～25日	水害	台風第20号		最大風速 22.5m/s 総雨量●111.5mm 最高水位 3.46m ●5.85m 【大雲橋】	浸水 5戸 被害総額 64,929千円
1965	昭和40年	5月26日 ～27日	水害	豪雨			被害総額 8,601千円
1965	昭和40年	6月20日	水害	台風第9号		最高水位 3.18m	被害総額 28,131千円
1965	昭和40年	7月22日 ～23日	水害	豪雨		総雨量●136mm 最高水位 4.53m ●7.25m 【大雲橋】	床上浸水 2戸 床下浸水 10戸 被害総額 147,190千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1965	昭和 40年	9月10日	風水害	台風 第 23 号		最大風速 43m/s 総雨量 171mm ●136mm 最高水位 3.8m ●6.4m【大雲橋】 ●5.3m【常津】 ●5.3m【公庄】 ●6.61m【波美】 ●5.95m【三河】 ●5.4m【高津江】	重傷者 1名 軽傷者 2名 全・半壊 172戸 (うち全壊の記録 53戸) 一部破損 13,000戸 床下浸水 333戸 被害総額 388,948千円
1965	昭和 40年	9月14日	水害	豪雨		最高気温 38.1℃ 総雨量 ●223mm 最高水位 5.42m ●9.5m【大雲橋】 ●7.87m【常津】 ●7.8m【公庄】 ●9.53m【波美】 ●9.75m【三河】 ●9.21m【高津江】	床上浸水 490戸 床下浸水 1,314戸 被害総額 237,300千円 ※災害救助法発動
1965	昭和 40年	9月17日	風水害	台風 第 24 号		最大風速 30m/s 総雨量 223.5mm ●209mm 最高水位 5.22m ●9.4m 【大雲橋】	全壊 3戸 半壊 1戸 床上浸水 411戸 床下浸水 1,534戸 被害総額 725,732千円
1966	昭和 41年	9月18日 ～19日	風水害	台風 第 21 号		総雨量●194.5mm 最高水位 3.90m ●9.35m【大雲橋】 ●7.70m【常津】 ●7.70m【公庄】 ●9.42m【波美】 ●9.65m【三河】 ●9.16m【高津江】	全壊 1戸 半壊 48戸 一部損壊 327戸 床上浸水 1戸 床下浸水 335戸 橋梁流出 1件 山崩れ 15ヶ所 堤防決壊 18ヶ所 被害総額 204,765千円
1966	昭和 41年	9月25日	風水害	台風 第 24 号 第 25 号			被害総額 2,052千円
1967	昭和 42年	1月17日	冷害			最低気温 -12.1℃	給水施設凍結事故 1,206件
1967	昭和 42年	7月9日	水害	豪雨		総雨量●107.5mm 最高水位 4.33m ●7.17m【大雲橋】	家屋浸水 5戸 被害総額 42,669千円
1967	昭和 42年	10月28 日	風水害	台風 第 34 号			床下浸水 2戸 被害総額 22,141千円
1969	昭和 44年	7月2日	水害	豪雨		総雨量 62mm 最高水位 1.38m	被害総額 10,399千円
1969	昭和 44年	7月9日	水害	豪雨		総雨量 63mm 最高水位 2.05m	床下浸水 180戸 被害総額 12,698千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覽表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1970	昭和45年	6月14日～16日	水害	豪雨		総雨量 280mm ●210mm 最高水位 4.59m ●7.55m【大雲橋】	床上浸水 24戸 床下浸水 66戸 被害総額 120,773千円
1971	昭和46年	7月23日～24日	水害	豪雨		総雨量 264.9mm 最大1時間降水量 45.0mm 最高水位 1.07m	床下浸水 55戸 被害総額 74,758千円
1971	昭和46年	8月30日	水害	台風第23号			被害総額 82,658千円
1972	昭和47年	7月10日～11日	水害	豪雨		総雨量 388.5mm ●334mm 最高水位 4.34m ●7.58m【大雲橋】	重傷者 1人 全壊 2戸 半壊 3戸 一部破損 12戸 床上浸水 32戸 床下浸水 346戸 被害総額 1,422,287千円
1972	昭和47年	9月16日	水害	台風第20号		総雨量 142.5mm ●176mm 最高水位 6.15m ●10.05m【大雲橋】	軽傷者 5人 全壊 4戸 半壊 33戸 床上浸水 527戸 床下浸水 1,024戸 被害総額 1,387,738千円 ※災害救助法発動
1973	昭和48年	10月13日～14日	水害	豪雨		総雨量 75.5mm	被害総額 5,773千円
1974	昭和49年	9月8日	水害	台風第18号		総雨量 232.5mm ●197mm 最高水位 4.06m ●6.65m【大雲橋】	軽傷者 1人 全・半壊 1戸 床上浸水 1戸 床下浸水 122戸 非住宅浸水 50戸 被害総額 812,212千円
1975	昭和50年	2月17日～19日	雪害	豪雪		積雪量 137cm【雲原】 145cm【野条】 100cm【上佐々木】 60cm【大呂】 55cm【篠尾】	家屋半壊 3戸 家屋一部破損 51戸 非住家半壊 2戸 非住家一部破壊 13戸 被害総額 119,083千円
1975	昭和50年	7月3日～5日	水害	豪雨		総降雨量 110.5mm 最高時間降雨量 24mm 最高水位 1.47m	被害総額 46,406千円
1975	昭和50年	9月28日	水害	豪雨		日降雨量 47.5mm	被害総額 25,000千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種類	災害の原因	主な被害地域	主な観測値	主な被害
1976	昭和51年	6月11日	水害	梅雨前線豪雨		総降雨量 95.5 mm 最高時間降雨量 67.0 mm 最高水位 1.02m	床上浸水 2戸 床下浸水 283戸 家屋への土砂崩れ 10戸 非住家半壊 5戸 非住家一部破壊 3戸 被害総額 442,133千円
1976	昭和51年	7月19日	水害	台風第9号		総降雨量 72.5 mm 最高時間降雨量 24.0 mm 最高水位 2.59m	住宅床下浸水 17戸 被害総額 67,191千円
1976	昭和51年	9月9日～13日	水害	台風第17号		総降雨量 9月8日～11日 273 mm 9月12日～14日 109 mm ●9月11日 301mm ●9月12日 86mm 最高時間降雨量 9月9日4時間で65 mm 9月13日 43 mm 最高水位 9月10日 4.18m ●6.92m【大雲橋：9月11日】	住家半壊 2戸 一部破損 10戸 床上浸水 9戸 床下浸水 41戸 家屋への土砂崩れ 15戸 非住家床下浸水 30戸 建物への土砂崩れ 10戸 臨時休校 小学校 3 中学校 3 被害総額 1,869,700千円
1977	昭和52年	11月16日～17日	水害	寒冷前線による大雨		総降雨量 136 mm 最高水位 2.01m	被害総額 99,598千円
1978	昭和53年	7月3日～4日	干ばつ			7月雨量 20 mm 8月雨量 94 mm 最高気温 36.7℃ 7月平均気温 27.5℃ 8月平均気温 27.2℃	被害の状況 簡易水道飲料水の不足。 中、辻、小田地区において 時間給水 農作物の被害 被害面積 300.4ha 被害額 171,963千円
1978	昭和53年	9月15日～16日	水害	台風第18号	北、西部	総降雨量 88 mm 最大時間雨量 34 mm	床下浸水 12戸 一部破損 1戸 被害総額 231,278千円
1979	昭和54年	6月26日～7月2日	水害	梅雨前線による大雨	北、西部	総降雨量 186 mm 最大時間雨量 20 mm 最高水位 2.51m【由良川】	被害総額 45,537千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1979	昭和 54年	9月30日 ～10月1 日	風水害	台風 第16号	北、西部	最大風速 18m/s 最大瞬間風速 20m/s 総降雨量 75 mm 時間最大雨量 26 mm 最高水位 3.55m【由良川】	全壊（非住家） 1件 一部破損 4戸 被害総額 59,551千円
1979	昭和 54年	10月19日	風水害	台風 第20号	北、西部	最大風速 15m/s 最大瞬間風速 20m/s 総雨量 161 mm 時間最大雨量 16 mm 最高水位 2.49m【由良川】 1.99m【土師川】 3.30m【牧 川】 1.98m【和久川】	床下浸水あり 被害総額 192,536千円
1980	昭和 55年	7月上旬 ～9月上 旬	異常 気象	異常 低温	市内一円		農作物被害 536,773千円
1982	昭和 57年	8月1日 ～2日	水害	台風 第10号	市内一円	総雨量 140 mm ●173 mm 時間最大雨量 19 mm 最高水位 5.46m【由良川】 ●8.63m【大雲橋】	床上浸水 29戸 床下浸水 21戸 非住家浸水 56件 土砂流入 11戸 被害総額 1,712,338千円
1983	昭和 58年	9月28日 ～29日	水害	台風 第10号	市内一円	総雨量 191 mm ●192 mm ▲186 mm 時間最大雨量 17 mm ▲ 77 mm 最高水位 5.50m【由良川】 4.18m【土師川】 2.72m【牧 川】 1.94m【和久川】 ●8.66m【大雲橋】	死者 1人 全壊 5戸 半壊 3戸 一部損壊 8戸 床上浸水 14戸 床下浸水 178戸 被害総額 7,728,885千円
1984	昭和 59年	1～2月	雪害	豪雪	市内全域	最大積雪深 60 cm【篠尾新町】 200 cm【雲原】 99 cm【法用】 142 cm【上佐々木】 ●95cm【河守】 ●182 cm【仏性寺】	死亡 1人 重傷 4人 軽傷 3人 住宅全壊 1戸 住宅半壊 1戸 住宅一部破損 1,319戸 非住家破損 403戸 被害総額 312,536千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1984	昭和59年	8月21日～22日	風害	台風第10号	市内全域	風速 8月21日 12m/s 18時40分 21時00分 23時10分 *主に南東及び南の風雨 8月21日23時10分から22日8時40分までの総雨量 21mm	大正小学校体育館屋根破損 人的被害 なし 被害総額 16,954千円
1985	昭和60年	6月21日～7月14日	水害	梅雨前線	市内全域	総雨量 481mm 日最大雨量 77mm (6月25日) 時間最大雨量 26mm (7月12日)	一部破損(下川口)1戸 床下浸水(下川口)1戸 人的被害 なし 被害総額 90,424千円
1985	昭和60年	7月19日	水害	集中豪雨	主に市東部一部	総雨量 88mm 時間最大雨量 48mm	床下浸水 16戸 (悼明1・昭和1・大正1・雀部9・下六人部1・中六人部1・佐賀2) 人的被害 なし 被害総額 11,000千円
1986	昭和61年	7月12日～13日及び7月21日～22日	水害	梅雨前線及びもどり梅雨	主に市西部北部	総雨量 176mm 7月12日22時から13日10時までの雨量: 82mm 7月21日20時から22日20時までの雨量: 94mm 時間最大雨量 46mm 7月12日23時最高水位 3.37m【由良川】 7月22日23時 1.90m【土師川】 7月22日22時 2.00m【牧川】 7月22日18時 2.43m【和久川】 7月22日19時	人的被害 なし 床上浸水 3戸(1) 床下浸水 42戸(9) ()内は非住居の数 大谷池堤防裏面崩壊 被害総額 136,201千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1987	昭和 62年	10月16 日～17日	水害	台風 第19号	市内一円	最大風速 7m/s 総雨量 160mm 時間最大雨量 24mm 最高水位 1.39m【由良川】 2.03m【土師川】 2.23m【牧川】 3.75m【和久川】	被害総額 470,509千円
1988	昭和 63年	6月2日 ～3日	水害	梅雨前 線豪雨	市内一円	総雨量 118mm 時間最大雨量 10mm 最高水位 2.42m【由良川】 6月3日19・22時 2.36m【土師川】 6月3日18時 1.49m【牧川】 6月3日1時 1.61m【和久川】 6月3日2時	被害総額 302,448千円
1988	昭和 63年	7月4日 ～16日	水害	梅雨前 線豪雨	市内一円	総雨量 168mm 時間最大雨量 26mm 最高水位 3.34m【由良川】 7月16日7時 2.46m【土師川】 7月16日7時 1.61m【牧川】 7月15日1時 1.65m【和久川】 7月16日1時	
1988	昭和 63年	8月24日 ～25日	水害	秋雨前 線豪雨	市内一円	総雨量 47mm【福知山】 100mm【三岳】 時間最大雨量 10mm【福知山】 25mm【三岳】 河川水位最高 0.84m【和久川】 8月25日12時 2.69m【牧川】 8月25日10時・ 11時	被害総額 10,596千円
1989	平成 元年	4月29日	異常 気象	霜	市内一円	最低気温 1.6℃	農産被害 33,300千円 (桑・茶)

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
1989	平成 元年	9月2日 ～3日	水害	秋雨前 線豪雨		総雨量 50mm 時間最大雨量 13mm 最高水位 3.03m【由良川】 1.92m【土師川】	農産被害 4,247千円
1990	平成 2年	9月17日 ～20日	水害	台風 第19号	市内一円	総雨量 218mm【福知山】 296mm【三 岳】 ●149m 時間最大雨量 28mm【福知山】 19mm【三 岳】 ■64mm / 2h 最高水位 4.93m【由良川】 9月19日7時 4.01m【土師川】 9月19日1時 2.27m【和久川】 9月19日23時 2.81m【牧 川】 9月19日1時 ●8.00m【大雲橋】	家屋被害 浸水住家 65戸 (うち床上浸水記録 8戸) 非浸水住家 26戸 公共建物 2戸 全壊非住家 1戸 一部破損住家 5戸 一部破損非住家 2戸 被害総額 1,779,301千円
1991	平成 3年	9月27日 ～28日	風水害	台風 第19号	市内一円	総雨量 12mm 風 最大瞬間風速 南西の風 23.2m/s 0時21分 : 京都地方気象台 西南西の風 33.9m/s 23時34分 : 舞鶴海洋気象台	負傷者 3人 家屋被害 全壊 1戸 一部破損: 市営住宅 78戸 一般住家 210戸 一般非住家 126戸 被害総額 93,837千円
1993	平成 5年	9月3日 ～4日	風水害	台風 第13号	市内一円	総雨量 63mm 時間最大雨量 22mm	被害総額 81,707千円
1994	平成 6年	7～8月	異常 気象	高温 少雨	市内一円	7月 総雨量 52mm 7月 平均気温 27.9℃ 7月 最高気温 36.2℃ 8月 総雨量 44mm 8月 平均気温 28.6℃ 8月 最高気温 39.0℃	被害総額 42,000千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
1995	平成7年		雪	豪雪	三和町		一部損壊 56戸
1995	平成7年	5月11日 ～12日	水害	豪雨	市内一円	総雨量 140mm ●126mm 時間最大雨量 13mm 河川水位 4.25m【由良川】 5月12日18時 ●6.73m【大雲橋】	浸水家屋 1戸 総被害額 213,240千円
1995	平成7年	7月2日 ～5日	水害	梅雨前 線豪雨	市内一円	雨 総雨量 187mm 時間最大雨量 35mm	被害総額 65,500千円
1998	平成10年	9月21日 ～22日	水害	台風第 7号	夜久野町		橋梁損害 1ヶ所 総被害額 20,649千円
1999	平成11年	6月29日	水害	豪雨	大江町	総雨量 ●153mm 最高水位 4.57m【由良川】 ●7.17m【大雲橋】	家屋浸水 1戸 総被害額 76,800千円
2004	平成16年	9月7日	水害	台風第 18号	大江町		負傷者 2人 一部損壊 15戸(7) ()内は非住居の数
2004	平成16年	10月19日 ～21日	風水害	台風第 23号	市内一円	総雨量 307mm ▲308mm 時間最大雨量 37mm ▲31mm 最高水位 7.53m【由良川】 7.55m【音無瀬橋】 ●10.96m【大雲橋】	死者 2人 重傷者 1人 軽傷者 1人 半壊 59戸 一部損壊 115戸 床上浸水 755戸 床下浸水 731戸 総被害額 12,499,107千円 ※災害救助法、被災者生活 再建支援法適用
2006	平成18年	7月17日	風水害	豪雨	市内一円	総雨量 183mm 最高水位 5.00m【由良川】	軽傷者 1人 一部損壊 79戸(3) 被害総額 148,509千円
2009	平成21年	8月1日 ～2日	風水害	集中豪 雨	市内一円	最大時間雨量:三和町 62.5mm(1日5～6時)	一部損壊 1戸 床上浸水 2戸 床下浸水 17戸 総被害額 97,550千円
2009	平成21年	8月9日 ～10日	風水害	集中豪 雨	市内一円	最大時間雨量:夜久野町 51.0mm(10日2～3時) 最高水位3.93m【牧川】 (8月10日3時)	軽傷者 1人 床上浸水 7戸 床下浸水 55戸 総被害額 924,020千円
2011	平成23年	5月10日 ～12日	風水害	台風第 1号	市内一円	総雨量 173mm ●153mm ■178mm	被害総額 19,340千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の種 類	災害の原 因	主な被害地 域	主な観測値	主な被害
2011	平成 23年	5月29～ 30日	風水害	台風第 2号	主に市内 北西部	総雨量 164mm ●258mm 最高水位 5.14m【音無瀬橋】 7.31m【大雲橋】	床上浸水 1戸 床下浸水 8戸
2011	平成 23年	8月23～ 25日	風水害	集中豪 雨	三和町	総雨量 ▲114mm 時間最大雨量 ▲42mm	床下浸水 住家 1戸 非住家 3棟 ※排水不良によるもの
2011	平成 23年	9月2～ 4日	風水害	台風第 12号	夜久野町	総雨量 ■215mm	土木被害 道路10か所 河川5か所
2011	平成 23年	9月20～ 22日	風水害	台風第 15号	市内一円	総雨量 243mm ●259mm ▲306mm ■224mm 最高水位 5.73m【音無瀬橋】 8.15m【大雲橋】	床上浸水 4戸 床下浸水 11戸 土木被害 道路39箇所 河川16箇所
2013	平成 25年	9月15～ 16日	風水害	台風第 18号	主に 遷 喬、大江 町	総雨量 216mm ●235mm ▲267mm ■210mm	全壊2棟 大規模半壊19棟 半壊311棟 一部損壊、床上浸水 423棟 床下浸水 356棟 土木被害 道路31箇所 77,956千円 河川79箇所 238,856千円
2014	平成 26年	8月15～ 17日	水害	集中豪 雨	市街地	総雨量357.5mm(福知山)	死者 1名(関連死) 全壊13棟 大規模半壊6棟 半壊266棟 一部損壊3,968棟 公共土木施設被害額 956,350千円
2017	平成 29年	10月22 ～23日	風水害	台風第 21号	主に 遷 喬、大江 町	総雨量 200mm ●214mm ▲247mm ■217mm	半壊12棟 一部損壊11棟 床上浸水98棟 床下浸水227棟 公共土木施設被害額 507,500千円
2018	平成 30年	6月28日 ～7月8 日	水害	集中豪 雨	市内一円	総雨量 594.5mm 【坂浦】 最高水位 6.52m【音無瀬橋】	重傷者 1人 全壊5棟 半壊39棟 一部損壊、床上浸水 208棟 床下浸水 493棟 公共土木施設被害額 1,132,926千円

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章-参2

福知山市 気象災害・火災等災害履歴一覧表

西暦	年号	月 日	災害の 種 類	災害の 原 因	主な被害 地 域	主な観測値	主な被害
2018	平成 30年	9月29日 ～10月1 日	風水害	台風 24 号	市内一円	総雨量 232mm ●179mm ▲223mm ■190mm	死者 1名 (関連死) 全壊 2棟 床上浸水 1棟 床下浸水 11棟 公共土木施設被害額 444,547千円
2023	令和 5年	8月14～ 15日	強 雨 害、土 砂 災 害、浸 水害	台風第 7号	主に大江 町	ピーク時の降水量 5 時間で273mm(大雲橋) (14日21時～15日02 時) 河川水位 由良川 1m96cm (8月15日18時00分)	全壊 10棟 半壊 2棟 準半壊 6棟 床上浸水 22棟 床下浸水 79棟 道路被災箇所 151箇所

注：主な観測値については、無印：旧福知山市内、●：大江支所内、▲：三和支所内、■：夜久野支所内の記録

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

<京都府域における主な地震記録>

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
1	701. 5. 12	丹波の地震	35. 6	135. 4	7. 0	『続日本紀』大宝元年3月26日「丹波地震三日、(丹後分国は713年)」「丹後風土記残欠」に当時。南北6. 4km、東西2. 4kmの島であった凡海郷(おおしあまのおおさと)の大部分海没、現在の冠島、沓島のみが残ったとの伝承を収録。(大日本地震資料・文部省震災予防調査会、昭和16年。事実とすれ) ばこの付近一帯に相当な地変が起こり、若狭湾岸には津波があったものと思われる。
2	827. 8. 11	京都の地震	35. 0	135. 6	6. 5 ～7	天長4年7月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年6月までに70回程の余震。
3	856.(月日不詳)	京都の地震			6 ～ 6. 5	斉衡3年3月、京都とその南方で建造物に若干の害。被
4	868. 8. 3	播磨・山城の地震	34. 8	134. 8	≥ 7. 0	貞観10年7月8日、姫路付近(最近の調査では三田付近、山崎断層延長上。京都に軽微な被害。)
5	881. 1. 13	京都の地震			6. 4	元慶4年12月6日、直下型か?宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年2月頃まで50回以上。
6	887. 8. 26	五畿七道の地震	33. 0	135. 0	8 ～ 8. 5	仁和3年7月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも圧死者及び倒壊多数。
7	890. 7. 10	京都の地震			6	寛平2年6月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものがあった。
8	934. 7. 16	京都の地震			6	承平4年5月27日。2回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5. 22	京都・紀伊の地震	35. 0	135. 8	7	天慶元年4月15日。宮中の内膳司倒れて死者4人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976. 7. 22	山城・近江の地震	34. 9	135. 8	≥ 6. 7	貞元元年6月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。2か月間に100回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8. 25	京都の地震				長久2年7月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070. 12. 1	山城・大和の地震	34. 8	135. 8	6 ～ 6. 5	延久2年10月20日、震源は経喜郡～相楽郡付近。奈良東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
13	1091. 9. 28	山城・大和の地震	34. 7	135. 8	6. 2 ～ 6. 5	寛治5年8月7日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の佛像倒れ、その他の建物にも被害。大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3. 19	京都の地震			6 ～ 6. 3	寛治7年2月14日。所々の塔破損。
15	1096. 12. 17	畿内・東海道の地震	34. 0	137. 5	8 ～ 8. 5	永長元年11月24日、遠州灘～熊野灘(東南海型)。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177. 11. 26	大和の地震	34. 7	135. 8	6 ～ 6. 5	治承元年10月27日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8. 13	近江・山城・大和の地震	35. 0	135. 8	7. 4	文治元年7月9日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一带およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の10人落ち死者1人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流し水減じ、後に旧に復す。近江の田3町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の様相から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8. 27	京都の地震				寛元3年7月27日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
—	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震				正安元年4月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者1万余『本朝年代。記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2. 24	京都の地震	35. 0	135. 8	6. 5 ～7	文保元年1月5日。白河辺の人家ことごとく潰れ死者5人。清水寺の塔と鐘楼焼失。その他の寺院にも被害。2～3日前に東寺の塔の折れ傾くほどの強震あり。余震多数。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35. 0	135. 8	6	正平5年5月23日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が7月初旬まで続いた。
—	1361. 8. 1	畿内諸国の地震				正平16年6月22日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33. 0	135. 0	8. 2 ～ 8. 5	正平16年6月24日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者5人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震				正平24年7月28日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
23	1425. 12. 23	京都の地震	35. 0	135. 8	6	応永32年11月5日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5. 13	山城・大和の地震	35. 0	135. 6	5 3/4 ～ 6. 5	宝徳元年4月12日。2日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。
—	1456. 2. 14	紀伊の地震				康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5. 29	京都の地震				文正元年4月6日。天満社、糺社の石灯笼倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33. 0	136. 0	7～ 7 3/4	永正17年3月7日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1. 18	畿内・東海・東山・北陸諸道の地震	36. 0	136. 9	7. 8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震『慶長地震』	34. 65	135. 6	7 1/2	文禄5(慶長1)年閏7月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し「洛中の死者4万5、千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。この前日、別府湾にM7程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
—	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸道の地震『慶長東南海地震』	A33. 5 B33. 0	138. 5 134. 9	7. 9 7. 9	慶長9年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感(震度不明。)
—	1614. 11. 26	越後高田の地震				慶長19年10月25日「高田で大地震、大津波、死者。あり、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者2人、」負傷者370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9. 30	京都の地震				元和4年8月12日『京都府寺誌稿』に「不動院。大破」
30	1662. 6. 16	比良岳付近の地震	35. 2	135. 95	7 1/4 ～ 7. 6	寛文2年5月1日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
						所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者200余人。六地藏、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で34.5メートルの隆起。余震が非常に多く、～翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
31	1664. 1. 4	山城の地震			5.9	寛文3年12月6日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯籠倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6. 25	二条城の地震			6	寛文5年5月12日。二条城の石垣20mほど崩れる。二の丸殿舎など少々破損。
33	1694. 12. 12	丹後の地震				元禄7年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
—	1703. 12. 31	江戸・関東諸国の地震 『元禄地震』	34.7	139.8	7.9 ～ 8.2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖。津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感(震度Ⅱ程度。)
—	1707. 10. 28	五畿・七道の地震『宝 永地震』	33.2	135.9	8.4	宝永4年10月4日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。被害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者2万余人、全壊家屋約6万戸、流失家屋約2万戸。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
34	1751. 3. 26	京都の地震	35.0	135.8	5.5 ～6	宝暦元年2月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2. 11	京都の地震				宝暦3年1月9日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1. 22	丹後の地震				安永2年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802. 11. 18	畿内・名古屋の地震	35.2	136.5	6.5 ～7	享和2年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯籠倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地 震	35.2	136.3	7 1/4	文政2年6月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者5、人家屋全半壊242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯籠多く倒れる。
39	1830. 8. 19	京都及びその隣国の 地震	35.1	135.6	6.5	天保元年7月2日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震『京都大地震(三木晴男著、思。』文閣出版)に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者4人、負傷者5人、住家全壊41戸。大津

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34. 8	136. 2	7 1/4	でも死者1人、負傷者2人、住家全壊6戸。愛宕山、高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の神社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地藏橋、喰違橋、観月橋など損じ、宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯笼176本転倒。土蔵、門、塀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震400回、翌日600回、翌々日100回という記事も見え翌年に及んだ。 安政元年6月15日。南山城村付近。12日頃から前震があった。伊賀上野、四日市、奈良、大和郡山などで大きな被害。全体の被害は死者約1800人、住家全壊約5000戸。上野付近では死者約600人、住家全壊約2270戸。奈良で死者300余人、住家全壊400戸以上、住家の全壊率40%。京都では民家、灯笼などに小被害。上野の北方で西南西—東北東方向の断層を生じ、南側の1kmの地域が最大1.5m相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。
—	1854. 12. 23	『安政東海地震』	34. 0	137. 8	8. 4	安政元年11月4日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度IV～V。
—	1854. 12. 24	『安政南海地震』	33. 0	135. 0	8. 4	安政元年11月5日。安政東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海、近畿地方から中国、四国、九州に及ぶ。京都の震度IV～V。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震				安政5年2月26日。宮津で地割れ、住家大破。岩ヶ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891. 10. 28	『濃尾地震』	35. 6	136. 6	8. 0	明治24年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者7,273人、負傷者17,175人、住家全壊14万余戸。京都府南部で住家全壊13戸、道路22か所、橋梁2か所、堤防33か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5. 23	『北但馬地震』	35. 6	134. 8	6. 8	大正14年。兵庫県但馬北部(城崎付近)の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者428人負傷者834人、住家全壊1,295戸、住家焼失2,180戸。久美浜湾沿岸の田畑約10ha陥没して海となる。京都府北部で死者7人、負傷者30人、住家全壊20戸、住家半壊50戸。

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35. 6	134. 9	7. 3	昭和2年。京都府北西部の地震(震央は竹野川上流。)被害は丹後半島(峰山町を中心)の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者2,898人、負傷者7,595人、住家全壊・全焼6,918戸、非住家全壊・全焼9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
—	1944. 12. 7	『東南海地震』	33. 6	136. 2	7. 9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者1,223人、負傷者1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊36,520戸。津波の被害により住家流出3,129戸。京都府に被害報告なし。
45	1946. 12. 21	『南海道地震』	32. 9	135. 8	8. 0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者1,443人、負傷者3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7. 18	『吉野地震』	34. 5	135. 8	6. 7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者9人、負傷者136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者1人、負傷者20人、住家全壊5戸、住家半壊10戸、道路3か所の被害。
47	1968. 8. 18	京都府中部の地震	34. 2	135. 4	5. 6	昭和43年。京都府中部(和知町付近)の地震。綾部市で住家半壊1戸、住家破損1戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5. 26	『日本海中部地震』	40. 4	139. 1	7. 7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者104人(うち津波による死者100人、負傷者163人(同104人、建物全壊934戸、半)壊2,115戸、流失52戸、一部破損3,258戸。船沈没255隻、流失451隻、破損1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没7隻、同破損18隻、住家床上浸水3戸などの被害。
49	1990. 1. 11	滋賀県南部の地震	35. 1	136. 0	5. 0	平成2年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。
50	1995. 1. 17	『兵庫県南部地震』	34. 6	135. 0	7. 3	平成7年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋、

(ゴシック体は福知山市で被害があったと想定される地震)

資料編
第9章—参3

福知山市周辺及び京都府域における地震活動

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西暦年月日	名称	震 北緯	央 東経	M	記事(地域・被害等)
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2	135.7	5.4	<p>コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害(同年12月27日現在)は、死者・不明者6,310人、負傷者4万人以上、住家全半壊20万戸以上、火災294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など8市町村で49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅2,750棟が壊れ、公共建物など246棟も被害を受けた。</p> <p>気象庁はこの地震を「平成7年兵庫県南部地震」と命名した。</p> <p>京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。</p>
52	2004.9.5	紀伊半島沖・東海道沖の地震(前震)	33.0	136.8	7.1	<p>紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。</p>
53	2004.9.5	紀伊半島沖・東海道沖の地震(本震)	33.1	137.1	7.4	<p>東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。加茂町で重傷者1名の被害があった他、府内では住家一部破損が1棟あった。</p>

資料：京都地方気象台

参考文献：理科年表(丸善)、新編日本被害地震総覧(東京大学出版会)
京都大地震(三木晴男著、思文閣出版)

応急仮設住宅建設適地一覧表

建設予定地	面積
御霊公園	0.61ha
弘法川公園	0.36ha
問屋町公園	0.30ha
梅原公園	0.36ha
土師新町公園	0.56ha
岡東公園	0.70ha

林野火災対策において対象とする陸上自衛隊施設

施設名	所在地
福知山射撃場	福知山市字天田無番地
福知山訓練場	福知山市字天田無番地
長田野演習場	福知山市字長田無番地

資料編
第9章－他4

陸上自衛隊施設周辺の路線一覧

陸上自衛隊施設名	周辺の路線名
福知山射撃場	市道室3号線
	市道羽合室線
	市道和久寺室線
	市道西町市寺線
福知山訓練場	市道旭が丘小谷ヶ丘線
	市道丸田山の神線
	市道小谷ヶ丘山の神線
	市道菱屋堀線
長田野演習場	市道平野5号線
	市道大野本線
	市道大野1号線
	市道駒場区画環状線

資料編
第9章—他4

地区防災計画策定状況一覧表

令和7年度5月現在

番号	地区	作成主体	計画の名称	策定年度
1	下川口	勅使自主防災会	勅使自主防災会地区防災計画	令和7年度
2	上六人部	三俣自治会	三俣自治会地区防災計画	令和7年度

合計：2地区